

I T化推進施策に関する行政評価・監視
結 果 報 告 書
—地域情報化を中心として—

平成 18 年 1 月

総務省行政評価局

前 書 き

我が国の I T 化に関する政府全体の取組として、平成 6 年 8 月に内閣に設置した高度情報通信社会推進本部より「高度情報通信社会に向けた基本方針」（平成 7 年 2 月 21 日高度情報通信社会推進本部決定）等の各種の I T 化施策に関する取組についての方針が示され、その後、平成 13 年 1 月 6 日に施行された高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成 12 年 12 月 6 日法律第 144 号）に基づき、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（I T 戦略本部）の設置及び「高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画」の策定がなされた。

同重点計画は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関して政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策を定めるものであり、I T 戦略本部の決定する国家戦略を踏まえて策定されるものである。当初、I T 戦略本部は、同戦略において「我が国が 5 年以内に世界最先端の I T 国家となること」を目指し、I T 基盤の整備に重点をおいた「e-Japan 戦略」（平成 13 年 1 月 22 日 I T 戦略本部決定）を決定した。その後、ネットワーク・インフラなど I T 基盤の整備が進んだことを背景として、平成 15 年 7 月に、I T の利活用に重点を移した「e-Japan 戦略Ⅱ」（平成 15 年 7 月 2 日 I T 戦略本部決定）を決定した。

この「e-Japan 戦略Ⅱ」において、I T の利活用による「元気・安心・感動・便利」社会の実現については、その課題の多くが地域における住民生活や企業活動等に密接に関係するため、地域情報化の進展によってその具体化が図られるとされている。

また、地域情報化は、地域社会を支える住民、地方公共団体、企業・事業者、地域の公共的な機関・団体など多様な主体がユビキタス・ネットワークでつながれ、情報・知識の共有が図られることによって、地域の課題の解決を目指すものであり、我が国の I T 化の推進を図る上で重要な役割を担っている。

この行政評価・監視は、このような状況を背景に、今後、更に I T 化を推進するに際して、効果的かつ効率的な施策の実施を図る観点から、地域情報化を進める地方公共団体に対する国の支援施策について、実施状況を調査し、改善に資するため実施したものである。

目 次

| | ページ |
|----------------------------|-----|
| 第1 行政評価・監視の目的等 | 1 |
| 第2 行政評価・監視結果 | 2 |
| 1 地域情報化に係るIT化推進施策の概要 | 2 |
| (1) 地域情報化に係る国の施策及び予算 | 2 |
| (2) 市町村における地域情報化に係る事業の実施状況 | 3 |
| 2 地域情報化に係る各種事業の効率的かつ効果的な実施 | 10 |
| (1) 地域公共ネットワークの整備事業 | 10 |
| (2) ケーブルテレビの整備事業 | 38 |
| (3) 実証実験・研究開発、その他事業 | 54 |
| 3 地域情報化計画における到達目標等の明確化 | 84 |

図 表 目 次

第1 地域情報化に係るIT化推進施策の概要

| | | |
|----------|------------------------------------|---|
| 表1-(1)-1 | 平成10年度から17年度までの地域情報化に係る国の支援施策・対象事業 | 4 |
| 表1-(1)-2 | 地域情報化を支援する国の施策の数、予算等 | 6 |
| 表1-(1)-3 | 高度情報通信ネットワーク社会の形成に係る予算等の経年推移 | 7 |
| 表1-(1)-4 | 国が支援する事業の内容、種類数、予算 | 8 |
| 表1-(2)-1 | 市町村における事業費と事業数の推移 | 9 |

第2 地域情報化に係る各種事業の効率的かつ効果的な実施

(1) 地域公共ネットワークの整備事業

| | | |
|-----------|------------------------------------------------------------------------|----|
| 表2-(1)-1 | e-Japan戦略II等における地域公共ネットワークの整備に係る規定 | 16 |
| 表2-(1)-2 | 地域公共ネットワークの全国整備率の推移 | 17 |
| 表2-(1)-3 | 平成17年7月1日現在の地域公共ネットワークの整備済み団体の事業別内訳 | 17 |
| 表2-(1)-4 | 地域イントラネット基盤施設整備事業の内容 | 18 |
| 表2-(1)-5 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業の内容 | 19 |
| 表2-(1)-6 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施した35市町等のうち、伝送施設を敷設した18市町における業務システム用の設備費の割合等 | 20 |
| 表2-(1)-7 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施した35市町等のうち、伝送施設を借り受けた17市町等における業務システム用の設備費の割合等 | 21 |
| 表2-(1)-8 | 伝送施設の自設又は借上げの検討に当たって、経費の積算等が不十分な事例 | 22 |
| 表2-(1)-9 | 地域イントラネット基盤施設整備事業で導入した業務システムの内訳(種類別) | 24 |
| 表2-(1)-10 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施した35市町等における業務システムの利用状況 | 25 |
| 表2-(1)-11 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施した35市町等のうち、業務システムの利用実績件数が利用見込み件数を下回っているもの等(23市町) | 26 |
| 表2-(1)-12 | 地域イントラネット基盤施設整備事業で設置した公共端末が業務用に転用されている例 | 31 |
| 表2-(1)-13 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業で導入した業務システムの内訳(種類別) | 32 |
| 表2-(1)-14 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施した26市町村における業務システムの利用状況 | 33 |
| 表2-(1)-15 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施した26市町村のうち、業務システムの利用実績件数が利用見込み件数を下回っているもの等(7市町村) | 34 |
| 表2-(1)-16 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業で設置した公共端末が業務用に転用されている例 | 36 |
| 表2-(1)-17 | 総合通信局における補助事業の採択審査の実施状況 | 37 |

(2) ケーブルテレビの整備事業

| | | |
|------------|-----------------------------------------------------------|----|
| 表 2-(2)-1 | e-J a p a n 戦略Ⅱ等における地域公共ネットワークの整備に係る決定事項 | 43 |
| 表 2-(2)-2 | 2011年地上アナログテレビジョン放送終了に係る規定等 | 45 |
| 表 2-(2)-3 | 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業の目標 | 46 |
| 表 2-(2)-4 | 幹線路の光ファイバ整備状況 | 46 |
| 表 2-(2)-5 | 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業の内容 | 47 |
| 表 2-(2)-6 | 地域公共ネットワークのケーブルテレビ回線の活用状況 | 48 |
| 表 2-(2)-7 | 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業における加入率（単一の補助対象 エリアの加入率を把握できたもの） | 49 |
| 表 2-(2)-8 | 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業における加入率（複数の補助対象 エリアを合わせた加入率を把握できたもの） | 49 |
| 表 2-(2)-9 | 公共施設に延伸した伝送路の一部を活用していない事例 | 50 |
| 表 2-(2)-10 | 総合通信局における補助事業の採択審査の実施状況 | 51 |
| 表 2-(2)-11 | 農村振興地域情報基盤整備事業等の内容 | 52 |
| 表 2-(2)-12 | 漁港漁村活性化対策事業等（情報基盤施設）の内容 | 53 |

(3) 実証実験・研究開発、その他事業

| | | |
|-------------|--------------------------------------------------------|----|
| 表 2-(3)-ア-1 | 学校インターネット事業実施に係る法令等 | 67 |
| 表 2-(3)-ア-2 | 学校に導入されたテレビ会議システムを用いた学校間交流授業実施状況 | 70 |
| 表 2-(3)-ア-3 | 学校インターネット2において、衛星通信回線の不具合により、テレビ会議 システムの利用に支障が生じた事例 | 73 |
| 表 2-(3)-イ-1 | ICカードの普及等によるIT装備都市研究事業の実証地域における ICカードの発行状況 | 74 |
| 表 2-(3)-イ-2 | ICカード1・2・3におけるアプリケーションの運用状況 | 75 |
| 表 2-(3)-イ-3 | ICカード1・2・3におけるアプリケーションの中止理由 | 76 |
| 表 2-(3)-ウ-1 | 先進的情報技術活用型医療機関等ネットワーク化推進事業における 開発システムの運用状況 | 78 |
| 表 2-(3)-ウ-2 | 先進的情報技術活用型医療機関等ネットワーク化推進事業における 開発システムの運用中止理由 | 78 |
| 表 2-(3)-エ-1 | テレワーク事業の実績が低調であると認められる事例 | 79 |
| 表 2-(3)-エ-2 | テレワーク以外の事業の実績が低調であると認められる事例 | 80 |
| 表 2-(3)-エ-3 | 利用見込みに関する資料の提出及び審査状況 | 81 |

| | | |
|-------------------|------------------------------------------------|----|
| 表 2 - (3) - オ - 1 | 高度情報化拠点施設整備事業の利用低調な事例の概要 | 82 |
| 表 2 - (3) - オ - 2 | 「農業経営総合対策事業の実施について」(平成14年3月29日 経営局長通知) <抜粋> | 83 |

第 3 地域情報化計画における到達目標等の明確化

| | | |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 表 3 - 1 | 「地方公共団体における地域の情報化の推進に関する指針」(平成2年1月12日付け 各都道府県知事あて自治大臣官房総務審議官通知) <抜粋> | 87 |
| 表 3 - 2 | 「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」 (平成12年8月28日情報通信技術(IT)革命に対応した地方公共団体における 情報化推進本部決定) <抜粋> | 87 |
| 表 3 - 3 | 「電子自治体推進指針」(平成15年8月総務省自治行政局) <抜粋> | 88 |
| 表 3 - (1) - 1 | 地域イントラネット基盤施設整備事業等を実施している市町村等における 課題等発生状況(地域情報化計画の策定別) | 89 |
| 表 3 - (1) - 2 | 地域イントラネット基盤施設整備事業等 9 事業の何れかを実施している 市町村における課題等の発生状況等 | 90 |
| 表 3 - (1) - 3 | 地域情報化計画未策定の理由の分類 | 93 |
| 表 3 - (2) - 1 | 地域イントラネット基盤施設整備事業等を実施している地域情報化計画策定済 市町村における課題等の発生状況(事業目標等の明確・不明確別) | 94 |
| 表 3 - (2) - 2 | 市町村等において事業目標等を明確にしていない理由 | 95 |

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、今後、更にIT化を推進するに際して、効果的かつ効率的な施策の実施を図る観点から、地域情報化を進める地方公共団体に対する国の支援施策について、実施状況を調査し、改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

行政評価・監視対象機関

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

関係調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道（函館行政評価分室を含む。）、東北、関東、中部、近畿、中四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 17 事務所（岩手、山形、福島、山梨、富山、石川、岐阜、三重、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、徳島、熊本、大分、宮崎）

4 実施時期

平成16年12月～18年1月

第 2 行政評価・監視結果

1 地域情報化に係る I T 化推進施策の概要

| 勸 告 | 説明図表番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|-------------|----|---------|---------|---------|---------|----------|--------------|--------------|-------------|----------|--------------|--------------|-------------|------------------------------|-----|----|---|----|-----|---|---|---|-----|---|---|---|-----|---|---|---|-------------------------------------------|
| <p>我が国の I T 化に関する政府全体の取組は、「e-Japan 戦略 II」(平成15年 7 月 2 日 I T 戦略本部決定) に示されるように I T の利活用の段階に入っており、住民、地方公共団体、公共機関等をネットワークで接続し、情報アクセス環境を整備することにより地域社会の利便性の向上を図る地域情報化は、I T の利活用を推進するために重要な役割を担っている。</p> <p>この地域情報化を推進する取組については、国の支援の下、地方公共団体、認可法人等において近年急速に進められているところであり、国が地域ネットワークの整備、地域アプリケーションの充実、情報リテラシーの向上等の分野において、地域情報化を推進する市町村を支援するために平成10年度から17年度までの間に実施した I T 化推進施策の概要は、以下のとおりとなっている。</p> <p>(1) 地域情報化に係る国の施策及び予算</p> <p>ア 平成10年度から17年度までの施策</p> <p>平成10年度から17年度までの地域情報化を推進するための施策等をみると、次表のとおり、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の 6 省において、実数で35施策が実施され、47種類の事業に対して支援が行われている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：施策、事業、億円、%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">地方公共団体</th> <th style="width: 20%;">認可法人等</th> <th style="width: 40%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施策 (事業)</td> <td style="text-align: center;">22 (34)</td> <td style="text-align: center;">13 (13)</td> <td style="text-align: center;">35 (47)</td> </tr> <tr> <td>予算額 (割合)</td> <td style="text-align: center;">3,769 (76.1)</td> <td style="text-align: center;">1,170 (23.9)</td> <td style="text-align: center;">4,939 (100)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">補正額 (割合)</td> <td style="text-align: center;">2,438 (69.7)</td> <td style="text-align: center;">1,062 (30.3)</td> <td style="text-align: center;">3,500 (100)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">業出国 数方庫 法金 別の 事支</td> <td style="padding-left: 20px;">補助金</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">32</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">交付金</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">委託費</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">出資金</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 地方公共団体 | 認可法人等 | 計 | 施策 (事業) | 22 (34) | 13 (13) | 35 (47) | 予算額 (割合) | 3,769 (76.1) | 1,170 (23.9) | 4,939 (100) | 補正額 (割合) | 2,438 (69.7) | 1,062 (30.3) | 3,500 (100) | 業出国 数方庫 法金 別の 事支 | 補助金 | 30 | 2 | 32 | 交付金 | 4 | 0 | 4 | 委託費 | 0 | 8 | 8 | 出資金 | 0 | 3 | 3 | <p>表 1 - (1) - 1</p> <p>表 1 - (1) - 2</p> |
| 区 分 | 地方公共団体 | 認可法人等 | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策 (事業) | 22 (34) | 13 (13) | 35 (47) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 予算額 (割合) | 3,769 (76.1) | 1,170 (23.9) | 4,939 (100) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補正額 (割合) | 2,438 (69.7) | 1,062 (30.3) | 3,500 (100) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 業出国 数方庫 法金 別の 事支 | 補助金 | 30 | 2 | 32 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 交付金 | 4 | 0 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委託費 | 0 | 8 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 出資金 | 0 | 3 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

イ 施策数及び予算額の経年推移

平成10年度から17年度までの予算額、交付箇所数、施策数等は、次表のとおり推移している。

(単位：億円、件)

| 区分 | 平成10年度 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 計 |
|------|--------|-------|---------|-------|-------|-----|-----|----|---------|
| 予算額 | 621 | 515 | 1,900 | 836 | 608 | 239 | 145 | 75 | 4,939 |
| 交付実績 | 439 | 379 | 592 | 1,389 | 685 | 367 | 114 | — | 3,965 |
| 補正予算 | (466) | (404) | (1,723) | (526) | (373) | (8) | (0) | — | (3,500) |
| 交付箇所 | 1,342 | 1,483 | 4,661 | 920 | 936 | 394 | 124 | — | 9,860 |
| 施策数 | 13 | 13 | 19 | 16 | 16 | 15 | 10 | 8 | — |
| 事業種類 | 17 | 18 | 24 | 22 | 22 | 21 | 15 | 10 | — |

(注) 1 予算額は、平成17年度に創設され、事業完了まで地域情報化に係る予算を特定できない施策については、計上していない。

2 補正予算額は予算額の内数である。

3 交付箇所は、市町村、認可法人等である。

補正予算の執行については、翌年度に繰り越された事業が多いことから、交付実績額が予算額を上回る年度がある。

なお、平成10年度から17年度までの地域情報化に係る予算総額4,939億円は、同期間中の高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する予算総額12兆4,498億円の4.0%を占めている。

ウ 事業の内容

平成10年度から17年度までの35施策、47種類の事業の予算を事業の内容から大別してみると、①ネットワークの整備が2,392億円(48.4%)と最も多く、②情報リテラシーの向上が1,197億円(24.2%)、③実証実験・研究開発が1,144億円(23.2%)、④その他が206億円(4.2%)となっている。

(2) 市町村における地域情報化に係る事業の実施状況

今回、86市町村等において、平成10年度から15年度にかけて地域情報化のために実施された事業を調査した結果、総計で601事業(認可法人等向けの事業であって、地方公共団体も参加した実証実験等に係るもの60事業を除く。)が行われていた。これら601事業の総事業経費は586億円であり、国庫補助が241億円(41.1%)、道府県の補助が21億円(3.6%)、市町村の自主財源が324億円(55.3%)となっており、国の支援が大きな重みを占めている状況となっている。

表1-(1)-3

表1-(1)-4

表1-(2)-1

表 1 - (1) - 1

平成10年度から17年度までの地域情報化に係る国の支援施策・対象事業

| 府省名 | 施策名 | 実施した補助事業等の名 | 開始年度 | 終了年度 | 備考 |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|--------|---------------------------|-------------------------|
| 総務省 | 電気通信格差是正事業費補助金 | 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業 | 平成6年度 | 継続中 | |
| | | 地域インターネット導入促進基盤整備事業 | 平成11年度 | 継続中 | |
| | | 広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業 | 平成12年度 | 平成13年度 | |
| | | 広域的地域情報通信ネットワーク整備促進モデル構築事業 | 平成10年度 | 平成11年度 | |
| | | 自治体ネットワーク施設整備事業 | 平成6年度 | 平成13年度 | |
| | | I T生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業 | 平成10年度 | 平成15年度 | |
| | | マルチメディア街中にぎわい創出事業 | 平成10年度 | 平成16年度 | |
| | 情報通信格差是正事業費補助金 | 地域イントラネット基盤施設整備事業 | 平成10年度 | 継続中 | |
| | 情報通信システム整備促進費補助金 | 情報通信システム整備促進事業 | 平成11年度 | 継続中 | 平成17年度限りで終了 |
| | 先進的情報通信システム整備推進費補助金、先進的情報通信施設整備費補助金 | 先進的情報通信システムモデル都市構築事業 | 平成9年度 | 平成13年度 | 経済産業省との共管事業 |
| | 地域情報化モデル事業交付金 | e-まちづくり交付金事業 | 平成14年度 | 平成14年度 | |
| | 地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金 | 加入者系光ファイバ網設備整備事業 | 平成14年度 | 継続中 | 平成17年度限りで終了 |
| | | 地域公共ネットワーク基盤整備事業 | 平成14年度 | 平成16年度 | |
| | 地域情報交流拠点施設整備事業 | 地域情報交流拠点施設整備事業 | 平成10年度 | 平成17年度 | 平成17年度限りで終了 |
| 情報通信技術講習推進特例交付金事業 | | 同左 | 平成12年度 | 平成12年度 | 都道府県における執行は平成14年度まで継続 |
| 学校における複合アクセス網活用型インターネットに関する研究開発(学校インターネットⅠ) | 同左 | 平成10年度 | 平成10年度 | 文部科学省との共同事業、事業期間は平成15年度まで | |
| 高速アクセス回線を用いた動画伝送のための総合IP網技術に関する研究開発(学校インターネットⅡ) | 同左 | 平成11年度 | 平成11年度 | 〃 | |
| 学校インターネットの情報通信技術に関する研究開発(学校インターネットⅢ) | 同左 | 平成12年度 | 平成12年度 | 〃 | |
| 文部科学省 | 先進的教育用ネットワークモデル地域事業(学校インターネットⅠ) | 同左 | 平成10年度 | 平成12年度 | 総務省との共同事業、事業期間は平成15年度まで |
| | マルチメディア活用学校間連携推進事業(学校インターネットⅡ) | 同左 | 平成11年度 | 平成12年度 | 〃 |
| | 次世代I Tを活用した未来型教育研究開発事業(学校インターネットⅢ) | 同左 | 平成12年度 | 平成15年度 | 〃 |
| | 社会参加促進費補助金 | 学習活動支援設備整備事業 | 平成9年度 | 平成13年度 | |
| | 学校図書館資源共有型モデル地域事業 | 同左 | 平成13年度 | 平成15年度 | |
| | 情報教育等設備整備費補助金 | 高度教育用ネットワーク利用環境整備事業 | 平成13年度 | 平成15年度 | |
| | 地域・家庭教育力活性化推進費補助金 | 学習拠点施設情報化等推進事業 | 平成14年度 | 平成15年度 | |
| 厚生労働省 | 地域医療連携のための電子カルテシステム導入補助事 | 同左 | 平成14年度 | 継続中 | |
| | I T化に係る多様な職業能力開発の推進 | 同左 | 平成12年度 | 平成15年度 | |
| | 介護保険事業費補助金 | 介護保険I Cカードモデル事業 | 平成13年度 | 平成16年度 | |

| 府省名 | 施策名 | 実施した補助事業等の名 | 開始年度 | 終了年度 | 備考 |
|----------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------|--------|--------|--------------|
| 農林水産省 | 水産業振興総合対策施設整備費補助金 | 漁港漁村活性化対策事業等（情報基盤整備） | 平成12年度 | 平成16年度 | 平成17年度から交付金化 |
| | | 漁村コミュニティ基盤整備事業（情報基盤整備） | 平成14年度 | 平成14年度 | |
| | | 新漁村コミュニティ基盤整備事業（情報基盤整備） | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度から交付金化 |
| | 農業経営対策事業費補助金 | 高度情報化拠点施設整備事業 | 平成12年度 | 平成16年度 | |
| | 農村振興対策事業費補助金 | 田園地域マルチメディアモデル整備事業 | 平成9年度 | 平成14年度 | |
| | | 農村振興支援総合対策事業（情報基盤整備） | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度から交付金化 |
| | 農山漁村地域活性化整備交付金 | 農村振興地域情報基盤整備事業 | 平成13年度 | 平成14年度 | |
| 農山漁村地域活性化整備交付金 | 農山漁村地域活性化整備交付金（元気な地域づくり交付金）のうち農村の振興 | 平成17年度 | 継続中 | | |
| | 水産業振興等施設整備交付金 | 水産業振興等施設整備交付金（強い水産業づくり交付金）のうち漁村地域の活性化目標 | 平成17年度 | 継続中 | |
| 経済産業省 | I Cカードの普及等によるI T装備都市研究事業 | 同左 | 平成12年度 | 平成12年度 | |
| | I T装備都市研究事業を基礎とした先進的I Cカードアプリケーション開発・実証事業 | 同左 | 平成13年度 | 平成13年度 | |
| | I T装備都市研究事業を基礎としたコミュニティ連携を推進するデータセンターに関する研究開発・実証事業 | 同左 | 平成14年度 | 平成14年度 | |
| | 先進的情報通信システム整備推進費補助金、先進的情報通信施設整備費補助金 | 先進的情報通信システムモデル都市構築事業 | 平成9年度 | 平成13年度 | 総務省との共管事業 |
| | 先進的アプリケーション基盤施設整備事業 | 同左 | 平成7年度 | 平成11年度 | |
| | 先進的情報技術活用型医療機関等ネットワーク推進事業 | 同左 | 平成12年度 | 平成12年度 | |
| | 地域総合情報化支援システム整備事業 | 情報化街づくり推進事業 | 平成10年度 | 平成10年度 | |
| | 地域総合情報化施設整備費補助金 | 同左 | 平成10年度 | 平成10年度 | |
| 電源地域情報化推進モデル事業 | 電源地域情報化推進モデル事業 | 平成15年度 | 平成17年度 | | |
| 国土交通省 | 都市再生推進事業費補助金 | 先導的都市整備事業（高度情報通信システム） | 平成9年度 | 継続中 | |
| 計 | 35施策 | 47事業 | — | — | — |

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 終了年度は予算を基準とした。
3 平成9年度までに終了した事業は含まない。
4 網掛けしている事業は今回調査対象としたもの。

表1-(1)-2

地域情報化を支援する国の施策の数、予算等

(単位:億円)

| 省名 | 総務省 | 文部科学省 | 厚生労働省 | 農林水産省 | 経済産業省 | 国土交通省 | 計 | |
|----------|---------|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|-----------------------|
| 施策数 | 10 | 7 | 3 | 5 | 9 | 1 | 35 | |
| (事業種類数) | (18) | (7) | (3) | (9) | (9) | (1) | (47) | |
| 予算額 | 3,285.1 | 549.2 | 453.8 | 286.2 | 364.2 | 0.2 | 4,938.7 | |
| 地方公共団体向け | 補助金 | 5 (13) 2,112.2 | 4 (4) 284.7 | 1 (1) 428.4 | 3 (7) 286.2 | 4 (4) 96.7 | 1 (1) 0.2 | 18 (30) 3,208.4 |
| | 交付金 | 2 (2) 560.5 | 0 (0) 0.0 | 0 (0) 0.0 | 2 (2) 0.0 | 0 (0) 0.0 | 0 (0) 0.0 | 4 (4) 560.5 |
| | 小計 | 7 (15) 2,672.7 | 4 (4) 284.7 | 1 (1) 428.4 | 5 (9) 286.2 | 4 (4) 96.7 | 1 (1) 0.2 | 22 (34) 3,768.9 |
| | 認可法人等向け | 補助金 | 0 (0) 0.0 | 0 (0) 0.0 | 2 (2) 25.4 | 0 (0) 0.0 | 0 (0) 0.0 | 0 (0) 0.0 |
| | 委託費 | 0 (0) 0.0 | 3 (3) 264.5 | 0 (0) 0.0 | 0 (0) 0.0 | 5 (5) 267.5 | 0 (0) 0.0 | 8 (8) 532.0 |
| | 出資金 | 3 (3) 612.4 | 0 (0) 0.0 | 0 (0) 0.0 | 0 (0) 0.0 | 0 (0) 0.0 | 0 (0) 0.0 | 3 (3) 612.4 |
| | 小計 | 3 (3) 612.4 | 3 (3) 264.5 | 2 (2) 25.4 | 0 (0) 0.0 | 5 (5) 267.5 | 0 (0) 0.0 | 13 (13) 1,169.8 |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成10年度から17年度までの事業について、予算及び施策・事業数をまとめたものである。

表1-(1)-3

高度情報通信ネットワーク社会の形成に係る予算等の経年推移

(単位:億円、件)

| 区分 | | 年度 | 平成 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 計 |
|-----------------------------------------|-------------|----|----------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 予 算 | | | 16,040 | 16,030 | 16,555 | 19,204 | 15,761 | 14,577 | 13,315 | 13,016 | 124,498 |
| うち、 地施 域策 情数 報等 化に 係る | 施策数 | | 13 | 13 | 19 | 16 | 16 | 15 | 10 | 8 | — |
| | (支援対象事業種類数) | | (17) | (18) | (24) | (22) | (22) | (21) | (15) | (10) | — |
| | 予算額 | | 621 | 515 | 1,900 | 836 | 608 | 239 | 145 | 75 | 4,939 |
| | (補正予算額:内数) | | (466) | (404) | (1,723) | (526) | (373) | (8) | (0) | — | (3,500) |
| | 価値換算 | | 713 | 598 | 2,198 | 952 | 671 | 252 | 145 | — | 5,529 |
| | 交付等実績額 | | 439 | 379 | 592 | 1,389 | 685 | 367 | 114 | — | 3,965 |
| | 申請数 | | 4,242 | 2,274 | 4,970 | 952 | 1,263 | 395 | 109 | — | 14,205 |
| | 採択数 | | 1,342 | 1,483 | 4,661 | 934 | 942 | 394 | 109 | — | 9,865 |
| | 交付箇所数 | | 1,342 | 1,483 | 4,661 | 920 | 936 | 394 | 123 | — | 9,859 |

- (注) 1 当省において、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部資料等をもとに作成した。
 2 「価値換算」は、各年度の予算額を内閣のGDPデフレーターを使用して平成16年度の価値に換算したものである。

表1-(1)-4

国が支援する事業の内容、種類数、予算

(単位：億円、%)

| 事業内容 | 施策数 | 支援対象の 事業の種類 数 | 割合 | 予算 | 割合 |
|--------------------|-----|---------------------|-------|---------|-------|
| | | | | | |
| ネットワーク整備に係るもの | 11 | 23 | 48.9 | 2,391.6 | 48.4 |
| 地域公共ネットワークの整備に係るもの | 6 | 9 | — | 1,318.6 | — |
| 地域ネットワークの整備に係るもの | 6 | 10 | — | 995.0 | — |
| 情報化拠点の整備に係るもの | 4 | 4 | — | 78.0 | — |
| I Tリテラシーの向上に係るもの | 4 | 4 | 8.5 | 1,196.8 | 24.2 |
| 実証実験等 | 11 | 11 | 23.4 | 1,144.4 | 23.2 |
| 医療・福祉に係るもの | 2 | 2 | 4.3 | 25.4 | 0.5 |
| バリアフリーに係るもの | 1 | 1 | 2.1 | 3.7 | 0.1 |
| その他の事業 | 6 | 6 | 12.8 | 176.8 | 3.6 |
| 計 | 35 | 47 | 100.0 | 4,938.7 | 100.0 |

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「ネットワークの整備に係るもの」の内訳には複数の分類に該当するものがあるため、内訳の合計数は「ネットワークの整備に係るもの」の施策数より多くなっている。

表 1 - (2) - 1

市町村における事業費と事業数の推移

(単位：億円、件)

| 年度 区分 | 平成 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 計 |
|-----------|----------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 総事業費 | 62.11 | 46.43 | 83.64 | 176.11 | 128.94 | 88.34 | 585.57 |
| 国庫補助分 | 15.78 | 15.68 | 32.14 | 83.22 | 58.29 | 36.04 | 241.15 |
| 道府県補助分 | 2.75 | 1.18 | 0.72 | 2.92 | 9.98 | 2.97 | 20.52 |
| 市町村自主財源分 | 43.58 | 29.58 | 50.77 | 89.97 | 60.67 | 49.33 | 323.90 |
| 総事業数 | 39 | 71 | 197 | 249 | 225 | 159 | 940 |
| 国庫補助分 | 21 | 47 | 164 | 204 | 149 | 78 | 663 |
| 国庫補助(直接)分 | 15 | 34 | 91 | 80 | 63 | 41 | 324 |
| 国庫補助(間接)分 | 6 | 13 | 73 | 124 | 86 | 37 | 339 |
| 道府県単独補助分 | 0 | 0 | 1 | 4 | 5 | 5 | 15 |
| 市町村自主財源分 | 18 | 24 | 32 | 41 | 71 | 76 | 262 |

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 当省が調査した86市町村等(42市、35町、8村、1広域行政組合)において実施された601事業について集計した。
 3 道府県単独補助分の事業数が0となっている年度に計上されている道府県補助分の事業費は国庫補助(間接)事業に随伴して道府県が補助した額である。
 4 複数年度にまたがる事業については、年度ごとに1事業として集計しているため、事業数の合計は上記1の601事業より多くなっている。

2 地域情報化に係る各種事業の効率的かつ効果的な実施

(1) 地域公共ネットワークの整備事業

| 勸告 | 説明図表番号 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p>ア 事業目的</p> <p>総務省は、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備を推進するため、①平成 10 年度から地域イントラネット基盤施設整備事業（以下「地域イントラネット事業」という。）を、②11 年度から地域インターネット導入促進基盤整備事業（以下「地域インターネット事業」という。）を実施してきており、「e-Japan 戦略Ⅱ」を受けた「e-Japan 重点計画－2004」（平成 16 年 6 月 15 日 I T 戦略本部決定）において、「地域公共ネットワークの全国的な普及について、2005 年度までの実現を目指し、地方公共団体等への支援を行う」とされている。</p> | 表 2－(1)－1 |
| <p>イ 地域公共ネットワークの整備率</p> <p>地域公共ネットワークの全国整備率^(注)は、総務省の調査結果では、平成 17 年（2005 年）7 月現在 71.6%（地方公共団体 2,422 団体のうち 1,735 団体が整備済）であり、平成 17 年度の予算額からみて、2005 年度末までの 100%の達成は困難な状況となっている。</p> <p>（注）地方公共団体のうち、地域公共ネットワーク整備済の地方公共団体の数の割合である。</p> | 表 2－(1)－2、3 |
| <p>ウ 事業の内容</p> <p>今回、地域公共ネットワークの整備を推進するための主な補助事業として調査した地域イントラネット事業及び地域インターネット事業の内容は次のとおりである。</p> <p>(ア) 地域イントラネット事業</p> <p>補助事業の実施主体は、都道府県、市町村等であり、補助事業の対象経費は、「情報通信格差是正事業費補助金交付要綱について」（平成 17 年 5 月 9 日総情方第 51 号。以下「情報通信補助金交付要綱」という。）において、①地域イントラネット基盤整備に必要なセンター施設、映像ライブラリー装置、送受信装置、双方向画像伝送装置、伝送施設等の施設・設備費、②施設・設備を設置するために必要な用地取得費等とされている。</p> <p>また、総務省は、情報通信補助金交付要綱における補助対象経費等の内容を具体的に示すため、経費が補助対象となる施設・設備について、その範囲（機能、規格等）や数量の上限、事業計画を策定するに当たっての留意点等を示した「地域イントラネット基盤施設整備事業実施マニュアル」（平成 14 年 11 月版。以下「マニュアル」という。）を作成し、市町村等はこれに基づき補助金交付申請書等を提出することとされている。</p> <p>さらに、同省は、市町村等が地域公共ネットワークを整備する際、サービ</p> | 表 2－(1)－4 |

ス内容等に応じて最適な規模等で整備できるようにするため、「地域公共ネットワークに係る標準仕様」（平成 17 年 1 月改訂版。以下「標準仕様書」という。）を作成している。

補助金額は、実施主体が、①都道府県、市町村又は都道府県・政令指定都市・中核市から成る連携主体の場合には、補助対象経費の 3 分の 1 に相当する金額、②都道府県・政令指定都市・中核市から成る連携主体以外の連携主体、合併市町村、沖縄県又は沖縄県内の市町村の場合には、補助対象経費の 2 分の 1 に相当する金額等である。

平成 10 年度から 16 年度までの補助事業の予算額累計は 760 億 7,700 万円、交付実績額累計は 594 億 1,354 万円（平成 17 年度繰越分を除く。）である。

(イ) 地域インターネット事業

地域インターネット事業は、地域公共ネットワークの整備を目的とする事業であり、事業実施主体を過疎地域等の市町村に限定し、補助率が高くなっていること及び標準事業規模が 5,000 万円程度となっていることを除き、前述(ア)の地域イントラネット事業とほぼ同じ事業である。

補助事業の実施主体は、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域等に該当する市町村である。

補助事業の対象経費は、「電気通信格差是正事業費補助金交付要綱の策定について」（平成 17 年 4 月 1 日総情地第 18 号。以下「電気通信補助金交付要綱」という。）に定められ、①地域インターネット導入促進基盤整備に必要な映像ライブラリー装置、送受信装置、構内伝送路、双方向画像伝送装置、伝送施設等の施設・設備費、②附帯設備の設置経費等となっている。

また、前述(ア)のマニュアル及び標準仕様書は、本事業においても準用されている。

補助金額は、実施主体が、①沖縄県に所在する市町村の場合には、補助対象経費の 3 分の 2 に相当する金額、②過疎地域等に該当する市町村の場合には、補助対象経費の 2 分の 1 に相当する金額等である。

平成 11 年度から 16 年度までの補助事業の予算額累計は 159 億 4,981 万円、交付実績額累計は 132 億 6,207 万円（平成 17 年度繰越分を除く。）である。

エ 補助事業の実施状況

今回、①地域イントラネット事業について、平成 10 年度から 15 年度までに実施された 755 補助事業のうち 41 事業（35 市町等）、②地域インターネット事業について、11 年度から 15 年度までに実施された 832 補助事業のうち 26 事業（26 市町村）の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

(ア) 補助対象経費全体に占める業務システム用設備費の割合

地域イントラネット事業における補助の種類を大別すると、i) 地域公共ネットワークのネットワーク部分の整備に資する光ファイバケーブル等の

表 2 - (1) - 5

伝送施設に対する補助、ii) 業務システムを稼働させるためのサーバー、パソコン、公衆端末等の送受信装置等の設備（以下「業務システム用設備」という。）に対する補助、iii) 各種サーバー等を設置するセンター施設の整備等その他の経費に対する補助の3種類に区分できる。

前述イのとおり、2005年度末までに100%の達成目標を掲げた地域公共ネットワークの全国整備率は、目標達成が困難な状況となっており、今後限られた予算の中で、地域公共ネットワークをより早期に整備するためには、その基盤となる伝送施設を整備することが有効である。このため、伝送施設の整備に重点を置くことが望ましいが、マニュアルにおいては、伝送施設に対する補助を業務システム用設備に対する補助に優先させることは示されていない。

地域イントラネット事業について調査した35市町等において、補助事業の対象経費をみると、補助事業の対象経費全体に占める業務システム用設備の整備費の割合は、①伝送施設を敷設した18市町の場合、0.9%ないし57.1%、②伝送施設を借り受けた17市町等の場合、26.0%ないし88.2%となっており、補助事業の対象経費全体に占める業務システム用設備の整備費の割合が伝送施設の整備費の割合に比し高いものがみられるなど、補助金が地域公共ネットワークの整備の推進に重点的に使われていない状況が認められる。

さらに、35市町等が地域公共ネットワークの構築に伴い、業務システム用設備に対する補助を受けて導入している業務システムの地域住民における利用状況をみると、後述(ウ)－a－(b)－②のとおり、業務システム用設備が当初の見込みどおりに有効利用されていないものがみられる。

(イ) 伝送施設の自設又は借上げの場合の経費の積算方法

既述のマニュアルや標準仕様は、市町村等が地域公共ネットワークの伝送施設を自設する場合と借り上げる場合の経費の比較を行う際に、経費の積算の前提となる伝送施設の仕様を決定するための基礎資料となるものであるが、ネットワークの構築に関する事項については、技術的な説明にとどまっております。i) 伝送路を借り上げる場合の対象となる伝送路の総延長の積算方法、ii) 通信事業者のネットワークサービスを活用する場合のIPアドレスの形式を踏まえた経費の積算方法、iii) 伝送路を借り上げる場合と自ら敷設する場合の経費の比較方法についての必要な記載が行われていない。

このため、地域イントラネット事業等について調査した延べ61市町村等のうち、伝送施設を自ら敷設する場合又は借り上げる場合の経費の積算方法が把握できた6市町の中には、次のとおり、積算方法が不十分な状況がみられた。

① 光ファイバケーブルの総延長を便宜的に簡略化した方法で見積もっており、借上げ経費を正確に積算していないもの（1市）

表2-(1)-6、7

表2-(1)-10、11

表2-(1)-8

- ② ケーブルテレビのネットワークサービスの活用を検討した際、システム改修費を正しく見積もらず、借上げ経費を過大に積算しているもの(1市)
- ③ 自ら敷設する場合の経費の中に光ファイバケーブル等の減価償却費及び維持管理費を含めて積算していないもの(1市)

(ウ) 業務システムの利用状況等

地域イントラネット事業について調査した 35 市町等及び地域インターネット事業について調査した 26 市町村(延べ 61 市町村等)において、地域公共ネットワークの構築に伴い導入している業務システムの利用状況等をみると、次のような状況となっている。

a 地域イントラネット事業

(a) 業務システムの内容

調査した 35 市町等は、地域イントラネット事業において、150 システムの業務システムを導入している。これら業務システムの内訳は、①行政情報提供システム(地方公共団体のホームページ)(27 システム 18.0%)、②学校教育支援システム(20 システム 13.3%)、③保健・福祉情報システム(14 システム 9.3%)、④防災情報システム(14 システム 9.3%)、⑤公共施設利用予約システム(13 システム 8.7%)、⑥住民相談システム(11 システム 7.3%)等となっている。

(b) 業務システムの利用状況等

これらの業務システムの利用状況等は、次のような状況となっている。

① 後述 c-(b)のとおり、地域イントラネット事業において、事業実施後に地域公共ネットワークの下で業務システムの利用実績件数を求めるなどの事業効果を把握する仕組みが講じられていない。このため、35 市町等の 150 システムのうち、補助金交付申請時において住民の利用見込み件数が設定され、システム供用開始後において当該利用見込み件数に対する利用実績件数が把握できるものは 45 システム(30.0%)にとどまっており、残りの 105 システム(70.0%)は、利用見込み件数又は利用実績件数が把握されておらず、補助事業の効果を把握することができないものとなっている。

② 調査した 35 市町等においては、業務システムの利用が低調であるとする目安として、いずれも業務システムの利用見込み件数に対する利用実績件数の割合が 25%を下回っている場合であるとの見解を示している。この 25%を判断基準にして、150 システムの利用状況を見ると、利用実績件数を把握することができた 45 システムのうち利用実績件数が利用見込み件数を下回り、かつ、利用が 25%以下と低調となっているものが 15 システム(33.3%)、補助事業の効果を把握することができなかった 105 システムのうち当省の調査で利用実績がない

表 2-(1)-9

表 2-(1)-10

表 2-(1)-10、11

| | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| <p>等利用が低調な状況であると確認できたものが 19 システム（合計 34 システム 22.7%。23 市町）となっている。</p> | |
| <p>③ 35 市町等のうち、補助事業によって公民館等に設置された 3 市町の 8 台の公共端末は、住民が手軽に利用できない職員の執務室に置かれ、他の業務用に転用されているなど公共端末として機能していない状況にある。</p> | 表 2-(1)-12 |
| <p>b 地域インターネット事業</p> | |
| <p>(a) 業務システムの内容</p> | |
| <p>調査した 26 市町村は、補助事業の実施に伴い、83 システムの業務システムを導入している。その内訳は、①行政情報提供システム（地方公共団体のホームページ）（26 システム 31.3%）、②公共施設利用予約システム（16 システム 19.3%）、③生涯学習システム（8 システム 9.6%）、④住民相談システム（6 システム 7.2%）、⑤図書館情報システム（5 システム 6.0%）等となっている。</p> | 表 2-(1)-13 |
| <p>(b) 業務システム等の利用状況等</p> | |
| <p>これらの業務システムの利用状況等は、次のような状況となっている。</p> | |
| <p>① 後述 c-(b)のとおり、地域インターネット事業において、事業実施後に地域公共ネットワークの下で業務システムの利用実績件数を求めるなどの事業効果を把握する仕組みが講じられていない。このため、26 市町村の 83 システムのうち、補助金交付申請時において住民の利用見込み件数が設定され、システム供用開始後において当該利用見込み件数に対する利用実績件数が把握できるものは 6 システム（7.2%）にとどまっており、残りの 77 システム（92.8%）については、利用見込み件数又は利用実績件数が把握されておらず、補助事業の効果を把握することができないものとなっている。</p> | 表 2-(1)-14 |
| <p>② 調査した 26 市町村においては、業務システムの利用が低調であるとする目安として、いずれも業務システムの利用見込み件数に対する利用実績件数の割合が 25%を下回っている場合であるとの見解を示している。この 25%を判断基準にして、83 システムの利用状況を見ると、利用実績件数を把握することができた 6 システムのうち利用実績件数が利用見込み件数を下回り、かつ、利用が 25%以下と低調となっているものが 2 システム（33.3%）、補助事業の効果を把握することができなかった 77 システムのうち当省の調査で利用が低調な状況であると確認できたものが 9 システム（合計 11 システム 13.3%。7 市町村）となっている。</p> | 表 2-(1)-14、15 |
| <p>③ 26 市町村のうち、補助事業によって公民館等に設置された 3 市町村の 14 台の公共端末は、住民が手軽に利用できない職員の執務室に置</p> | 表 2-(1)-16 |

かれ、業務用に転用されているなど公共端末として機能していない状況にある。

c 補助事業の採択審査及び事業実施後の事業効果の把握等の状況

(a) 補助事業の採択審査の実施状況

地域イントラネット事業及び地域インターネット事業について、総務省（9 総合通信局）における補助事業の採択審査の実施状況を調査した結果、マニュアルにより、事業実施計画の内容を確認する等の審査を行っているが、業務システムの利用見込みについては、業務システムの種類ごとに利用見込み件数を確認するにとどまり、地域（住民）ニーズ等の客観的なデータに基づいた業務システムの利用見込みを審査していないもの（8 総合通信局）がみられた。

(b) 事業実施後の事業効果の把握状況

地域イントラネット事業及び地域インターネット事業については、情報通信補助金交付要綱等に事業実施後の利用実績の報告等を求める記載がなく、また、総務省（9 総合通信局）では、毎年、市町村からホームページアクセス件数等の報告を求めているが、補助事業の実施効果については具体的に把握していない。このこともあり、地域公共ネットワークの下で業務システムの利用実績件数など補助事業の実施効果を把握している市町村等は、①地域イントラネット事業では 35 市町村のうち 15 市町（42.9%）、②地域インターネット事業では 26 市町村のうち 3 市町（11.5%）といずれも半数にも満たない状況となっている。

また、総務省本省においても、業務システムの利用実績件数など把握すべき補助事業の実施効果について報告を求めている。

したがって、総務省は、補助金の効果的かつ効率的な使用、住民の利便性の向上を図る観点から、地域イントラネット事業及び地域インターネット事業について、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 地域イントラネット事業については、地域公共ネットワークの整備の推進という事業目的を達成する観点から、伝送施設の整備に対して重点的に補助することをマニュアルに明示し、市町村等に周知すること。
- ② 地域公共ネットワークを構成する伝送施設について、自ら敷設する場合と借り上げる場合の経費を比較するに当たって、市町村等が的確に判断できるように、それぞれの場合において必要となる施設等の仕様、経費の積算に関する留意点等をマニュアル及び標準仕様書に明示し、市町村等に周知すること。
- ③ 地域（住民）のニーズ等の客観的なデータに基づいた業務システムの利用見込みについて審査を行うことをマニュアルに明示するとともに、補助対象施設・設備が有効利用される見込みがあることを確認した上で採択すること。

さらに、補助事業の実施後は、施設・設備の利用状況を把握し、業務システムの利用が低調であるなど補助事業の実施効果が不十分と認められる場合には、その原因を分析し、審査に反映すること。

表 2 - (1) - 17

表 2 - (1) - 10

表 2 - (1) - 14

表2-(1)-1

e-Japan戦略Ⅱ等における地域公共ネットワークの整備に係る規定

○ e-Japan戦略Ⅱ（平成15年7月2日IT戦略本部）〈抜粋〉

Ⅲ. 新しいIT社会基盤の整備

1. 次世代情報通信基盤の整備

実現したいこと

ブロードバンド型サービスの本格的展開のため、高速・超高速インターネットを全国的に普及させると共に、無線インターネットの普及のための環境整備等によって、いつでもどこでも何でもつながるユビキタスネットワークの形成を推進し、デジタル情報が個の間で自由に交換、共有できる基盤を整備する。

- ・(略)
- ・2005年までに、原則として全ての行政機関、地方公共団体、医療機関、学校、図書館、公民館等公共施設が、双方向高速ネットワーク（原則的に光ファイバ）でインターネット接続し、これら業務・活動において高度にITを利活用する。
- ・(以下省略)

実現のための方策

- ① 高速・超高速インターネットが全国どこでも利用できるよう、必要な規制改革や競争政策を推進する。ビジネスとして成立しにくい地域については、特別措置を実施する。双方向の超高速ネットワークによる公共施設等の接続を推進する。

○ e-Japan重点計画-2004（平成16年6月15日IT戦略本部）〈抜粋〉

〔1-3〕インフラ

(2) 具体的施策

① 高速・超高速インターネット利用環境の整備

ウ) 地域公共ネットワークの整備推進及び全国的な接続（総務省）

学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの全国的な普及について、2005年度までの実現を目指し、地方公共団体等への支援を行うとともに、都道府県情報ハイウェイと接続することにより、全国的なブロードバンド・ネットワークを2005年度までに構築する。

(注) 下線は当省が付した。

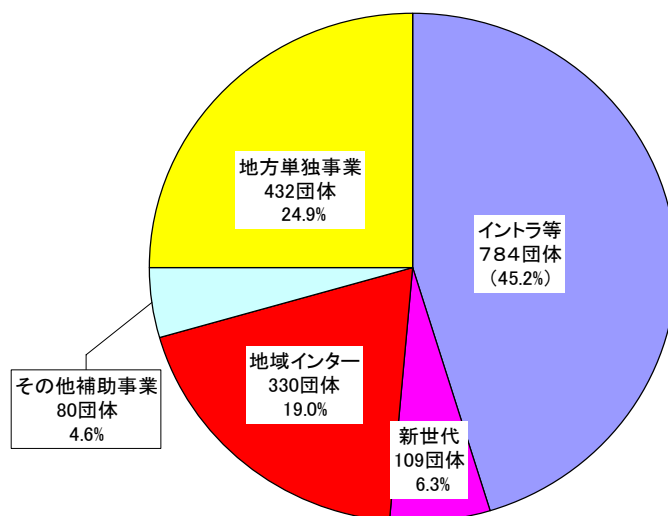
表 2 - (1) - 2 地域公共ネットワークの全国整備率の推移

| 区 分 | 平成 15 年 7 月 7 日現在 | 16 年 7 月 1 日現在 | 17 年 7 月 1 日現在 |
|-----------------|----------------------|-------------------|-------------------|
| 地方公共団体数 A | 3,254 団体 | 3,169 団体 | 2,422 団体 |
| 前年度からの増減 | — | 85 減 | 747 減 |
| 整備済み団体数 B | 1,804 団体 | 2,008 団体 | 1,735 団体 |
| 前年度からの増減 | — | 204 増 | 273 減 |
| 整備済の割合 (B/A) | 55.4% | 63.4% | 71.6% |

- (注) 1 当省の資料に基づき作成した。
 2 地方公共団体数には、都道府県、特別区を含む。
 3 「整備済み団体数」とは、地方公共団体が、公共施設間を 1.5Mbps 以上の高速・超高速回線で接続したブロードバンドネットワークを構築したもので、これを活用した住民向けの行政サービスを展開している場合である。

表 2 - (1) - 3

平成 17 年 7 月 1 日現在の地域公共ネットワークの整備済み団体の事業別内訳



- (注) 1 当省の資料に基づき作成した。
 2 地方公共団体数は、平成 17 年 7 月 1 日現在で、都道府県、特別区を含む。
 3 「イントラ等」とは、地域イントラネット基盤施設整備事業（平成 10 年度から実施）、地域公共ネットワーク基盤整備事業（平成 14 年度から実施）及び広域的な地域情報通信ネットワーク（平成 12、13 年度）である。
 4 「新世代」とは、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業である。
 5 「地域インター」とは、地域インターネット導入促進基盤整備事業（平成 11 年度から実施）である。
 6 「その他補助事業」とは、農林水産省等の補助事業である。
 7 「地方単独事業」とは、地方公共団体が地域公共ネットワークを整備する際に過疎債等を発行して行う地方単独事業や過疎債等を発行せずに行う地方単独事業である。

表 2 - (1) - 4

地域イントラネット基盤施設整備事業の内容

| | |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の内容 | 地域の教育、行政、福祉、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などの公共施設を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む市町村等に対し、国が整備費の一部を支援する事業で、平成 10 年度から実施 |
| 事業実施主体 | 地域情報化推進の拠点となる地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワーク基盤となる施設及び設備の設置を行う都道府県、市町村、第三セクター、複数の地方公共団体の連携主体 |
| 補助対象経費 | ① 施設・設備費として、地域イントラネット基盤整備に必要な施設・設備の設置に要する経費（センター施設・映像ライブラリー装置・送受信装置・構内伝送路・双方向画像伝送装置・伝送施設）及び附帯施設の設置に要する経費並びに附帯工事費 ② 用地取得費・道路費として、施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費並びに附帯工事費 ※ 整備した施設、設備から住民に対する各種サービスを提供するためのアプリケーションの開発費は補助の対象外 |
| 補助率 | ① 都道府県、市町村又は都道府県・政令指定都市・中核市から成る連携主体の場合には、補助対象経費の 3 分の 1 ② 都道府県・政令指定都市・中核市から成る連携主体以外の連携主体、合併市町村、沖縄県又は沖縄県内の市町村の場合には、補助対象経費の 2 分の 1 ③ 都道府県又は市町村から補助対象経費の 4 分の 1 以上の補助を受けた第三セクター法人等の場合には、補助対象経費の 4 分の 1 |
| 予算額等 | 平成 10 年度から 16 年度までの補助事業の予算額累計は 760 億 7,700 万円、交付実績額累計は 594 億 1,354 万円（17 年度繰越分を除く。） |

(注) 当省の資料に基づき作成した。

表 2 - (1) - 5

地域インターネット導入促進基盤整備事業の内容

| | |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の内容 | 過疎地域等の市町村が地域住民にインターネットを活用した防災、教育、福祉等の行政サービスを提供するため、公共施設にインターネットを導入する市町村に対し、国が整備費の一部を支援する事業で、平成 11 年から実施 |
| 事業実施主体 | 各種行政分野においてインターネットを活用した行政サービスを地域住民に提供するとともに、地域の情報通信基盤の向上に資する施設及び設備の設置を行う過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)第 2 条第 1 項に規定する過疎地域、離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域等に該当する市町村である。 |
| 補助対象経費 | 施設・設備費として、地域インターネット導入促進基盤整備に必要な施設・設備の設置に要する経費(映像ライブラリー装置・送受信装置・構内伝送路・双方向画像伝送装置・伝送施設)及び附帯設備の設置に要する経費並びに附帯工事費 ※ 標準事業規模は 5,000 万円程度 |
| 補助率 | ① 沖縄県に所在する市町村の場合には、補助対象経費の 3 分の 2 ② 過疎地域等に該当する市町村の場合には、補助対象経費の 2 分の 1 ③ 高齢者比率が全国平均を上回る地域に該当する市町村の場合には、補助対象経費の 3 分の 1 |
| 予算額等 | 平成 11 年度から 16 年度までの補助事業の予算額累計は 159 億 4,981 万円、交付実績額累計は 132 億 6,207 万円(17 年度繰越分を除く。) |

(注) 当省の資料に基づき作成した。

表2-(1)-6

地域インターネット基盤施設整備事業を実施した35市町等のうち、伝送施設を敷設した18市町における業務システム用の設備費の割合等

(単位：千円)

| 区分 市町名 | 事業経費 (A) | 伝送施設の 整備費 (B) | 業務システム用の設備費 | | | | その他 経費 | 伝送施設の 整備費の 割合 (B/A) | 業務システ ム用の設備 費の割合 (C/A) |
|--------------------------------------|-------------|---------------------|-------------|----------------|---------------|-----------|-----------|------------------------------|---------------------------------|
| | | | 送受信 装置 | 映像ライブ ラリー装置 | 双方向画像 伝送装置 | 計 (C) | | | |
| A1市 | 475,800 | 314,272 | 100,789 | 0 | 0 | 100,789 | 60,739 | 66.1% | 21.2% |
| A2町 | 102,001 | 67,892 | 13,186 | 1,502 | 4,406 | 19,094 | 15,015 | 66.6% | 18.7% |
| B1町 | 130,758 | 59,945 | 20,789 | 16,137 | 1,147 | 38,073 | 32,740 | 45.8% | 29.1% |
| C1町 | 336,000 | 213,751 | 63,626 | 16,613 | 4,925 | 85,164 | 37,085 | 63.6% | 25.3% |
| D1市 | 235,831 | 142,320 | 18,961 | 5,667 | 7,873 | 32,501 | 61,010 | 60.3% | 13.8% |
| E1市 上段：12年度 下段：13年度 | 125,811 | 115,077 | 1,121 | 0 | 0 | 1,121 | 9,613 | 91.5% | 0.9% |
| | 62,253 | 49,494 | 0 | 0 | 2,010 | 2,010 | 10,749 | 79.5% | 3.2% |
| F2市 上段：12年度 下段：13年度 | 1,724,328 | 557,025 | 460,175 | 0 | 59,850 | 520,025 | 647,278 | 32.3% | 30.2% |
| | 3,012,671 | 782,729 | 1,088,893 | 0 | 280,522 | 1,369,415 | 860,527 | 26.0% | 45.5% |
| G1市 上段：11年度 下段：12年度 | 176,505 | 30,975 | 5,627 | 45,380 | 3,673 | 54,680 | 90,850 | 17.5% | 31.0% |
| | 60,706 | 23,840 | 19,324 | 0 | 2,390 | 21,714 | 15,152 | 39.3% | 35.8% |
| H3町 | 130,200 | 89,046 | 13,114 | 3,845 | 2,680 | 19,639 | 21,515 | 68.4% | 15.1% |
| I1市 | 255,460 | 127,131 | 48,817 | 0 | 6,965 | 55,782 | 72,547 | 49.8% | 21.8% |
| J1町 | 82,719 | 23,693 | 46,294 | 923 | 0 | 47,217 | 11,809 | 28.6% | 57.1% |
| L2町 | 291,900 | 139,635 | 54,698 | 0 | 2,465 | 57,163 | 95,102 | 47.8% | 19.6% |
| O2町 | 76,425 | 47,644 | 25,209 | 0 | — | 25,209 | 3,572 | 62.3% | 33.0% |
| P1市 上段：12年度 中段：13年度 下段：15年度 | 154,560 | 110,623 | 32,997 | 0 | 838 | 33,835 | 10,102 | 71.6% | 21.9% |
| | 197,579 | 142,978 | 23,853 | 3,978 | 0 | 27,831 | 26,770 | 72.4% | 14.1% |
| | 307,728 | 225,623 | 27,616 | 0 | 5,027 | 32,643 | 49,462 | 73.3% | 10.6% |
| Q1町 | 74,970 | 35,452 | 28,724 | 0 | 2,608 | 31,332 | 8,186 | 47.3% | 41.8% |
| S1町 | 90,405 | 44,415 | 5,368 | 9,215 | 8,652 | 23,235 | 22,755 | 49.1% | 25.7% |
| U1町 | 104,811 | 36,103 | 45,587 | 228 | 1,442 | 47,257 | 21,451 | 34.4% | 45.1% |
| V1町 | 101,842 | 40,262 | 44,933 | 1,085 | 0 | 46,018 | 15,562 | 39.5% | 45.2% |
| 計 | 8,311,263 | 3,419,925 | 2,189,701 | 104,573 | 397,473 | 2,691,747 | 2,199,591 | 41.1% | 32.4% |
| 平均 | 361,359 | 148,692 | 95,204 | 4,547 | 18,067 | 117,032 | 95,634 | 41.1% | 32.4% |

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「事業経費」は、補助対象経費である。
 3 調査対象35市町等のうち、地域インターネット基盤施設整備事業により伝送施設を自設した18市町である。
 4 O2町の「送受信装置」の整備費用には、双方向画像伝送装置の整備費用を含む。
 5 「その他」欄には、センター施設、構内伝送路、付帯工事等が含まれる。

表2-(1)-7

地域インターネット基盤施設整備事業を実施した35市町等のうち、伝送施設を借り受けた17市町等における業務システム用の設備費の割合等

(単位：千円)

| 区分 市町等名 | 事業経費 (A) | 一部自設の 伝送施設の 整備費 (B) | 業務システム用の設備費 | | | | その他 経費 | 伝送施設の 整備費の 割合 (B/A) | 業務システ ム用の設備 費の割合 (C/A) |
|---------------------------|-------------|------------------------------|-------------|----------------|---------------|-----------|-----------|------------------------------|---------------------------------|
| | | | 送受信 装置 | 映像ライブ ラリー装置 | 双方向画像 伝送装置 | 計 (C) | | | |
| F1市 | 292,362 | 0 | 171,152 | 0 | 13,500 | 184,652 | 107,710 | 0.0% | 63.2% |
| G2町 | 98,939 | 27,630 | 37,468 | 0 | 7,992 | 45,460 | 25,849 | 27.9% | 45.9% |
| G3組合 | 631,763 | 177,497 | 119,929 | 34,596 | 14,997 | 169,522 | 284,744 | 28.1% | 26.8% |
| H1市 | 26,176 | 0 | 14,755 | 2,777 | 5,544 | 23,076 | 3,100 | 0.0% | 88.2% |
| H2市 | 255,150 | 9,250 | 63,132 | 11,833 | 26,066 | 101,031 | 144,869 | 3.6% | 39.6% |
| J2町 | 86,815 | 31,201 | 36,193 | 7,820 | 0 | 44,013 | 11,601 | 35.9% | 50.7% |
| K1市 | 53,458 | 5,250 | 33,773 | 3,339 | 0 | 37,112 | 11,096 | 9.8% | 69.4% |
| L1市 上段：12年度 下段：13年度 | 239,099 | 87,629 | 19,955 | 11,730 | 43,403 | 75,088 | 76,382 | 36.6% | 31.4% |
| | 375,316 | 30,660 | 153,033 | 10,821 | 4,452 | 168,306 | 176,350 | 8.2% | 44.8% |
| M1市 | 729,875 | 1,611 | 376,545 | 18,957 | 1,399 | 396,901 | 331,363 | 0.2% | 54.4% |
| N1市 | 379,058 | 18,995 | 290,482 | 10,140 | 7,048 | 307,670 | 52,393 | 5.0% | 81.2% |
| N2町 | 150,710 | 60,601 | 58,156 | 0 | 1,782 | 59,938 | 30,171 | 40.2% | 39.8% |
| O1市 | 258,071 | 38,112 | 51,491 | 11,025 | 4,671 | 67,187 | 152,772 | 14.8% | 26.0% |
| T1町 | 32,550 | 2,327 | 28,018 | 0 | 0 | 28,018 | 2,205 | 7.1% | 86.1% |
| T2町 | 42,350 | 1,642 | 28,578 | 0 | 3,990 | 32,568 | 8,140 | 3.9% | 76.9% |
| W1市 | 205,500 | 61,678 | 101,109 | 0 | 0 | 101,109 | 42,713 | 30.0% | 49.2% |
| W2市 | 117,000 | 36,776 | 39,806 | 0 | 2,921 | 42,727 | 37,497 | 31.4% | 36.5% |
| W3町 | 79,905 | 35,837 | 23,946 | 0 | 6,250 | 30,196 | 13,872 | 44.8% | 37.8% |
| 計 | 4,054,097 | 626,696 | 1,647,521 | 123,038 | 144,015 | 1,914,574 | 1,512,827 | 15.5% | 47.2% |
| 平均 | 225,228 | 34,816 | 91,529 | 6,835 | 8,001 | 106,365 | 84,046 | 15.5% | 47.2% |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「事業経費」は、補助対象経費である。

3 調査対象35市町等のうち、地域インターネット基盤施設整備事業により伝送施設の借上(一部自設を含む。)を行っている17市町等である。

4 「その他」欄には、センター施設、構内伝送路、付帯工事等が含まれる。

表 2 - (1) - 8

伝送施設の自設又は借上げの検討に当たって、経費の積算等が不十分な事例

① 光ファイバケーブルの総延長を正しく見積もらず、借上げ経費を過大に積算している例

| 市町村名 | 内 容 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| P 1 市 | <p>i 市は、本庁舎とそれ以外の接続箇所 20 箇所を接続するために必要な光ファイバケーブルの借上げ経費を以下のように求めていた。</p> <p>① 本庁舎（センター）と各接続箇所との間の平均距離 $= (\text{センターと最も離れた接続箇所との間の距離} + \text{センターと最も近い接続箇所との間の距離}) \div 2$</p> <p>② 借り上げる芯線の総延長 $= \text{①} \times \text{接続箇所数} 20 \times \text{上り下りで必要な芯線の合計数} (2)$</p> <p>③ 年間の借上げ経費 $= \text{②} \text{に対応する通信事業者からの芯線の借上げ経費 (月額)} \times 12 \text{ か月}$</p> <p>既設の光ファイバケーブルの芯線を借り上げる場合は、借上げ可能な芯線が施設間を最短距離で結ぶ区間に敷設されているとは限らないため、実際の敷設距離を積み上げて借上げ経費を積算する必要がある。しかし、市が上記②により求めた借り上げる芯線の総延長は必ずしも正確なものではないため、光ファイバケーブルの借上げ経費の積算が正確なものとはなっていない。当該事例からは、市の担当者が借上げ経費の積算方法を十分に理解していないと認められる。</p> <p>この点について、市町村が借り上げる光ファイバの距離、芯線数等の仕様を検討する際の参考となる「地域公共ネットワークに係る標準仕様」（平成 17 年 1 月改訂版。以下「標準仕様」という。）をみると、光ファイバの距離を積算する前提となるネットワークの接続形態について「自らネットワークを構築する場合」としての説明はあるものの、光ファイバケーブルの借上げの考え方は明確になっておらず、通信技術について必ずしも精通していない市町村の担当者が伝送施設の借上げ経費を見積もるためには不十分な記載となっている。</p> <p>ii また、市は、30Mbps の通信速度を持つネットワークの構築が地域イントラネット基盤施設整備事業の事業要件であることから、専用線サービスを利用する場合を想定して、借上げ経費を積算していた。</p> <p>しかし、通信事業者がネットワークを利用する方法としては専用線サービスを利用する外、公衆回線を利用してプライベートネットワークをより安価に構築する方法も考えられるため、通信事業者のネットワークを利用する場合の検討が十分であるとは認めがたい。</p> <p>この点について、「標準仕様」をみると、通信事業者のネットワークを利用する場合については「地域公共ネットワークとして十分な通信速度やサービスレベルの確保」という見出し程度の記載しかなく、その具体的な内容も示されていないことから、市町村の担当者が通信事業者のサービスを利用する場合の経費の検討を十分に行えるものとはなっていない。</p> |

- ② ケーブルテレビのネットワークサービスの活用を検討した際、システム改修費を正しく見積もらず、借上げ経費を過大に積算している例

| 市町村名 | 内 容 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| C 2 市 | <p>市は、地域インターネット導入促進基盤整備事業において、伝送施設について、CATVのネットワークを活用できないか検討した際、同事業で整備予定のサーバとCATVで使用するIPアドレスの形式が異なること^(注)からサーバの設定に関する修正に2億円以上の費用を要すると誤解し、CATVのネットワークを活用していなかった。</p> <p>(注) 本事業で整備したサーバは市役所内に設置されており、当該サーバは市内LANによるローカルIPアドレスを使用しているが、CATVはグローバルIPアドレスを使用</p> <p>しかし、①通常、事業者が社内LANで使用するIPアドレスはローカルIPアドレスであり、事業者がインターネットサービスプロバイダーと契約して取得するIPアドレスはグローバルIPアドレスであるため、本件と同様の環境であること、②ローカルIPアドレスからグローバルIPアドレスの変換は日常的に行われていることから、特定の社屋から遠隔地の社屋の端末を接続する際に本件のように2億円以上のシステム改修費を要することはない。</p> <p>当該事例は、市の担当者がCATVのネットワークの借上げに伴い発生する既存システムの改修費の見積もりを事業者に依頼する際、前提となる技術要件を十分に理解していなかったため、ネットワークの借上げ経費を過大に見積もったものと認められる。</p> <p>この点について、「地域公共ネットワークに係る標準仕様」(平成17年1月改訂版)をみると、ネットワークサービスを利用する際のIPアドレスの取扱についての説明はなく、通信技術に必ずしも精通しているとはいえない市町村の担当職員がネットワークサービスを利用する場合の経費の見積もり当たって必要な事項が十分に記載されていない。</p> |

- ③ 自ら敷設する場合の経費の中に光ファイバケーブル等の減価償却費及び維持管理費を含めて積算していない例

| 市町村名 | 内 容 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| E 1 市 | <p>市は、伝送施設について、自ら敷設するか又は借り上げるかの経費を比較するにあたって、自ら敷設する経費の中に、施設、設備の取得費のみ費用計上し、光ファイバケーブル等の更新が必要な設備があるため必要となる減価償却費や光ファイバケーブル保守費用等の維持管理費を正しく費用計上していなかった。</p> <p>このような状況となったのは、「地域公共ネットワークに係る標準仕様」(平成17年1月改訂版)において、伝送施設を自ら敷設して地域公共ネットワークを構築した後の維持管理費、減価償却費の考え方が示されておらず、市の担当者が伝送施設の敷設経費と借上げ経費の比較方法を十分に理解しないまま積算を行ったことによるものである。</p> |

(注) 当省の調査結果による。

表2-(1)-9

地域イントラネット基盤施設整備事業で導入した業務システムの内訳（種類別）

（単位：システム、％）

| 業務システム名 | 業務システム数 (全 数) | | 内 訳 | | | |
|-------------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 割合(%) | 割合(%) | 動画像系 | | 静止画像系 | |
| | | | 割合(%) | 割合(%) | 割合(%) | 割合(%) |
| 行政情報 | 27 | 18.0 | 5 | 3.3 | 22 | 14.7 |
| 学校教育支援 | 20 | 13.3 | 10 | 6.7 | 10 | 6.7 |
| 保健・福祉情報 | 14 | 9.3 | 8 | 5.3 | 6 | 4.0 |
| 防災情報 | 14 | 9.3 | 4 | 2.7 | 10 | 6.7 |
| 公共施設利用予約 | 13 | 8.7 | 0 | 0.0 | 13 | 8.7 |
| 住民相談 | 11 | 7.3 | 11 | 7.3 | 0 | 0.0 |
| 生涯学習 | 11 | 7.3 | 6 | 4.0 | 5 | 3.3 |
| 学校間交流 | 10 | 6.7 | 10 | 6.7 | 0 | 0.0 |
| 図書館情報 | 8 | 5.3 | 0 | 0.0 | 8 | 5.3 |
| 観光情報 | 4 | 2.7 | 2 | 1.3 | 2 | 1.3 |
| 議会中継 | 4 | 2.7 | 4 | 2.7 | 0 | 0.0 |
| G I S 情報 | 2 | 1.3 | 0 | 0.0 | 2 | 1.3 |
| 地域産業 | 2 | 1.3 | 0 | 0.0 | 2 | 1.3 |
| 河川情報 | 1 | 0.7 | 1 | 0.7 | 0 | 0.0 |
| 議会会議録検索 | 1 | 0.7 | 0 | 0.0 | 1 | 0.7 |
| ごみ収集情報 | 1 | 0.7 | 0 | 0.0 | 1 | 0.7 |
| インターネット体験 | 1 | 0.7 | 0 | 0.0 | 1 | 0.7 |
| 住民掲示板 | 1 | 0.7 | 1 | 0.7 | 0 | 0.0 |
| 住民カレンダー | 1 | 0.7 | 0 | 0.0 | 1 | 0.7 |
| 史跡管理 | 1 | 0.7 | 0 | 0.0 | 1 | 0.7 |
| 子供マルチメディア体験 | 1 | 0.7 | 0 | 0.0 | 1 | 0.7 |
| 降雨量・水位情報 | 1 | 0.7 | 0 | 0.0 | 1 | 0.7 |
| カメラネットワーク | 1 | 0.7 | 1 | 0.7 | 0 | 0.0 |
| 計 | 150 | 100.0 | 63 | 42.0 | 87 | 58.0 |

（注）当省の調査結果による。

表2-(1)-10

地域イントラネット基盤施設整備事業を実施した35市町等における業務システムの利用状況

(単位：システム、%)

| 区分 市町等名 | 業務システム数 | | 利用見込みに 対する利用実 績を把握して いるもの | | このうち利用見 込みを下回り利 用低調なもの | | 割合 | | 利用見込みに 対する利用実 績を把握して いないもの | | このうち当省の 調査結果、低調 と認められるも の | | 割合 | | 利用低調な業務シ ステム数の合計 | | 業務システム数 に占める利用低 調なシステム数 の割合 | | 利用見込みに 対する利用実 績を把握して いる市町等 |
|------------|---------|-----|------------------------------------|-----|------------------------------|-----|-------|-------|-------------------------------------|-----|------------------------------------|-----|-------|-------|---------------------|--------|--------------------------------------|-------|---------------------------------------|
| | A | (a) | B | (b) | C | (c) | C/B | (c/b) | D | (d) | E | (e) | E/D | (e/d) | F (C+E) | f(c+e) | F/A | (f/a) | ○把握済 ×未把握 |
| A1市 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | × |
| A2町 | 6 | 2 | 4 | 1 | 2 | 1 | 50.0 | 100.0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 2 | 1 | 33.3 | 50.0 | ○ |
| B1町 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | × |
| C1町 | 8 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 4 | 2 | 1 | 1 | 25.0 | 50.0 | 1 | 1 | 12.5 | 50.0 | ○ |
| D1市 | 4 | 2 | 3 | 2 | 1 | 1 | 33.3 | 50.0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 1 | 1 | 25.0 | 50.0 | ○ |
| E1市 | 3 | 2 | 3 | 2 | 1 | 1 | 33.3 | 50.0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 1 | 1 | 33.3 | 50.0 | ○ |
| F1市 | 7 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 5 | 1 | 1 | 1 | 20.0 | 100.0 | 1 | 1 | 14.3 | 100.0 | ○ |
| F2市 | 6 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 3 | 2 | 2 | 2 | 66.7 | 100.0 | 2 | 2 | 33.3 | 100.0 | ○ |
| G1市 | 7 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 7 | 6 | 1 | 1 | 0.0 | 0.0 | 1 | 1 | 14.3 | 16.7 | × |
| G2町 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 3 | 1 | 3 | 1 | 0.0 | 0.0 | 3 | 1 | 100.0 | 100.0 | × |
| G3組合 | 5 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 5 | 3 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | × |
| H1市 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0.0 | 0.0 | 1 | 1 | 50.0 | 100.0 | × |
| H2市 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | × |
| H3町 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 3 | 2 | 1 | 1 | 0.0 | 0.0 | 1 | 1 | 33.3 | 50.0 | × |
| I1市 | 5 | 1 | 4 | 1 | 3 | 1 | 75.0 | 100.0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 3 | 1 | 60.0 | 100.0 | ○ |
| J1町 | 4 | 1 | 3 | 1 | 3 | 1 | 100.0 | 100.0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 3 | 1 | 75.0 | 100.0 | ○ |
| J2町 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | × |
| K1市 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 3 | 1 | 1 | 1 | 0.0 | 0.0 | 1 | 1 | 33.3 | 100.0 | × |
| L1市 | 5 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 5 | 3 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | × |
| L2町 | 3 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | ○ |
| M1市 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 5 | 1 | 1 | 1 | 0.0 | 0.0 | 1 | 1 | 20.0 | 100.0 | × |
| N1市 | 5 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 5 | 2 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | × |
| N2町 | 4 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 100.0 | 100.0 | 1 | 1 | 25.0 | 100.0 | ○ |
| O1市 | 5 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | ○ |
| O2町 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 2 | 1 | 2 | 1 | 0.0 | 0.0 | 2 | 1 | 100.0 | 100.0 | × |
| P1市 | 9 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 9 | 5 | 1 | 1 | 0.0 | 0.0 | 1 | 1 | 11.1 | 20.0 | × |
| Q1町 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 4 | 4 | 1 | 1 | 0.0 | 0.0 | 1 | 1 | 25.0 | 25.0 | × |
| S1町 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 100.0 | 100.0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 3 | 3 | 75.0 | 75.0 | ○ |
| T1町 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | × |
| T2町 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 100.0 | 100.0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 1 | 1 | 33.3 | 100.0 | ○ |
| U1町 | 5 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 5 | 2 | 1 | 1 | 0.0 | 0.0 | 1 | 1 | 20.0 | 50.0 | × |
| V1町 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 4 | 1 | 1 | 0 | 0.0 | 0.0 | 1 | 0 | 25.0 | 0.0 | × |
| W1市 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | × |
| W2市 | 4 | 1 | 4 | 1 | 1 | 0 | 25.0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 1 | 0 | 25.0 | 0.0 | ○ |
| W3町 | 4 | 1 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | ○ |
| 計 | 150 | 63 | 45 | 14 | 15 | 9 | 33.3 | 64.3 | 105 | 49 | 19 | 15 | 18.1 | 30.6 | 34 | 24 | 22.7 | 38.1 | ○15市町 (42.9%) ×20市町等 (57.1%) |

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (1) - 11

地域イントラネット基盤施設整備事業を実施した 35 市町等のうち、業務システムの利用実績件数が利用見込み件数を下回っているもの等(23 市町)

① 業務システムの利用見込みが設定され、システム供用開始後において当該利用見込み件数に対する利用実績件数が把握できるもの(8 市町)

| 市町村名 | 業務システム名 | 動画像の有無 | サービス開始時期 | 見込み | | 実績 | | 利用実績が低い理由(市町の説明) | |
|-------|---------|--------|--------------|-------------|------------------------------------------------------|---------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| | | | | 設定指標 | 数 値 (A) | 数 値 (B) | 達成度 (B/A) | | |
| A 2 町 | 観光情報 | 無 | 平成 14 年 12 月 | アクセス件数 | 平成 15 年度 4,599 件 | 469 件 | 10.2% | 平成 13 年度に開設した町観光協会のHPの内容が、町観光協会職員が随時更新するなど充実しており、同HPへのアクセス数が多いこと。 | |
| | 住民相談 | 有 | 平成 14 年 12 月 | テレビ会議利用件数 | 平成 15 年度 1,260 件 平成 16 年度 992 件(9 か月換算) | 78 件 8 件(12 月末) | 6.2% 0.8% | | 平成 14 年度に町単独事業でIP電話を導入(平成 15 年 3 月に供用開始)し、住民からの相談が、IP電話の利用に移行していること。 |
| D 1 市 | 住民相談 | 有 | 平成 14 年 11 月 | 利用件数 | 平成 15 年度 1,100 件 平成 16 年度 1,210 件 | 0 件 0 件(12 月末) | 0.0% 0.0% | 込み入った相談案件を抱える相談者は、市役所に出向いて直接相談していること。 | |
| E 1 市 | 住民相談 | 有 | 平成 14 年 11 月 | 利用件数 | 平成 14 年度 270 件/年 平成 15 年度 540 件/年 | 51 件/年 120 件/年 | 18.9% 22.2% | ①事前のニーズ把握が不十分なこと、②住民利用端末の設置場所を受付窓口(カウンター)に配置しており、相談者のプライバシーに配慮していないこと。 | |
| I 1 市 | 議会会議録検索 | 無 | 平成 15 年 4 月 | アクセス件数 | 平成 15 年度 8,030 件 平成 16 年度 5,918 件(8 か月換算) | 1,641 件 1,113 件(11 月末) | 20.4% 18.8% | 事前の利用見込みが甘かったこと。 | |
| | 学校交流支援 | 有 | 平成 15 年 4 月 | 利用件数 | 平成 15 年度 48,180 件 平成 16 年度 35,502 件(8 か月換算) | 0 件 10 件(11 月末) | 0.0% 0.03% | | 双方向画像伝送装置を具体的にどのように活用していくか取り決めがないこと、学校間の日程調整が困難であること、カメラが小さく実用化に耐えないこと。 |
| | 図書館情報 | 無 | 平成 15 年 4 月 | 図書館HPアクセス件数 | 平成 15 年度 40,150 件 平成 16 年度 29,591 件(8 か月換算) | 2,420 件 1,612 件(11 月末) | 6.0% 5.4% | | 当初予定していたオンライン予約機能が稼動していないこと(同予約に必要な住民にID、パスワードを発行する個人認証システムを導入していないこと)。 |

| 市町村名 | 業務システム名 | 動画像の有無 | サービス開始時期 | 見込み | | 実績 | | 利用実績が低い理由（市町の説明） | |
|-------|------------------|--------|-------------|---------|----------------------|----------------------|----------------------------------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | | 設定指標 | 数 値 (A) | 数 値 (B) | 達成度 (B/A) | | |
| J 1 町 | 住民掲示板 | 有 | 平成 15 年 4 月 | アクセス件数 | 平成 14 年度 平成 15 年度 | 65,248 件 66,511 件 | 0 件 0 件 | 0.0% 0.0% 運用取り止め | 携帯電話のメール機能の普及があり、町のHPを利用した掲示板機能の必要性は低いとして、平成 15 年 10 月に運用を取り止めている。 |
| | 住民カレンダー | 無 | 平成 15 年 4 月 | アクセス件数 | 平成 14 年度 平成 15 年度 | 50,893 件 52,089 件 | 0 件 不明 | 0.0% 運用取り止め | 町内の各種行事等をカレンダー形式で一覧できるようにしたが、掲載するイベント情報が少なく、利用はあまり見込めないとして、平成 15 年 10 月頃、運用を取り止めている。 |
| | 公共施設予約 | 無 | 平成 15 年 4 月 | アクセス件数 | 平成 14 年度 平成 15 年度 | 9,821 件 9,861 件 | 0 件 不明 | 0.0% 運用取り止め | 電話等での予約受付もあり、予約受付順の整理事務が煩瑣になること、予約メールのフォームが実務で使用しづらくフォームの改造に費用がかかること等から、平成 15 年 10 月、運用を取り止めている。 |
| S 1 町 | 学校間等交流 | 有 | 平成 16 年 7 月 | 利用件数 | 平成 16 年度 | 59,617 件 | 0 件(17 年 1 月末) テレビ会議端末の操作の研修で 2、3 回使用した程度 | 0.0% | ①学校・教育委員会のニーズ把握を行っていないこと、②具体的な利用方法（交流授業を行う学習内容）の検討を行っていないこと、③テレビ会議の運営体制が整備されていないこと。 |
| | 動画ふれあい学習（学校教育支援） | 有 | 平成 16 年 7 月 | 利用件数 | 平成 16 年度 | 59,617 件 | 0 件(17 年 1 月末) | 0.0% | ①学校・教育委員会のニーズ把握を行っていないこと、②具体的な利用方法（動画による授業を行う学習内容）や運営方法の検討を行っておらず、利用マニュアルを作成していないこと。 |
| | 住民相談 | 有 | 平成 16 年 7 月 | 利用件数 | 平成 16 年度 | 14,125 件 | 0 件(17 年 1 月末) | 0.0% | ①住民のニーズ把握を行っていないこと、②具体的な利用方法を検討しておらず、利用マニュアルを作成していないこと、③町内の公民館には職員が常駐しておらず、テレビ会議用端末を操作する者がいないこと。 |
| T 2 町 | 学校間交流 | 有 | 平成 16 年 4 月 | 利用回数 | 平成 16 年度 | 2,061 回 | 0 回(12 月末) | 0.0% | 教育委員会や学校において、ニーズ把握を行っておらず、具体的な活用方法を決めていないこと。 |
| W 2 市 | 公共施設予約・案内 | 無 | 平成 15 年 3 月 | 利用者数(人) | 平成 15 年度 | 40,000 人 | 2,760 人 | 6.9% | 図書館の蔵書検索・予約のみのサービスとなっていること、図書館には直接来館する市民の方が多いこと。 |

② 業務システムの利用見込み件数又は利用実績件数が把握されていないが、当省の調査結果により利用が低調な業務システムが把握できたもの(15市町)

| 市町村名 | 業務システム名 | 動画 の有無 | サービス 開始時期 | 利用実績 | 利用実績が低い理由(市町の説明) |
|------|----------------------|-----------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| C1町 | 住民相談 | 有 | 平成15年12月 | 町では、テレビ会議システムの利用実績(平成15年11月～17年1月)は数件程度で、利用実績はほとんど無いとしている。 | ①住民に対する事前のニーズ把握を行っていないこと、②住民相談システムがあることを広報誌で1回広報しているのみで、具体的な利用方法等を周知していないこと。 |
| F1市 | 保健・福祉情報 | 有 | 平成15年4月 | 市では、テレビ会議システムの利用実績を把握していないが、利用実績はほとんど無いとしている。 | 国から補助事業の実施に必要であるとの指導を受けて導入したこと。 |
| F2市 | 生涯学習支援 | 有 | 平成16年1月 | 市では、テレビ会議システムを使用した生涯学習講座の実施を予定していたが、利用実績は無いとしている。 | テレビ会議システムをどのように活用するかを検討が十分に行われなかったこと。 |
| | 子育て相談 (保健・福祉情報) | 有 | 平成15年4月 | 市では、本庁と出先機関又は出先機関相互のテレビ会議用として利用されており、市民のテレビ会議システムの利用実績はほとんど無いとしている。 | ①整備にあたっての必要性が検討されていないこと、②市民からの相談用として設置されたテレビ会議用端末がプライバシーに配慮した場所に設置されていないこと、③相談を受ける関係課がシステムの内容を十分に承知していないこと。 |
| G1市 | テレビ会議等各種 相談(住民相談) | 有 | 平成12年8月 | 市では、テレビ会議システムの利用実績は、平成14年度以降、毎年度1～2件程度としている。 | ①事業導入時、利用方法等について検討が十分に行われていなかったこと、②事業完了後、具体的な利用方針の策定等の取組みを行わず、積極的に利用する取組みを行ってこなかったこと。 |
| G2町 | 学校間交流 | 有 | 平成15年1月 | 平成15年度の同システムの利用見込み件数950件に対し、利用実績件数は18件で達成度は1.9%と低調 (注)町は、利用実績件数を把握しておらず、当省の調査結果、判明したものである。 | ①教育委員会の要望により導入したものであるが、教員はそれほど同システムを必要とせず、教育委員会と学校の間でシステムの利用についての認識にずれがあったこと、②機材及び情報セキュリティを保護する観点から利用できる場所を職員室としたため、交流授業が利用しやすい場所とはなっていないこと。 |
| | 町民高速インターネット体験 | 無 | 平成15年1月 | 平成15年度の同システムの利用見込み件数660件に対し、利用実績件数は48件で達成度は7.3%と低調 (注)町は、利用実績件数を把握しておらず、当省の調査結果、判明したものである。 | 光回線により高速化を図ることで利用者が増加すると見込んでいたが、町民の居宅におけるインターネットの接続環境が進んだため、同システムを利用する必要がなくなり、利用者は増えなかったこと。 |
| | 教育コンテンツ (学校教育支援) | 無 | 平成15年1月 | 平成15年度の同システムの利用見込み件数7,920件に対し、利用実績件数は無し (注)町は、利用実績件数を把握しておらず、当省の調査結果、判明したものである。 | 教育委員会の要望により導入したものであるが、教員はそれほど同システムを必要とせず、教育委員会と学校の間でシステムの利用についての認識にずれがあったこと。 |

| 市町村名 | 業務システム名 | 動画像の有無 | サービス開始時期 | 利用実績 | 利用実績が低い理由（市町の説明） |
|------|---------------------|--------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H1市 | 学校教育支援 | 有 | 平成15年4月 | 市では、同システムの利用実績は不明であるが、平成15年度、16年度とも利用実績はほとんど無いとしている。 | ①同システムが各学校の教員に浸透しておらず、静止画や動画のコンテンツを作成しサーバに蓄積していないこと、②教育分野の情報化は、平成16年度までにハード整備を行い、平成17年度からソフトの充実を図っていくという認識があること。 |
| H3町 | 教育映像コンテンツ(学校教育支援) | 有 | 平成15年3月 | 町では、同システムで使用できるソフトは、稼動開始時の視聴覚教育担当教員に対する操作説明時のソフト（視聴時間5分）と担当者がテレビ映像を編集したソフト（視聴時間10分）の2本のみで、供用開始時に数回程度実施した程度としている。なお、教員が教材用として作成したソフトはない。 | 同システムが、各学校の教員に浸透しておらず、具体的な利用方法について検討されていないこと。 |
| K1市 | 生涯学習情報 | 有 | 平成14年12月 | 市ホームページにおいて、港内や島の風景の映像を見ることができるが、映像を見る限りは住民の利用に供されているとは必ずしも言い難く、利用実績はほとんど無いとみられる。 | — |
| M1市 | 保健福祉情報 | 有 | 平成16年4月 | 市では、テレビ会議システムについては稼動していないとしている。 | 住民利用端末の設置場所がオープンスペースに設置されているため、秘匿性のある相談業務を行うには適さないこと、相談業務を受け付ける担当課職員の体制上の問題があること。 |
| N2町 | 学校間交流支援 | 有 | 平成15年3月 | 町教育委員会では、当初目的としていた学校間でのテレビ会議システムを利用した交流授業の実績は無いとしている。また、校内での体験的利用もほとんど実績が無いとしている。 | 各学校とも交流授業のための準備が大変であること、音声については一方向の送信しかできないため、学校間で同時に会話することもできず、機能面における使い勝手の悪さもあること。 |
| O2町 | 教材配信(学校教育支援) | 無 | 平成14年4月 | 町教育委員会では、同システムについては、学校5校のうち、4校ではほとんど活用されていないとしている。 | 教員の情報リテラシー不足、静止画像のシステムであり、動画ではないこと。 |
| | 地域教育コミュニティ支援(学校間交流) | 有 | 平成14年4月 | 町教育委員会では、学校間交流で利用するテレビ会議システムの利用実績は無いとしている。 | テレビ会議システムについてはセキュリティシステムの不具合(町外の学校と通信しようとする画像がフリーズ)があり、授業では全く使用できないこと。 |
| P1市 | 学校間交流 | 有 | 平成16年6月 | 市では、テレビ会議システムを使用した学校間交流の実績は無いとしている。 | ①学校間交流はパソコンの画像を介して行う方法もあるが、生徒が他の学校を訪問する方が一般的であること、②webカメラ付きの端末の利活用については今後の研究、実践課題であるとしていること等 |

| 市町村 | 業務システム名 | 動画像の有無 | サービス開始時期 | 利用実績 | 利用実績が低い理由（市町の説明） |
|-----|---------------|--------|----------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q1町 | 住民相談等 | 有 | 平成14年12月 | 町では、テレビ会議システムを利用した相談実績は無いとしている。 | 住民利用端末の設置場所が、役場に近い場所であることから、相談者は直接役場に申し出る方が早いこと。 |
| U1町 | 学校間交流 | 有 | 平成14年11月 | 町では、町内の小中学校4校に双方向画像伝送装置を設置しているが、平成17年1月までに一度も活用していないとしている。 | ①各学校において授業の実施計画は未作成であり、利用するか否かは各学校の判断に委ねられていること、②接続したシステムは、学校側が要望していたサーバとは異なり、接続操作が難しいこと、③同システムに係る操作研修は、導入時に各校の担当教員が操作説明書等を参考に自主的に1回実施したものの、その後は全く研修が行われず、同システムを操作できる教員が減ってしまったこと。 |
| V1町 | 健康相談(保健・福祉情報) | 無 | 平成15年3月 | 町では、運用を開始した平成15年3月から17年2月末までのメールによる受付件数は8件と少ないとしている。 | 町では、住民がメールでは相談内容が文字で残ることを敬遠しているためではないかとしている。 |

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (1) - 12

地域インターネット基盤施設整備事業で設置した公共端末が業務用に転用されている例

| 市町村名 | 公共端末の設置場所 | 台数 | 供用開始 年月日 | 公共端末の利用状況 |
|-------|---------------------------------|-------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| C 1 町 | 資源循環型施設 | 1 | 平成 15 年 12 月 1 日 | <p>公共端末は、常時、事務室内に設置されているため、住民が利用するのは困難であり、町では、町外からの視察者を対象に稼働させる程度としている。</p> <p>利用が低調な原因として、町では、当初計画時には、同施設の敷地内に町民が利用できる公園の整備を想定していたが、財政事情により断念したためと説明している。</p> |
| G 1 市 | 在宅介護センター室 レントゲン室 リハビリセンター | 2 1 1 | 平成 12 年 8 月 1 日 | <p>公共端末は、平成 13 年 3 月の事業完了時に病院の地域連携室（通常施設）に保管されており、14 年に 2 台が在宅介護センター室に、16 年に 2 台がレントゲン室等に業務用として移設されている。このため、市民の利用実績は無い。</p> <p>このことについて、市では、事業計画時に設置場所や利用方法等の検討が十分でなかったことや事業完了後も具体的な利用方法を検討していなかったためと説明している。</p> |
| U 1 町 | 社会福祉協議会室 | 3 | 平成 14 年 11 月 1 日 | <p>当初、公共端末は中央公民館に設置されていたが、平成 17 年 2 月現在、利用が低調で、公共端末としての機能を果たしていないとして、社会福祉協議会において事務用として利用されている。</p> |
| 計 | — | 8 | — | — |

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (1) - 13

地域インターネット導入促進基盤整備事業で導入した業務システムの内訳（種類別）

（単位：システム、％）

| 業務システム名 | 業務システム数 (全 数) | | 内 訳 | | | |
|------------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 割合(%) | 割合(%) | 動画像系 | | 静止画像系 | |
| | | | 割合(%) | 割合(%) | 割合(%) | 割合(%) |
| 行政情報 | 26 | 31.3 | 0 | 0.0 | 26 | 31.3 |
| 公共施設利用予約 | 16 | 19.3 | 0 | 0.0 | 16 | 19.3 |
| 生涯学習 | 8 | 9.6 | 0 | 0.0 | 8 | 9.6 |
| 住民相談 | 6 | 7.2 | 1 | 1.2 | 5 | 6.0 |
| 図書館情報 | 5 | 6.0 | 0 | 0.0 | 5 | 6.0 |
| 保健・福祉情報 | 5 | 6.0 | 0 | 0.0 | 5 | 6.0 |
| 防災情報 | 5 | 6.0 | 1 | 1.2 | 4 | 4.8 |
| 学校教育支援 | 3 | 3.6 | 1 | 1.2 | 2 | 2.4 |
| 申請用紙ダウンロード | 2 | 2.4 | 0 | 0.0 | 2 | 2.4 |
| 議会会議録検索 | 2 | 2.4 | 0 | 0.0 | 2 | 2.4 |
| 証明書等自動交付 | 1 | 1.2 | 0 | 0.0 | 1 | 1.2 |
| 環境情報 | 1 | 1.2 | 0 | 0.0 | 1 | 1.2 |
| 能楽学術情報 | 1 | 1.2 | 0 | 0.0 | 1 | 1.2 |
| 役場休日予約 | 1 | 1.2 | 0 | 0.0 | 1 | 1.2 |
| インターネット体験 | 1 | 1.2 | 0 | 0.0 | 1 | 1.2 |
| 計 | 83 | 100.0 | 3 | 3.6 | 80 | 96.4 |

(注) 当省の調査結果による。

表2-(1)-14

地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施した26市町村における業務システムの利用状況

(単位：システム、%)

| 区分 市町村名 | 業務システム数 | 利用見込みに対する利用実績を把握しているもの | このうち利用見込みを下回り利用低調なもの | 割合 | 利用見込みに対する利用実績を把握していないもの | このうち当省の調査結果、低調と認められるもの | 割合 | 利用低調な業務システム数の合計 | 業務システム数に占める利用低調なシステム数の割合 | 利用見込みに対する利用実績を把握している市町村 〔○把握済〕 〔×未把握〕 |
|------------|---------|------------------------|----------------------|-------|-------------------------|------------------------|-------|-----------------|--------------------------|---------------------------------------------|
| | (A) | (B) | (C) | (C/B) | (D) | (E) | (E/D) | F (C+E) | (F/A) | |
| B 2町 | 3 | 0 | 0 | 0.0 | 3 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | × |
| B 3村 | 2 | 0 | 0 | 0.0 | 2 | 1 | 50.0 | 1 | 50.0 | × |
| C 2市 | 4 | 0 | 0 | 0.0 | 4 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | × |
| D 2町 | 4 | 0 | 0 | 0.0 | 4 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | × |
| E 2村 | 2 | 0 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | × |
| F 3村 | 4 | 0 | 0 | 0.0 | 4 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | × |
| F 4村 | 4 | 0 | 0 | 0.0 | 4 | 3 | 75.0 | 3 | 75.0 | × |
| G 4市 | 3 | 3 | 1 | 33.3 | 0 | 0 | 0.0 | 1 | 33.3 | ○ |
| I 2市 | 5 | 0 | 0 | 0.0 | 5 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | × |
| J 3市 | 2 | 0 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | × |
| L 2町 | 1 | 0 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | × |
| N 3町 | 1 | 0 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | × |
| N 4町 | 8 | 1 | 0 | 0.0 | 7 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | ○ |
| O 1市 | 1 | 0 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | × |
| O 2町 | 2 | 0 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | × |
| O 3市 | 4 | 0 | 0 | 0.0 | 4 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | × |
| O 4町 | 6 | 0 | 0 | 0.0 | 6 | 1 | 16.7 | 1 | 16.7 | × |
| O 5町 | 2 | 0 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | × |
| O 6町 | 2 | 0 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | × |
| P 2市 | 4 | 0 | 0 | 0.0 | 4 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | × |
| Q 2町 | 4 | 0 | 0 | 0.0 | 4 | 3 | 75.0 | 3 | 75.0 | × |
| R 1町 | 3 | 0 | 0 | 0.0 | 3 | 1 | 33.3 | 1 | 33.3 | × |
| S 2町 | 3 | 2 | 1 | 50.0 | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 33.3 | ○ |
| T 3町 | 3 | 0 | 0 | 0.0 | 3 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | × |
| T 4町 | 3 | 0 | 0 | 0.0 | 3 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | × |
| U 2市 | 3 | 0 | 0 | 0.0 | 3 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | × |
| 計 | 83 | 6 | 2 | 33.3 | 77 | 9 | 11.7 | 11 | 13.3 | ○ 3市町 (11.5%) × 23市町村 (88.5%) |

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (1) - 15

地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施した 26 市町村のうち、業務システムの利用実績件数が利用見込み件数を下回っているもの等(7 市町村)

① 業務システムの利用見込みが設定され、システム供用開始後において当該利用見込み件数に対する利用実績件数が把握できるもの(2 市町)

| 市町村名 | 業務システム名 | 動画像の有無 | サービス開始時期 | 見込み | | | 実績 | | 利用実績が低い理由(市町の説明) |
|-------|-------------|--------|--------------|--------------------|-------------------------------|----------------|----------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------|
| | | | | 設定指標 | 設定数値(A) | | 数値(B) | 達成度(B/A) | |
| G 4 市 | 生涯学習 | 無 | 平成 14 年 10 月 | 生涯学習講座への申込件数 | 平成 15 年度 | 500 件 | 0 件 | 0.0% (未稼働) | 同システムの導入にあたって、担当課との間で具体的な検討を行っておらず、関係部課間の調整が不十分であったこと。 |
| S 2 町 | 行政目安箱(住民相談) | 無 | 平成 14 年 11 月 | インターネットによる行政相談受付件数 | 平成 15 年度 平成 16 年度(10 か月換算) | 540 件 674 件 | 58 件 77 件(平成 17 年 1 月末) | 10.7% 11.4% | ①複雑な内容の相談は、直接町役場に出向いて相談する町民が多いこと、②電話での相談は匿名でも可能であるが、当該システムは匿名の相談は受け付けられないこと。 |

② 業務システムの利用見込み件数又は利用実績件数が把握されていないが、当省の調査により利用が低調な業務システムが把握できたもの(5 町村)

| 市町村名 | 業務システム名 | 動画像の有無 | サービス開始時期 | 利用実績 | 利用実績が低い理由(市町の説明) |
|-------|-----------|--------|--------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| B 3 村 | 公共施設予約 | 無 | 平成 12 年 10 月 | 村では、現在、空き情報の提供にとどまっており、予約件数の実績は無いとしている。 | 予約のアクセスを行う人を特定するために、個別認証システムが必要であるが、予約システムを構築していないこと。 |
| F 4 村 | 住民相談 | 無 | 平成 16 年 2 月 | 村では、利用実績は把握していないものの、これまで利用実績はほとんど無いとしている。 | 利用者は大半が高齢者であり、端末で相談メールを打つことが困難であるため、電話または窓口での相談が多いこと。 |
| | 公共施設予約 | 無 | 平成 16 年 2 月 | 村では、利用実績は把握していないものの、これまで利用実績はほとんど無いとしている。 | 個人 ID をとる必要があることや予約しても結局、料金支払のために、役場の窓口を利用する必要があること。 |
| | 蔵書管理 | 無 | 平成 16 年 2 月 | 村では、利用実績は把握していないものの、これまで利用実績はほとんど無いとしている。 | 村内の図書館は、貸出予約までしなくても借りられること。 |
| O 4 町 | 公共施設案内・予約 | 無 | 平成 14 年 3 月 | 同システムは、各公共施設の所在地、休館日等の案内のみとなっており、空き状況の確認や予約はできない。 | ①運用規程、体制など環境を整えずにシステムの仕様を決定したこと、②運営方法について十分に検討していなかったこと等。 |

| 市町村名 | 業務システム名 | 動画像の有無 | サービス開始時期 | 利用実績 | 利用実績が低い理由（市町の説明） |
|-------|-----------|--------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q 2 町 | 公共施設案内・予約 | 無 | 平成 14 年 11 月 | 同システムは、予約状況の確認のみとなっており、予約はできない。 | 公共施設予約は従来から直接施設への申込により行われており、廃止することはできないこと、また、両方の予約方法をとると、ダブルブッキングが生じるおそれがあることから、従来どおり台帳による予約管理を行っていること。 |
| | 生涯学習支援 | 無 | 平成 14 年 11 月 | 同システムは、講座リストを表示しているものの、講座日程や受講申込みについての情報が無く、具体的な情報の入手や受講申込を行うことはできない。 | 同システムの整備後には、各講座の代表者にデータ入力を行ってもらったこととして依頼したが、理解が得られなかったこと。 |
| | 学校教育支援 | 無 | 平成 14 年 11 月 | 郷土学習のためのデータ検索、研究成果の発表等を行うシステムであるが、利用の前提となるデータの蓄積がないため、検索や研究成果の発表等を行える状況にない。 | 学校の郷土学習で調べたデータを蓄積・活用することとしていたが、学校側との事前協議が十分ではなかったこと。 |
| R 1 町 | 生涯学習情報 | 無 | 平成 14 年 2 月 | 講座の受講者のうちインターネットで申し込んだ者は、平成 14 年度は 0 人、15 年度は 2 人のみ。また、供用開始後 3 年間、町内の文化団体等の利用も無いとしている。 | ①住民ニーズの把握や利用見込みの算出を行わずに、事業計画を作成したこと、②文化団体、スポーツ団体等に対して、同システムの説明や利用方法等の案内を行ったことが無いこと。 |

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (1) - 16

地域インターネット導入促進基盤整備事業で設置した公共端末が業務用に転用されている例

| 市町村名 | 公共端末の 設置場所 | 台数 | 供用開始 年月日 | 公共端末の利用状況 |
|-------|---------------|----|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| B 2 町 | 公民館 | 1 | 平成 12 年 7 月 3 日 | いずれも住民が入り出りするホール等のオープンスペースではなく、事務室内の職員個人の机の上に置かれており、主に職員が事務用として利用するものとなっている。 このうち、小中学校においては、児童の取扱いにより、公共端末の破損の危険性が高いとの理由により、当初から事務室内に設置している。 |
| | 文化会館 | 1 | | |
| | 児童館 | 1 | | |
| | 保育所 | 1 | | |
| | 水道事業所 | 1 | | |
| | 小学校 | 1 | | |
| | 中学校 | 1 | | |
| | 幼稚園 | 1 | | |
| B 3 村 | 児童館 | 1 | 平成 12 年 10 月 1 日 | いずれも住民が入り出りするホール等のオープンスペースではなく、事務室内の職員個人の机の上に置かれており、主に職員が事務用として利用するものとなっている。 このうち、小中学校においては、児童の取扱いにより、公共端末の破損の危険性が高いとの理由により、事務室内に移動している。 |
| | 保育園 | 1 | | |
| | 幼稚園 | 1 | | |
| | 小学校 | 1 | | |
| | 中学校 | 1 | | |
| O 3 市 | 港会館 | 1 | 平成 13 年 10 月 1 日 | 当初から、事務室に設置されており、書類作成など職員の事務用に利用されている。 市では、当該端末について来館者が利用する公共端末であることを認識していなかったと説明している。 |
| 計 | — | 14 | — | — |

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (1) - 17

総合通信局における補助事業の採択審査の実施状況

(単位：通信局)

| 区 分 総合通信局名 | | 審査規程等の作成 | 審査の実施状況 | |
|---------------|------|----------|---------|----------|
| | | | 利用見込み | 地域ニーズの把握 |
| 北海道総合通信局 | | × | ○ | × |
| 東北総合通信局 | | × | ○ | × |
| 関東総合通信局 | | × | × | × |
| 北陸総合通信局 | | × | ○ | × |
| 東海総合通信局 | | × | ○ | × |
| 近畿総合通信局 | | × | ○ | ○ |
| 中国総合通信局 | | × | ○ | × |
| 四国総合通信局 | | × | ○ | × |
| 九州総合通信局 | | × | × | × |
| 計 | ○実施 | 0 | 7 | 1 |
| | ×未実施 | 9 | 2 | 8 |

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 地域イントラネット基盤施設整備事業及び地域インターネット導入促進基盤整備事業の採択審査の実施状況である。
 3 「審査規程等の作成状況」欄は、補助金交付要綱を除く。
 4 「審査の実施状況」欄の○印は該当項目についての審査の実施を、×印は審査の未実施を示す。

(3) 実証実験・研究開発、その他事業

| 勸告 | 説明図表番号 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <p>「e-Japan 重点計画—2004」は、高度情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策として、学校教育の情報化、行政の情報化、医療分野の情報化、デジタル・ディバイドの是正等を推進することとしている。</p> <p>今回、実証実験・研究開発事業として、①学校インターネット事業、②ICカードの普及等によるIT装備都市研究事業等、③先進的情報技術活用型医療機関等ネットワーク化推進事業を、モデル事業として、④IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業を、その他事業として、⑤高度情報化拠点施設整備事業を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>ア 学校インターネット事業</p> <p>(ア) 事業目的、事業内容及び事業数</p> <p>a 事業目的</p> <p>学校インターネット事業は、総務省及び文部科学省の共同事業として、認可法人通信・放送機構（現在は独立行政法人情報通信研究機構。以下「通信・放送機構」という。）に委託して、実証実験・研究開発を行ったものであり、総務省は新たなネットワーク構築・運用管理技術等についての実証実験の成果を今後にいかすことを目的として、また、文部科学省は地域の教育用ネットワークを活用した教育方法等に関する先導的な研究開発を行うことを目的として、平成10年度から15年度まで実施されていた。</p> <p>b 事業内容</p> <p>学校インターネット事業においては、①平成10年度から15年度まで、総務省施策として学校における複合アクセス網活用型インターネットに関する研究開発、また、10年度から12年度まで文部科学省の施策として先進的教育用ネットワークモデル地域事業（以下、これら施策を総称して「学校インターネット1」という。）が、②11年度から15年度まで、総務省の施策として学校における新たな高速アクセス網活用型インターネットに関する研究開発、また、11年度から12年度まで文部科学省の施策としてマルチメディア活用学校間連携推進事業（以下、これら施策を総称して「学校インターネット2」という。）が、③12年度から15年度まで、総務省施策として学校インターネットの情報通信技術に関する研究開発、また、文部科学省施策として次世代ITを活用した未来型教育研究開発事業^(注)（以下、これら施策を総称して「学校インターネット3」という。）が実施された。</p> <p>(注) 「先進的教育用ネットワークモデル地域事業」及び「マルチメディア活用学校間連携推進事業」については、平成13年度に「次世代ITを活用</p> | 表2-(3)-ア-1 |

した未来型教育研究開発事業」と統合された。

いずれの事業（以下「実験事業」という。）も、地域における事業主体は、都道府県及び政令指定都市の教育委員会である。

通信・放送機構が、地域ネットワークセンター及び学校に対して、サーバー、ネットワーク端末、大型ディスプレイ、映像送受信装置、テレビ会議用機器など実験事業に必要な設備・機器を支給し、また、附帯工事費、実験期間中の回線利用に係る通信費などを負担した。

c 事業数及び予算額

実験事業に参加した地域数及び学校数^(注)は、学校インターネット1が全国30地域、1,075校、学校インターネット2が全国25地域、600校、学校インターネット3が全国64地域、1,540校である。

(注) 複数事業に参加した地域があるため、実数で全国86地域、約3,000校である。

予算額累計は、学校インターネット1・2・3の合計で876億8,907万円（総務省分：612億4,300万円、文部科学省分：264億4,607万円）となっている。

(i) 事業の実施状況等

今回、学校インターネット1で15地域（17市町村）の参加校175校（小学校、中学校、高等学校、その他各種学校を含む。以下同じ。）、学校インターネット2で14地域（16市町村）の参加校92校、学校インターネット3で18地域（18市町村）の参加校172校、実数で39地域（40市町村）の参加校439校を抽出して、学校インターネット事業の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

a 学校間交流授業の実施状況

調査した39地域（40市町村）の参加校439校のうち、378校にテレビ会議システムが導入されている。しかし、このうち、学校インターネット1・2・3の各々で6地域（8市町村）73校、8地域（9市町村）31校、11地域（11市町村）40校、合計で144校（38.1%）は、導入されたテレビ会議システムを用いた学校間交流授業を全く実施していない。また、学校間交流授業を実施している学校においても、試行的に実施したなど実施回数が3回未満である学校が、学校インターネット1・2・3で各々3地域（3市町村）3校、5地域（5市町村）8校、5地域（5市町村）16校、合計で27校（7.1%）みられるなど未実施又は実施が著しく低調な学校は、合計で171校（45.2%）に上っている。

このように、学校間交流授業の実施が低調な原因は、次のように、参加校に対する周知が徹底されていないなど実証実験等を実現するために必要な措置（事業実施の実現可能性を担保する措置）が十分ではないことや

表2-(3)-ア-2

機器の利用見込みの確認が行われていないことによると考えられる。

① 総務省が、衛星通信回線等を用いた学校間交流授業を実施する際に、実験当時における回線容量の限界という技術的な制約について、参加校に周知していたが、参加校において十分にその内容を理解させるものとなっていなかったため、

i) 衛星通信回線を利用した参加校では、上り回線の伝送容量が不足し、テレビ会議システムの画像がコマ送りやモザイクの状態になった場合は、学校間交流授業が円滑に行えなかった。

ii) 学校インターネット2で衛星通信回線を利用した参加校が学校間交流授業を行う場合、より鮮明な画質・音質を確保するためのテレビ会議用専用回線を設けたが、参加校が自由に学校間交流授業を行うだけの回線の容量がなかったことによって、学校間交流授業は事前予約をしなければならず、必ずしも希望時間帯に実施できなかったことから、事前の学校間の調整が十分に行われていない状況があった。

また、文部科学省が、衛星通信回線等を用いた学校間交流授業を実施する際に、回線の利用による支障の発生への対処方法について、参加校に周知していたが、参加校において十分にその内容を理解させるものとなっていなかったため、参加校の中には、全国の地域ネットワークセンターに設置されているヘルプデスクシステムを利用したものの、トラブルの内容を正確に伝えることができない場合や、ヘルプデスクの助言に従った操作ができない場合があった。

② 学校インターネット1及び2の継続参加校並びに学校インターネット3参加校に対し、文部科学省では、事業の初期に必要な機器の配備に際して、アンケート調査を実施しているが、テレビ会議システムの追加配備に当たっては、有識者の意見を聴取しているものの参加校個別の利用見込みの有無の確認を行っていない。

b 事業実施結果の把握状況

通信・放送機構は、学校インターネット事業終了後、地域ネットワークセンター及び参加校から報告を求め、平成16年3月に「学校インターネット研究報告書」として取りまとめている。しかし、当該報告書の内容をみると、地域ネットワークセンター及び参加校からの報告を取りまとめただけで、学校間交流授業の実施回数、IT活用による教材の利用件数、設備・機器の利用実績等の定量的なデータを必ずしも求めておらず、全国の事業の実施状況及び効果が具体的に測定できるものとはなっていない。

文部科学省でも、学校インターネット事業終了後、事業の効果や今後の課題の分析を行い、平成16年9月に「教育用情報通信ネットワークの在り方に関する調査研究報告書」として取りまとめている。しかし、同報告書の内容をみると、全国の86地域ネットワークセンターの活動内容、活

表2-(3)-ア-3

動成果及び課題について概括的に整理した上で、ケーススタディを取り上げているが、学校間交流授業の実施回数、教材の配信回数、開発された教材の内容等実施状況や研究の効果が具体的に整理されていない。

イ ICカードの普及等によるIT装備都市研究事業等

(ア) 事業目的、事業内容及び事業数

a 事業目的

ICカードの普及等によるIT装備都市研究事業（以下「ICカード1」という。）、IT装備都市研究事業を基礎とした先進的ICカードアプリケーション開発・実証事業（以下「ICカード2」という。）及びIT装備都市研究事業を基礎としたコミュニティ連携を推進するデータセンターに関する研究開発・実証事業（以下「ICカード3」という。）は、経済産業省が、財団法人ニューメディア開発協会（以下「ニューメディア開発協会」という。）に委託して、ICカードシステムを中心とした情報システムを複数の地域に導入し、その効果等を検証することにより、行政機関等において研究成果が広く活用されることを目的として、平成12年度から14年度まで実施されていた。

b 事業内容

ICカード1においては、行政サービスや民間サービスのための各種アプリケーションを1枚のカードに搭載したICカードを地域の住民等に配付し、ICカードシステムの研究開発及び実証実験を実施した。

ICカード2においては、ICカード1の実施内容を活用し、ICカードの利用を更に促進する先進的なアプリケーションの研究開発及び実証実験を実施した。

ICカード3においては、マルチアプリケーション対応ICカードシステムの運用等を担うコミュニティ・データセンター^(注)（以下「CDC」という。）に関する研究開発及び実証実験を実施した。

これらの事業の実施主体は、企業又は団体（複数の企業又は団体を含む。）である。

委託対象経費は、人件費、ソフトウェア関連経費並びにシステム開発及び実証実験に必要な機器の利用に係る費用等である。

(注) コミュニティ・データセンター：iDC（internet Data Center）やASP（Application Service Provider）の手法を活用し、コミュニティ（生活圏、経済圏等）内の官民が運営する情報システムに係る機能と情報の集約によって、サービスの高度化・効率化が実現できる機関をいう。この機関は、施設にサーバ等を集約するのみでなく、運用に係るノウハウの蓄積や活用等も担い、コミュニティ内の情報化を推進する機関の一つである。

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>c 事業数及び予算額</p> <p>平成12年度から14年度までの事業数は、ICカード1が21事業（55市町村）、ICカード2が4事業（6市）、ICカード3が5事業（2府県9市町）の合計で30事業（ICカード1・2・3で重複している地方公共団体があるため、実数で2府県61市町村）である。</p> <p>予算額累計は、ICカード1・2・3の合計で204億3,716万円となっている。</p> <p>(i) 事業の実施状況等</p> <p>今回、ICカード1・2・3の実施状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>a ICカードの発行状況</p> <p>ICカード1においては、実証実験を行う21事業実施主体の発行予定枚数に応じて、平成13年12月から14年3月までの間に計117万3,800枚のICカード等が事業実施主体に供給された。</p> <p>しかし、18事業実施主体（85.7%）において発行予定枚数を下回るなどした結果、事業実施期間中のICカードの発行枚数は約71万5,000枚にとどまり、約45万8,800枚（39.1%）が発行されずに残った。</p> <p>また、ニューメディア開発協会がフォローアップ調査^(注)を行った結果でも、ICカードは、平成15年1月末時点で22万5,866枚（19.2%）、16年2月末時点で20万7,231枚（17.7%）、17年2月末時点で19万9,722枚（17.0%）が発行されずに残った。</p> <p>このように多くのICカードが発行されずに残った理由は、経済産業省及びニューメディア開発協会が、採択後に事業実施主体から発行予定枚数を含む事業計画を提出させているものの、①事業実施主体が発行予定枚数を過大に見積もっていたこと、②経済産業省及びニューメディア開発協会における発行予定枚数の算出根拠の確認が不十分であったことによる。</p> <p>(注) ICカード1により開発したICカードシステムの事業終了後の活用状況について、平成14年度から16年度までの各年度に、21事業実施主体を対象に調査したものである。</p> <p>b 実証実験期間中、実証実験終了後の運用状況</p> <p>ICカード1について11事業（11市）、ICカード2について2事業（2市）、ICカード3について3事業（3市）、計16事業（ICカード1・2・3で重複している地方公共団体があるため、実数で12市）の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>(a) 実証実験期間中の運用状況</p> <p>ICカード1の実証実験の実施状況について11事業実施主体の46アプリケーションをみると、3事業実施主体（27.3%）の5アプリケーション（10.9%）については、①実証実験対象のアプリケーションが現行</p> | <p>表2-(3)-イ-1</p> <p>表2-(3)-イ-1</p> <p>表2-(3)-イ-1</p> <p>表2-(3)-イ-1</p> <p>表2-(3)-イ-2,3</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|

制度上、運用が不可能であり、実用化される見込みがなかったこと、②実証実験対象のアプリケーションを利用するためには既存のシステムと接続して運用する必要があったが、セキュリティ上の規則により接続できず実用化される見込みがなかったこと等から、運用を中止しており、実証実験が成立していない。

このような状況は、ニューメディア開発協会が、実用化に当たって審査が必要となる利用者数の見込みや維持管理費について、確認は行っているが、利用見込み等の根拠について具体的に書類で確認しておらず、審査が不十分であったことに起因すると考えられる。

(b) 実証実験期間終了後における事業の継続状況

ICカード1・2・3のいずれも、実証実験で行う事業は、各公募要綱に、実証実験の事業終了後においても、事業が継続されることが見込まれるものであることとされている。

しかし、ICカード1・2・3の実証実験終了後における事業の継続状況をみると、次のとおり、実証実験の事業終了後、事業が継続されていない状況となっている。

① ICカード1の実証実験終了後、平成17年3月現在、11事業実施主体の46アプリケーションのうち、6事業実施主体(54.5%)の17アプリケーション(37.0%)は運用を中止しており、実証実験期間中に運用中止になった5アプリケーションを含めて運用を中止しているものは、46アプリケーションのうち22アプリケーション(47.8%)に達している。

表2-(3)-イ-2

② ICカード2の実証実験終了後、平成17年3月現在、2事業実施主体の9アプリケーションのうち、2事業実施主体の4アプリケーション(44.4%)は運用を中止している。

表2-(3)-イ-2

③ ICカード3の実証実験終了後、平成17年3月現在、3事業実施主体のCDCにより提供された12アプリケーションのうち、1事業実施主体の2アプリケーション(16.7%)は運用を中止している。

表2-(3)-イ-2

ICカード1・2・3の実証実験終了後に運用を中止した事業実施主体では、その理由について、①実証実験期間中は設備・機器の維持管理費等を国が負担していたが、実証実験終了後の維持管理費等の負担が困難なこと、②住民の利用件数が少ないこと等によるとしており、ニューメディア開発協会における維持管理費等の負担方法や利用見込み等の審査が不十分であったと考えられる。

表2-(3)-イ-3

c 事業実施結果の把握状況

ICカード1・2・3の目的は、各公募要綱において、ICカードシステムを中心とした情報システムを複数の地域に導入し、その効果等を検証することにより、行政機関等において研究成果が広く活用されることとさ

れている。

ニューメディア開発協会におけるICカード1・2・3の事業実施結果の取りまとめ状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

- ① ICカード1については、事業終了後、各事業実施主体から実証実験の事業実施結果について報告を求めて、i) 事業終了後の平成14年3月に「ICカードの普及等によるIT装備都市研究事業研究報告書」、ii) 事業終了後の継続状況のフォローアップ結果として、15年3月に「IT装備都市研究事業の成果の発展的活用と新たな課題に関する調査・研究事業－運用的課題の検討－報告書」、iii) 16年3月に「多機能ICチップ等を活用した新領域ITサービスに関する研究開発・実証事業 国内におけるICカードシステムの運用状況・課題に関する調査研究報告書」、iv) 17年3月に「平成16年度IT装備都市研究事業継続調査報告書」が取りまとめられている。

しかし、これらの報告書の内容をみると、i) アプリケーションの利用回数等が記載されていない（「ICカードの普及等によるIT装備都市研究事業研究報告書」、「平成16年度IT装備都市研究事業継続調査報告書」）、ii) アプリケーションの利用回数等が記載されているものの、事業実施主体ごとに記載されていない（「IT装備都市研究事業の成果の発展的活用と新たな課題に関する調査・研究事業－運用的課題の検討－報告書」及び「多機能ICチップ等を活用した新領域ITサービスに関する研究開発・実証事業 国内におけるICカードシステムの運用状況・課題に関する調査研究報告書」）ことから、事業の効果が把握できない状況となっている。

また、前記(i)-bのとおり、事業を継続できずに運用中止になっているアプリケーションが多数に上る状況があるにもかかわらず、各事業実施主体においてどのような実験結果が得られたのか、実験結果に基づく実務上の課題は何か等、具体的かつ詳細に分析されていない。

- ② ICカード2については、事業終了後の平成15年3月に「平成13年度戦略的情報通信機能導入都市研究（先進的ICカードアプリケーション開発・実証事業）に関する報告書」が取りまとめられている。

しかし、同報告書の内容をみると、事業実施主体ごとに提供しているアプリケーションの利用回数等が記載され、全事業実施主体のアプリケーションを類型化して分析されているが、各事業実施主体の実験結果ごとに具体的かつ詳細に分析されていない。

- ③ ICカード3については、事業終了後の平成15年3月に「平成14年度IT City構想 IT装備都市研究事業を基礎としたコミュニティ連携を推進するデータセンターに関する研究開発・実証事業」が取りまとめられているほか、16年度に事業終了後の継続状況のフォローア

ップとして「CDC 関連ヒアリング」が実施されている。

しかし、同報告書の内容をみると、CDC 利用による効果、CDC に関する一般的な課題等を整理しているが、ICカード1と同様、サービスの利用回数等が記載されておらず、具体的かつ詳細に分析されていない。また、フォローアップとして実施したCDC 関連ヒアリングにおいても、CDC で提供しているサービスの利用回数等が記載されていない。

ウ 先進的情報技術活用型医療機関等ネットワーク化推進事業

(ア) 事業目的、事業内容及び事業数

a 事業目的

先進的情報技術活用型医療機関等ネットワーク化推進事業（以下「電子カルテ事業」という。）は、経済産業省が、財団法人医療情報システム開発センター（以下「医療情報システム開発センター」という。）に委託して、電子カルテシステムを中心とした地域医療情報システムについて、医療分野におけるその有用性を検証することを目的として、平成 12 年度及び 13 年度に実施されていた。

b 事業内容

電子カルテ事業においては、情報ネットワーク等を通じて電子カルテシステムを中心とした地域医療情報システム（以下「電子カルテ等情報システム」という。）を開発し、地域の中核となる病院と他の病院・診療所間で共有し、実際の医療現場で使用することにより、操作性、維持管理などの面から改善すべき課題を抽出した。

また、当該電子カルテ事業の実施主体は、地域における複数の医療機関、医師会等の合同体である。

委託対象経費は、システム開発及び運用実験に係る人件費、委託費、光熱水費、消耗品購入費、ソフトウェア購入費、外注費並びに設計・開発・運用実験期間におけるパソコン等利用（リース）に係る費用である。

c 事業数及び予算額

平成 12 年度及び 13 年度の事業数は 26 事業であり、予算額累計は 58 億 7,500 万円となっている。

(イ) 事業の実施状況等

今回、電子カルテ事業の実施状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

a 事業終了後のシステムの利用状況

公募要領においては、電子カルテ事業の終了後も、電子カルテ等情報システムの全部又は一部が継続的に医療の中で利用されるものであることとされているが、平成 16 年 10 月現在、26 事業のうち 10 事業（38.5%）

で同システムが完全休止している。

電子カルテ等情報システムが完全休止している1事業を含む2事業（6システム）において、その運用休止の理由を確認した結果、事業実施主体は、①事業終了後、運営費を確保することが困難であったこと、②操作性が悪いなど実用に適さないシステムであったことから、継続を断念したとしている。

このような状況が生じたのは、事業の目的が医療分野における電子カルテ等情報システムの有用性の検証であるため、医療情報システム開発センターにおいて、事業終了後の同システムの利用継続について審査を行っていないことによると考えられる。

b 事業実施結果の把握状況

電子カルテ事業の目的は、公募要領において、電子カルテ等情報システムを開発し、医療分野におけるその有用性を検証することとされている。

医療情報システム開発センターは、実証事業全体が終了した平成14年3月に「先進的情報技術活用型医療機関ネットワーク化推進事業－電子カルテを中心とした地域医療情報化－事業報告書」を作成している。

しかし、同報告書の内容をみると、電子カルテ等情報システムの利用実績等のように事業の客観的な信頼性を確保するために必要となる定量的な数値データ及び同データに基づく具体的かつ詳細な分析や検討の結果は十分に記載されていない。

また、経済産業省は、平成15年3月に、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき事後評価を実施しているが、事業に参加した医療機関から回収したアンケート調査結果以外の利用実績等の定量的な数値データに基づく評価結果は評価書に記載されていない。

エ IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業

(ア) 事業目的、事業内容及び事業数

a 事業目的

IT生きがい・ふれあい支援センター（情報バリアフリー・テレワークセンター）施設整備事業^(注)は、総務省の事業として、高齢者・障害者等が容易にITを利用できる共同利用型の施設及び設備を設置し、高齢者・障害者等を含めたすべての人の情報リテラシー（ITを活用する能力）の向上及びテレワークのIT活用機会の拡大を図ることを目的としたものであり、平成15年度まで実施されていた。

(注) 本事業は、平成10年度に情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業として創設され、14年度に事業の名称及び定義に変更を行ったものである。

表2-(3)-ウ-1,2

b 事業内容

補助事業の実施主体は、都道府県、市町村、第三セクター法人等、社会福祉法人及び特定非営利活動法人（NPO）^(注)である。

補助事業の対象経費は、電気通信補助金交付要綱に定められ、①IT生きがい・ふれあい支援センターに必要なセンター施設、構内伝送路、外構施設、電源設備、監視装置、送受信装置、高齢者・障害者向け装置等の施設・設備費、附帯施設の設置費等、②施設・設備を設置するために必要な用地取得費、道路費等となっている。

(注) 社会福祉法人及び特定非営利活動法人（NPO）は、平成13年度に追加されたもの。

c 事業数及び予算額

平成10年度から15年度までの事業数は8事業であり、予算額累計は3億7,017万円（交付実績額は2億5,091万円）である。

(イ) 補助事業の実施状況等

今回、IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業等で採択された補助事業8事業のうち4事業（4市町村）について、各市町村ごとのIT生きがい・ふれあい支援センター施設における事業の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

a 事業の実施状況

(a) 事業効果

調査した4施設のうち2施設ではテレワーク事業及びパソコン講習会事業を、2施設ではテレワーク事業のみを実施していた。

テレワーク事業について実績をみると、同事業を実施している4施設のうち、①テレワーク事業支援者、テレワーク従事者等の育成段階であるため、受注件数及び売上高の実績がないもの1施設、②受注件数及び売上高が年々減少しているもの2施設となっており、合わせて3施設でテレワーク事業の実績が低調であり、高齢者・障害者など地域住民の雇用機会の創出効果が乏しい状況となっている。

パソコン講習会事業について実績をみると、同事業を実施している2施設について、①高齢者・障害者の受講者が減少しているもの1施設、②実際の受講者数が受講見込みの半分程度となっているもの1施設となっており、高齢者・障害者など地域住民の情報リテラシーの向上に十分な成果を上げているとは認められない状況となっている。

(b) 利用見込みの設定状況

これらの各事業についてはいずれも利用実績は把握されているものの、補助金交付申請時における利用見込みの設定状況をみると、テレワーク事業については4事業のうち2事業、パソコン講習会事業について

表2-(3)-エ-1

表2-(3)-エ-2

表2-(3)-エ-1

表2-(3)-エ-2

は2事業のうち1事業（いずれも情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業（平成13年度以前））において、利用見込みを設定していない状況となっている。

b 補助事業の採択時の審査状況

総務省における補助事業の採択審査の実施状況をみると、情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業（平成13年度以前）については、電気通信補助金交付要綱において補助金交付申請時に利用見込みの提出を求めていなかったことから、調査対象とした補助事業4事業のうち3事業については、利用見込みは提出されておらず、そのうち2事業においては、実施されたテレワーク事業またはパソコン講習会事業のいずれかの利用が低調となっている。また、IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業（平成14年度以降）として利用見込みの提出を求め、審査している残りの補助事業については、平成16年におけるテレワーク事業の従事者見込み数50人に対して実績はなく、パソコン講習会事業の利用者見込み数1,000人に対して実績は551人とどまっており、利用見込みに対して利用実績が低調となっている。

このように、利用見込みが未設定または利用見込みの審査が不十分な事業においては、IT生きがい・ふれあい支援センター施設の利用実績が低調である状況がみられた。

表2-(3)-エ-3

オ 高度情報化拠点施設整備事業

(ア) 事業目的等

a 事業目的

農林水産省は、地域の情報化を総合的に推進するため、①情報の玄関口たる機能とコンテンツの蓄積及び展開機能、②農業・農村に関する情報研修及び体験機能を備えた拠点施設を整備することを目的として、平成12年度から16年度まで高度情報化拠点整備事業を実施している。

b 事業内容

高度情報化拠点施設整備事業の事業実施主体は、既存の情報通信基盤を活用して高度情報化拠点の施設及び設備の設置を行う都道府県、市町村、第三セクター、農業協同組合等である。

この事業の補助対象経費は、農業経営総合対策実施要領及び同要領に定める事業の実施通知（以下「事業実施要領等」という。）に具体的に定められ、情報の管理を行う施設、情報の受発信及び研修等に必要な装置、情報の受発信に必要な伝送施設、情報の処理及び蓄積等に必要なソフトウェア及び端末機等並びにこれらの附帯施設の整備のための経費となっている。

補助金額は、都道府県が行う事業に要する経費又は市町村等が行う事業

に要する経費に対し都道府県が補助する経費について、平成 14 年度までは補助対象経費の 2 分の 1 に相当する金額、15 年度からは補助対象経費の 3 分の 1 に相当する金額である。

c 事業数及び予算額

平成 12 年度から 16 年度までの累計で 44 事業が採択された。

平成 12 年度から 16 年度までの予算額累計（一般会計）は 51 億 8,500 万円（交付実績額は 42 億 7,340 万円）であり、16 年度の予算額は 4 億 3,800 万円となっている。

(イ) 補助事業の実施状況等

a 事業の実施状況

平成 12 年度から 15 年度までに実施された 35 事業のうち調査対象とした 5 事業をみると、それらの中には次のような状況のものがある。

① 利用計画の一部として、農業研究センター等農業研究機関との連携により病虫害情報等の動画配信を行うこととしていたが、当該機関との連携が不十分であったことから、データの入手ができず、施設等の整備を完了し供用を開始した平成 15 年 4 月 1 日以降未実施のもの（1 事業）

② 構築したシステムの一部である、農家からの受注翌日に食材を配送するための食材等配送システムについて、システムの運用体制・方法についての事前検討が不十分であったことから、食材の配送元がこれに対応できることを確認しておらず、施設の整備を完了し供用を開始した平成 14 年 4 月以降未稼働のもの（1 事業）

b 補助金の交付決定時の審査状況

農林水産省における補助事業の審査状況についてみると、次のような状況となっている。

高度情報化拠点施設整備事業の場合、事業実施要領等に基づき、都道府県知事が事業計画について妥当性等を審査した上、承認することとなり、都道府県知事は事業計画の承認を行うときは、あらかじめ地方農政局長等と協議を行うこととされている。協議を受けた地方農政局長等は、当該事業計画が事業実施要領等に定める要件を満たすか否か等の視点から事業計画を確認し、問題があれば都道府県に指摘することとなっている。

しかしながら、事業実施要領等においては、事業の実現可能性に係る要件として「利用計画に基づく施設等の適正な利用が確実に認められ、かつ、施設等の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること」と定められているが、この要件に係る審査に当たって事業の実現に不可欠な関係者との調整状況やシステムの運用体制・方法についての事前検討の状況を確認すべきことは明示されていない。

上記 a の事例は、このような確認が都道府県の段階において十分に行わ

表 2-(3)-オ-1

表 3-(3)-オ-2

れなかったことにより生じているものと考えられるが、都道府県と地方農政局の協議においても、地方農政局長から、都道府県の確認が不十分であることの指摘は行われていない。

したがって、総務省、文部科学省、農林水産省及び経済産業省は、今後、上記事業と類似の地域情報化に係る事業を実施する場合には、効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、以下の措置を講じる必要がある。

① 事業全体の企画立案・終了後の結果の取りまとめ

i) 企画立案の際、事業実施の実現可能性を担保する措置について、十分検討すること。
(総務省・文部科学省)

ii) 事業全体の終了後、事業実施主体から数値データに基づく事業の利用実績、事業効果等を把握し、事業全体としての効果、今後の課題等を十分検証し、検証結果を公表すること。また、後継事業を実施する場合には、検証結果を踏まえて行うこと。
(文部科学省・経済産業省)

② 事業実施主体に対する管理・運営状況

i) 事業の利用見込み、予想される事業効果について十分に審査し、事業効果等が見込まれるものについて採択すること。
(総務省・経済産業省)

また、システムの実現・運用について、関係者との調整状況及びシステムの運用体制・方法を十分に確認し、支障がないものについて採択すること。
(農林水産省)

ii) 事業実施主体に設備・機器を配備する際、設備・機器の利用見込みについて、その根拠を確認するなど十分に精査すること。
(文部科学省・経済産業省)

○ 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律（平成10年5月6日法律第53号） <抜粋>

※ 条文は学校インターネット事業開始時のもの

（目的）

第一条 この法律は、通信・放送機構（以下「機構」という。）に、特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する研究開発及び特定の公共分野における技術に関する研究開発の総合的な実施並びにその成果の普及の業務を行わせるための措置を講ずることにより、特定公共電気通信システムの開発の促進を図り、もって高度情報通信社会の構築に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定公共電気通信システム」とは、国又は地方公共団体の業務その他公共性を有する業務の用に供する電気通信システム（電気通信設備の集合体であって電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）のうち、次に掲げる機能のうちいずれか一の機能を有するものであって、これらの業務の利便性を効果的に高めるものをいう。

一 学校教育及び社会教育において視聴覚教育を行うための機能

二～六 略

（基本方針）

第三条 主務大臣は、特定公共電気通信システムの開発に必要な技術に関する内外における研究開発の動向を勘案して、機構に行わせる次条第一号及び第二号に掲げる業務について、その実施のための基本方針を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

（機構の業務の特例）

第四条 機構は、通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか、前条の規定に基づいて主務大臣が定める基本方針に従って、次の業務を行う。

一 特定公共電気通信システムの開発に必要なイに掲げる技術に関する研究開発とロからトまでに掲げるそれぞれの技術に関する研究開発とを一体的に実施すること。

イ 通信・放送技術（機構法第二条第五号に規定する通信・放送技術をいう。）

ロ 学校教育及び社会教育における学習活動の方法に関する技術

ハ～ト 略

二 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(主務大臣)

第五条 この法律における主務大臣は、前条に規定する業務の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 前条第一号イに掲げる技術及び同号ロに掲げる技術に係る業務 郵政大臣及び文部大臣
- 二～四 略

(以下略)

○ 通信・放送機構が実施する研究開発等の業務についての基本方針（平成10年12月28日 文部省、農林水産省、運輸省、郵政省告示第1号） <抜粋>

一 特定公共電気通信システムにおいて実現すべき機能に関する事項

機構は、国や地方公共団体等が導入するものであって、その導入により、国民に対するサービスの改善等、国民が直接その便益を享受できる電気通信システムの開発に必要な技術の研究開発で、民間のみでは実施困難なものを行うものとするが、法第二条に規定する特定公共電気通信システムとしては、主に次の機能の実現を目指すものとする。

- 1 法第二条第一号に規定する機能については、公衆網等の電気通信回線を介して、映像教材を、学習意欲を高める構成かつ高品質で、各学校に配信する機能。
- 2～6 略

二 前項の機能を実現するために必要な技術の内容に関する事項

機構は、法に基づく研究開発の成果を、民間企業や行政機関が活用することにより、システム開発の妨げとなっている技術的課題が解消され、これらの者によるシステム開発が加速されることを目指し、前項の機能を実現するに当たっては、1に掲げる技術を中心とする研究開発と2から7までに掲げる技術を中心とする研究開発を一体的に実施することとする。

- 1 法第四条第一号イに規定する技術については、分散型ネットワークの利用技術、衛星通信活用技術、情報通信セキュリティ技術、電波強度による位置検出技術及び品質の異なる高速アクセス回線が複合したネットワークの制御技術。
- 2 法第四条第一号ロに規定する技術については、授業等で映像教材を用いる場合において、生徒等の学習意欲が高められるように、動画、音声等を作成、編集する技術及び生徒等の学習理解を深められるように、教育素材等を作成、編集する技術。

(以下略)

○ 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律第4条に規定する業務に係る通信・放送機構業務方法書（平成10年12月28日規定第8号）〈抜粋〉

第1章 総則

第1条 略

第2条 略

（業務運営の基本方針）

第3条 機構は、特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進を図るため、関係機関と密接な連携のもとに、総合的、計画的かつ効率的な運営に努めるものとする。

（以下略）

表2-(3)-ア-2

学校に導入されたテレビ会議システムを用いた学校間交流授業実施状況

(単位：校)

| 事業名 | 市町村名 | 市町村が属する 地域ネットワーク センター名 | 市町村内の 調査対象校 | テレビ会議 システム導入 | 学校間交流 授業未実施 | 学校間交流授業 の実施3回未満 | テレビ会議シス テムを事業期間 中に追加導入 | 追加導入したテ レビ会議システム を学校間交流授 業に未利用 |
|------------|-------|------------------------------|----------------|-----------------|----------------|--------------------|------------------------------|-----------------------------------------|
| 学校インターネット1 | A 4市 | Aa 1 | 25 | 25 | 22 | 1 | 25 | 22 |
| | B 4市 | Aa 2 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | C 2市 | Aa 3 | 11 | 11 | 8 | 1 | 11 | 8 |
| | D 4市 | Aa 4 | 6 | 6 | 6 | 0 | 6 | 6 |
| | E 3町 | Aa 4 | 2 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 |
| | F 2市 | Aa 5 | 10 | 10 | 0 | 0 | 10 | 0 |
| | G 4市 | Aa 6 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | H 4市 | Aa 7 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | I 1市 | Aa 8 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | K 3町 | Aa 9 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | P 1市 | Aa 10 | 7 | 7 | 7 | 0 | 7 | 7 |
| | Q 4市 | Aa 11 | 2 | 2 | 1 | 0 | 2 | 1 |
| | R 2市 | Aa 10 | 8 | 8 | 7 | 0 | 8 | 7 |
| | S 5市 | Aa 12 | 10 | 10 | 0 | 1 | 10 | 0 |
| | T 4町 | Aa 13 | 14 | 14 | 0 | 0 | 14 | 0 |
| | Y 1市 | Aa 14 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| U 3市 | Aa 15 | 20 | 20 | 20 | 0 | 20 | 20 | |
| | 計 | | 175 | 115 | 73 | 3 | 115 | 73 |

(単位：校)

| 事業名 | 市町村名 | 市町村が属する 地域ネットワーク センター名 | 市町村内の 調査対象校 | テレビ会議 システム導入 | 学校間交流 授業未実施 | 学校間交流授業 の実施3回未満 | テレビ会議システ ムを事業期間中 に追加導入 | 追加導入したテ レビ会議システム を学校間交流授 業に未利用 |
|------------|-------|------------------------------|----------------|-----------------|----------------|--------------------|------------------------------|-----------------------------------------|
| 学校インターネット2 | A 1 市 | Bb 1 | 4 | 4 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| | B 3 村 | Bb 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | D 3 市 | Bb 2 | 16 | 16 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | E 4 町 | Aa 4 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| | F 1 市 | Bb 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | H 5 市 | Bb 4 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | I 3 市 | Bb 5 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | K 4 市 | Bb 6 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | O 1 市 | Bb 7 | 6 | 6 | 0 | 0 | 6 | 0 |
| | P 1 市 | Bb 8 | 2 | 2 | 1 | 0 | 2 | 1 |
| | Q 1 町 | Bb 9 | 2 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 |
| | R 3 市 | Bb 9 | 9 | 9 | 6 | 1 | 9 | 6 |
| | T 5 市 | Bb10 | 13 | 13 | 8 | 0 | 13 | 8 |
| | Y 2 市 | Bb11 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | V 2 市 | Bb12 | 15 | 15 | 9 | 2 | 0 | 0 |
| W 4 市 | Bb13 | 11 | 11 | 0 | 2 | 0 | 0 | |
| | 計 | | 92 | 92 | 31 | 8 | 34 | 18 |

(単位：校)

| 事業名 | 市町村名 | 市町村が属する 地域ネットワーク センター名 | 市町村内の 調査対象校 | テレビ会議 システム導入 | 学校間交流 授業未実施 | 学校間交流授業 の実施3回未満 | テレビ会議システムを事業期間中 に追加導入 | 追加導入したテ レビ会議システム を学校間交流授 業に未利用 |
|------------|-------|------------------------------|----------------|-----------------|----------------|--------------------|--------------------------|-----------------------------------------|
| 学校インターネット3 | A 1 市 | Cc 1 | 13 | 13 | 8 | 4 | 0 | 0 |
| | B 4 市 | Aa 2 | 38 | 38 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | C 1 町 | Cc 2 | 14 | 14 | 5 | 3 | 14 | 5 |
| | E 3 町 | Aa 4 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| | F 6 市 | Cc 3 | 7 | 6 | 1 | 3 | 6 | 1 |
| | G 4 市 | Cc 4 | 25 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | K 5 市 | Cc 5 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | N 5 町 | Cc 6 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| | O 1 市 | Cc 7 | 9 | 9 | 0 | 0 | 9 | 0 |
| | P 2 市 | Bb 8 | 5 | 5 | 0 | 0 | 5 | 0 |
| | Q 4 市 | Cc 8 | 14 | 14 | 13 | 0 | 14 | 13 |
| | R 4 市 | Aa10 | 12 | 12 | 1 | 4 | 12 | 1 |
| | S 5 市 | Aa12 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | T 5 市 | Cc 9 | 10 | 10 | 3 | 0 | 10 | 3 |
| | Y 2 市 | Aa14 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | U 4 町 | Cc10 | 4 | 4 | 0 | 2 | 4 | 0 |
| | V 3 市 | Bb12 | 7 | 7 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| | W 1 市 | Cc11 | 7 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計 | | 172 | 171 | 40 | 16 | 76 |
| 合 計 | | | 439 | 378 | 144 | 27 | 225 | 116 |

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (3) - ア - 3

学校インターネット2において、衛星通信回線の不具合により、テレビ会議システムの利用に支障が生じた事例

| 市町村名 | 内 容 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| B 3 村 | 平成 12 年度から 14 年度にかけてテレビ会議が 4 回行われたが、問題なく会議が終了したのは 2 回で、残りの 2 回は回線が途中で切れた。 |
| D 3 市 | 衛星回線が、上り 64Kbps、下り 1.5Mbps と上りの速度が遅いため、山形市内の指定校が、他県の指定校と交流授業を実施したところ、相手校の映像と音声は届くものの、こちらからは音声しか届かなかった。 |
| H 5 市 | 音声には支障がないが、画像は、回線速度が下り 9 Mbps に対し、上りが 128kbps と回線速度が遅いため、コマ送りやモザイク状態になってしまった。 |
| K 4 市 | 通信速度が遅く相手校との会話に間が空き、また映像と音声が一致しなかったり、さらに画像も見にくかったりして使い勝手が悪かった。 |
| P 1 市 | 回線速度が遅く、動画像や音声等の大きなデータが伝送しきれない状態となっていた。 |
| Y 2 市 | 気象条件により、画質の悪さ、画面の固まり、着音の遅さ、回線の中断が発生するので、学校インターネットⅡを使用せず他のシステムを使用してテレビ会議を開催 |
| W 4 市 | 画像、音声の遅れや音声の途切れ及び映像の乱れが生じていた。この原因は、衛星通信回線の伝送速度が遅いことによる（回線の伝送速度 1.5～1.6Mbps）。 |

(注) 当省の調査結果による。

表2-(3)-イ-1

I Cカードの普及等によるIT 装備都市研究事業の実証地域におけるI Cカードの発行状況

(単位：枚)

| 区分 事業 実施主体名 | 事業計画時 の発行予定 枚数 | 供給枚数 a | 事業計画変更 後の発行予定 枚数 | 事業実施期間 中の発行枚数 (概数) b | 事業実施期間終 了後の残枚数 (概数) a-b | 残 枚 数 | | |
|-------------------|----------------------|---------------|------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | | | | | | 平成 15 年 1 月 末時点 | 平成 16 年 2 月 末時点 | 平成 17 年 2 月 末時点 |
| a | 70,000 | 70,000 | 30,000 | 30,000 | 40,000 | 31,474 | 29,670 | 28,890 |
| b | 30,000 | 48,000 | 30,000 | 48,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| c | 30,000 | 30,000 | 16,000 | 16,000 | 14,000 | 14,122 | 13,343 | 12,845 |
| d | 50,000 | 32,000 | 3,000 | 3,000 | 29,000 | 2,969 | 2,969 | 2,969 |
| e | 30,000 | 30,000 | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 0 | 0 | 0 |
| f | 60,000 | 60,000 | 24,000 | 24,000 | 36,000 | 32,962 | 29,155 | 28,871 |
| g | 90,000 | 90,000 | 90,000 | 90,000 | 0 | 2,603 | 2,005 | 691 |
| h | 35,000 | 35,000 | 35,000 | 35,000 | 0 | 8,746 | 7,400 | 6,349 |
| i | 80,000 | 80,000 | 80,000 | 55,000 | 25,000 | 24,679 | 24,287 | 24,000 |
| j | 136,000 | 143,000 | 136,000 | 136,000 | 7,000 | 3,789 | 2,827 | 2,827 |
| k | 42,000 | 42,000 | 20,000 | 20,000 | 22,000 | 3,683 | 3,142 | 2,643 |
| l | 27,000 | 16,000 | 10,000 | 10,000 | 6,000 | 3,359 | 3,359 | 3,359 |
| m | 80,000 | 56,200 | 20,000 | 20,000 | 36,200 | 0 | 0 | 0 |
| n | 40,000 | 40,000 | 6,000 | 6,000 | 34,000 | 28,480 | 28,480 | 28,480 |
| o | 35,000 | 35,000 | 7,000 | 7,000 | 28,000 | 3,841 | 46 | 46 |
| p | 30,000 | 30,000 | 13,000 | 13,000 | 17,000 | 11,836 | 11,238 | 11,059 |
| q | 60,000 | 60,000 | 60,000 | 48,000 | 12,000 | 9,015 | 8,737 | 8,670 |
| r | 100,000 | 100,000 | 15,000 | 13,000 | 87,000 | 9,417 | 5,961 | 3,522 |
| s | 60,000 | 60,000 | 20,000 | 20,000 | 40,000 | 19,528 | 19,528 | 19,528 |
| t | 36,000 | 36,600 | 36,000 | 36,000 | 600 | 746 | 746 | 746 |
| u | 80,000 | 80,000 | 80,000 | 70,000 | 10,000 | 14,617 | 14,338 | 14,227 |
| 計 | 1,201,000 | 1,173,800 | 746,000 | 715,000 | 458,800 | 225,866 | 207,231 | 199,722 |

(注) 1 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

2 事業実施主体 i の「残枚数 (平成 17 年 2 月末時点)」は概数である。

3 「事業計画時の発行予定枚数」は平成 13 年 6 月時点の発行予定枚数、「供給枚数」は 13 年 12 月から 14 年 3 月までの間に順次供給された枚数、「事業計画変更後の発行予定枚数」は 14 年 2 月時点の発行予定枚数、「事業実施期間中の発行枚数 (概数)」は 14 年 1 月から 3 月までの間の発行枚数である。

4 「事業計画時の発行予定枚数」と「供給枚数」の間の増減は、I Cカードの供給前に発行予定枚数の変更が行われたためである (変更時期は不明)。

表 2 - (3) - イ - 2

I Cカード1・2・3におけるアプリケーションの運用状況

(単位：件)

| 区分 事業別 | 調査対象 市町村名 | 事業実施 主体名 | 提供されるアプ リケーション数 | 実証実験期間中 に運用中止に なったアプリ ケーション数 | 実証実験期間終 了後に運用中止 になったアプリ ケーション数(平 成17年3月現在) | 運用中止になっ たアプリケー ション数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-------------|--------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------|---------------------------|
| | | | | (A) | (B) | (A+B) |
| I Cカードの普 及等によるIT装 備都市研究事業 (I Cカード1) | A 4市 | a | 5 | 0 | 4 | 4 |
| | D 3市 | b | 3 | 1 | 0 | 1 |
| | E 1市 | c | 6 | 0 | 1 | 1 |
| | H 6市 | j | 4 | 1 | 0 | 1 |
| | X 2市 | k | 5 | 0 | 0 | 0 |
| | K 2市 | l | 3 | 0 | 1 | 1 |
| | L 1市 | m | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | M 2市 | n | 3 | 0 | 3 | 3 |
| | Y 3市 | r | 3 | 0 | 1 | 1 |
| | Y 4市 | s | 5 | 3 | 0 | 3 |
| | Y 2市 | t | 7 | 0 | 7 | 7 |
| 小 計 (11事業実施主体) | | | 46 | 5 (3事業実施主体) | 17 (6事業実施主体) | 22 (9事業実施主 体) |
| IT装備都市研究 事業を基礎とし た先進的ICカー ドアプリケー ション開発・実 証事業 (I Cカード2) | A 4市 | v | 8 | 0 | 3 | 3 |
| | L 1市 | w | 1 | 0 | 1 | 1 |
| | 小 計 (2事業実施主体) | | | 9 | 0 (2事業実施主体) | 4 (2事業実施主 体) |
| IT装備都市研究 事業を基礎とし たコミュニティ 連携を推進する データセンター に関する研究開 発・実証事業 (I Cカード3) | A 4市 | x | 5 | 0 | 2 | 2 |
| | X 2市 | y | 5 | 0 | 0 | 0 |
| | L 3市 | z | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | 小 計 (3事業実施主体) | | | 12 | 0 (1事業実施主体) | 2 (1事業実施主 体) |
| 合 計 | | | 67 | 5 | 23 | 28 |

(注) 当省の調査結果による。

表2-(3)-イ-3

I Cカード1・2・3におけるアプリケーションの中止理由

| 区分 事業別 | 調査対象 市町村名 | 事業実施 主体名 | 運用中止のア プ リ ケ ー シ ョ ン 名 | 運用中止時期 〔実証実験期間中○ 実証実験終了後●〕 | 運用中止理由 |
|----------------------------------|--------------|-------------|------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I Cカードの普及等によるIT装備都市研究事業(I Cカード1) | A 4市 | a | 敬老パス | ● | 敬老パス制度の見直しを行うため |
| | | | 市民交流支援 | ● | 情報通信技術講習推進特例交付金事業(I T講習会)のフォローアップ事業として実施したが、I T講習会が14年度で終了したため |
| | | | 電子調達 | ● | 企業の協力により実現性・運用性等を検証することができたため |
| | | | 施設予約 | ● | 自宅のパソコン等からインターネットにより予約できるようになったため |
| | D 3市 | b | 駐車場利用 | ○ | ① 民間駐車場は管理人がいない無人の箇所が多いため、I Cカードリーダー・ライタの操作が不可能であること。 ② 商店街では、既に共通駐車券サービス等を実施しており、当該サービスとの調整がつかなかったこと。 |
| | E 1市 | c | 乳幼児育児支援 | ● | 実証実験中の利用者が極端に少なく、またカードの機能(育児相談や乳幼児健診の参加履歴を記録)を施策に活かせなかったため |
| | H 6市 | j | 調剤薬局業務支援 | ○ | ① 病院側のレセプトコンピュータシステムに統一的な処方情報のフォーマット等がないため、電子処方箋として出力できないこと。 ② 調剤薬局システムの情報が、システムを作成したメーカー毎に異なり共有できないこと。 ③ 病院側と薬局側のコード体系(薬剤コード等)が統一されていないこと。 |
| | K 2市 | l | 緊急通報・介護 | ● | 実証実験期間中の利用実績が全くなく、また事業実施前から別にほぼ同じ機能の緊急通報システムを有していたため |
| | M 2市 | n | 地域I Tコミュニティ形成支援 | ● | ① カードの利用者数が少なかったこと。 ② 事業を継続する場合、機器の管理維持費に年額約700万円を要すること。 ③ 平成15年8月から運用開始された住基カードは仕様異なり統合できないことが明らかになり、行政機関が2種類のI Cカード事業を継続することは妥当ではないと判断したこと。 |
| | | | ボランティア・コミュニティ参加育成支援 | ● | |
| | | | 証明書発行 | ● | |
| | Y 3市 | r | 国民健康保険証 | ● | ① カード等のコストが下がらず、経費のメリットが出せないこと。 ② 医療機関のシステムにつながらないこと。 ③ 券面の問題等で住基カードとの一元化ができなかったこと。 |
| | Y 4市 | s | 電子申請 | ○ | 電子申請アプリケーションは、介護事業者がインターネット上でI Cカードにより資格確認を行い、行政手続申請(要介護認定更新申請、居宅サービス計画作成届)を行うことが可能であるが、申請時に電子化できない添付物品(被保険者証)があり、現行制度上、申請の電子化が不可能であったため |

| 区分 事業別 | 調査対象 市町村名 | 事業実施 主体名 | 運用中止のアプリケーショ ン名 | 運用中止時期 〔実証実験期間中○ 実証実験終了後●〕 | 運用中止理由 |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-------------|-------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | | | |
| I Cカードの普及等によるIT装 備都市研究事業 (I Cカード1) | Y 4市 | s | 介護支援 | ○ | 市の介護保険認定審査会支援システムとの接続により運用する予定としていたものの、同システムのセキュリティ上の規則によりオンラインで接続できなかったため |
| | | | 電子購買 | ○ | |
| | Y 2市 | t | 電子申請 | ● | 県介護保険広域連合では、介護保険を広域で運営しているため、全支部・全事業者へ共通のシステムの導入を行う必要があるが、全支部への導入・運用を行うためには相当の負担が必要であり、広域連合単独での費用負担が不可能なため |
| | | | 被保険者申請 情報管理 | ● | |
| | | | 介護認定情報 提供 | ● | |
| | | | 介護計画実績 管理 | ● | |
| | | | 介護計画実績 参照 | ● | |
| | | | 居宅介護支援 者 | ● | |
| | 給付限度額管 理 | ● | | | |
| | IT装備都市研究 事業を基礎とし た先進的I Cカー ドアプリケーション開発・実 証事業 (I Cカード2) | A 4市 | v | 地域探索ナビ | ● |
| 中古パソコン リサイクル | | | | ● | 住民の利用件数が少なかったため |
| ポイントボラ ンティア | | | | ● | 不明（市の外郭団体が中心となって実施しているが、中止理由については未把握） |
| L 1市 | | w | イベント・講 座予約（収納 代行） | ● | ① PRが不足していること。 ② 実証実験期間が4か月と短期間で対象イベント数が少ないこと。 ③ 購入できる端末機が市民会館に1台しか設置されていないこと。 ④ チケットはコンビニやプレイガイドでも別途購入できること。 |
| IT装備都市研究 事業を基礎とし たコミュニティ 連携を推進する データセンター に関する研究開 発・実証事業 (I Cカード3) | A 4市 | x | e-Learning サービス | ● | 維持管理費の負担が困難であるため |
| | | | 日韓人材交流 サービス | ● | 維持管理費の負担が困難であるため |

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-ウー 1 先進的情報技術活用型医療機関等ネットワーク化
推進事業における開発システムの運用状況

(単位：件)

| 区分 事業実施主体名 | 構築された システム数 | 実証実験期間中に 運用中止になった システム数 | 実証実験期間終了後 に運用中止になった システム数 (平成 17 年 3 月現在) |
|---------------|----------------|-------------------------------|----------------------------------------------------|
| a 1 | 4 | 0 | 2 |
| a 2 | 4 | 0 | 4 |
| a 3 | 10 | 0 | 0 |
| 計 | 18 | 0 | 6 |

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-ウー 2 先進的情報技術活用型医療機関等ネットワーク化
推進事業における開発システムの運用中止理由

| 区分 事業実施主体名 | システム名 | 理由 |
|---------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| a 1 | 電子カルテ入力システム | 同システムは、バーコードを利用して医療用語等を入力するものであったが、バーコードブックの分類が細分化されているため、目的のバーコードを探すのに時間を要し、実用に適していなかったこと。 |
| | 救急医療用動画送信システム | 同システムは、隊員装着機器（ヘルメットにカメラを乗せて背中にパソコンを背負い、通話用のヘッドセットを装着）が重く操作性が悪いなど実用に適していなかったこと。 |
| a 2 | 多診療に適応した電子カルテ情報 | ① セキュリティやプライバシー保護を不安視する医療機関が事業から脱退したため、運営費を確保することが困難であったこと。 ② 電子カルテシステムへのデータ入力が煩雑であるため、実用に適していなかったこと。 |
| | 地域医療機関内で情報共有とセキュリティ・プライバシーを両立させる認証スキーム | |
| | システム相互互換に向けたデータ標準化 検査情報とカルテシステムとの統合 | |

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (3) - エ - 1

テレワーク事業の実績が低調であると認められる事例

| 事業実施主体 | 見込み | | 実績 | | | 発注元の内訳 | | | 事例の概要 |
|---------------------------|-----------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 設定指標 | 設定数値 | 年度 | 実績 | 達成度 (%) | 年度 | 行政機関 | 民間企業(割合) | |
| ○IT 生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業 | | | | | | | | | |
| B 1 町 | テレワーク従事者数 | 平成16年度 : 50人 (以降5年以内に70人) | 平成16 | 0人 | 0% | — | | | <p>テレワークによる就業機会の拡大、就業支援等を目的として事業を実施したが、テレワーク従事者を支援し育てるスタッフ等がないためテレワーク従事者がおらず、現在、テレワーク従事者を支援するボランティアスタッフ育成段階である。</p> <p>※平成 16 年度は 12 月末時点での実績</p> |
| ○情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業 | | | | | | | | | |
| J 5 市 | 未設定 | | 平成 11 12 13 14 15 16 平成 11 12 13 14 15 16 | ・従事者数 (件数) 62人 (28件) 49人 (22件) 15人 (12件) 2人 (2件) 2人 (2件) 1人 (1件) ・売上額 1,247千円 686千円 272千円 23千円 71千円 24千円 | — | 平成 11 12 13 14 15 16 | 不明 16件 9件 2件 1件 1件 | 不明 6件 (27.2%) 3件 (25.0%) 0件 (0.0%) 1件 (50.0%) 0件 (0.0%) | <p>作業従事者が高齢者であることから、テレワークによる納品物の品質に問題が生じていたが、納品物の品質管理をできる体制を整えることができないため、テレワーク事業の実績が減少してきている。</p> <p>※平成 16 年度は 12 月末時点での実績</p> |
| S 1 町 | 未設定 | | 平成 14 15 16 平成 14 15 16 | ・従事者数 (件数) 16人 (85件) 15人 (49件) 15人 (13件) ・売上額 6,291千円 1,652千円 1,343千円 | — | 平成 14 15 16 | 49件 21件 13件 | 13件 (21.0%) 0件 (0.0%) 0件 (0.0%) | <p>高齢者・障害者等を主な対象としているが、テレワーク従事者のうち、障害者・高齢者の従事者数は平成 14 年度は 2 人、15、16 年度においては 1 人と非常に少ないことから、事業効果は低い。</p> <p>また、受注件数が年々減少している。</p> <p>※平成 16 年度は 12 月末時点での実績</p> |

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (3) - エ - 2

テレワーク以外の事業の実績が低調であると認められる事例

| 事業実施主体 | 事業 | 見込み | | 実績 | | | 事例の概要 |
|---------------------------|---------|----------|--------------|----------------------|-----------------------------------------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 設定指標 | 設定数値 (人回) | 年度 | 実績 (人、回) | 達成度 (%) | |
| ○IT 生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業 | | | | | | | |
| B 1 町 | パソコン講習会 | パソコン講習会数 | 50 回/年 | 平成 16 | 38 回 | 76% | 受講見込みを設定してはいるが、見込みどおりの講習会の開催ができなかったことから、受講者見込みに対する達成度も 5 割強に止まっている。 ※平成 16 年度は 12 月末時点での実績 |
| | | 参加者数 | 1000 人/年 | | 551 人 | 55.1% | |
| ○情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業 | | | | | | | |
| S 1 町 | パソコン講習会 | 未設定 | | 平成 14 15 16 | ・受講者数(うち高齢者・障害者数) 0 人 (0 人) 6 人 (6 人) 27 人 (2 人) | — | 高齢者・障害者を主な対象として整備した施設におけるパソコン講習事業であるが、高齢者及び障害者が占める割合が極めて低い。 ※平成 16 年度は 12 月末時点での実績 |

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (3) - エ - 3

利用見込みに関する資料の提出及び審査状況

| 総合通信局 | 事業主体名 | 利用見込 みに関す る書類の 提出状況 | 審査の有無 | | 備考 |
|---------------------------|-------|------------------------------|-------------------------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| | | | 施設・設備の 適正性に関 する審査 | 利用見込 みに関す る審査 | |
| ○IT 生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業 | | | | | |
| 東北総合通信局 | B 1 町 | ○ | ○ | ○ | ○東北総合通信局では、 利用見込みに関する資 料の提出を求め、本省 に進達し、利用見込み について審査してい る。 |
| ○情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業 | | | | | |
| 北陸総合通信局 | J 5 市 | × | ○ | × | ○利用見込みに関する資 料の提出は求めている ない。 |
| 東海総合通信局 | X 3 村 | × | ○ | × | ○利用見込みに関する資 料の提出は求めている ないが、事業主体は自主 的に設定している。 |
| 四国総合通信局 | S 1 町 | × | ○ | × | ○利用見込みに関する資 料の提出は求めている ない。 |

(注) 当省の調査結果による。

表2-(3)-オ-1

高度情報化拠点施設整備事業の利用低調な事例の概要

| 市町村等 | 内 容 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| b 1 | <p>「農業経営総合対策事業の実施について」（平成 14 年 3 月 29 日経営局長通知）では、「利用計画に基づく施設等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、施設等の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。」が事業の採択要件となっている。</p> <p>しかし、事業実施主体における施設等の利用計画に対する利用実績をみると、関係機関等との連携についての検討が不十分なため、平成 14 年度に実施した事業について、一部の取組が未実施等となっている。</p> <p>① 利用計画では、農業研究センター等農業研究機関との連携により病虫害情報等の動画配信を行うこととしているが、静止画を配信するにとどまり、実施されていない。</p> <p>② 利用計画では、インターネットの導入により農業簿記の記帳指導から申告指導までを行うこととしているが、セキュリティ等の問題から、記帳様式のダウンロードサービス等を行うにとどまる。また、インターネットを利用した気象情報のリアルタイム発信についても当初予定としていた提供情報のうち一部が発信されていない。</p> |
| b 2 | <p>事業実施主体は、農繁期等における家事負担の軽減、高齢世帯対応を目的としてネット受注により食材等の宅配を行うための食材等配送システムを構築することを他のシステムの構築とともに盛り込んだ事業計画書を作成し、県の承認を受け、平成 13 年度に事業を実施した。しかし、以下のとおり、事業計画策定段階において、事業の運用段階についての検討が不十分であったため、食材等配送システムが未利用となっている。</p> <p>○ 従来から、事業実施主体の事業区域内では、食材等配送システムとは別個の事業である「食材事業」を行っており、肉類・魚類等の食材を県農業協同組合連合会から調達し、配達希望農家宅へ配達していたが、配達食材が固定されていることから、希望する食材を配達してもらいたいとの要望が多く、このため、A コープを調達先とし、予め募った会員が端末入力した注文を農協サーバーで集計、A コープで注文状況を確認し、翌日には配送する「食材等配送システム」を構築した。</p> <p>しかし、事業開始後、A コープから、「食材業者からの仕入れを毎日実施しているわけではないので、注文に対応するための品揃えの確保が困難」との話があり、当初の計画は頓挫している。</p> <p>事業実施主体としては、現在、当該システムを利用して、会員が希望する食材を定期的に配送する代替方策をとっているが、これについても、利便性が低く需要がないこと、積極的に展開していないことから、全く利用されていない。</p> |

(注) 当省の調査結果による。

表2-(3)-オ-2 「農業経営総合対策事業の実施について」(平成14年3月29日経営局長通知) <抜粋>

農業経営総合対策事業の実施について

平成14年3月29日
13経営第7052号 経営局長通知

最終改正 平成16年3月30日付け15経営第7100号

農業経営総合対策については、先に農業経営総合対策実施要領(平成14年3月29日付け13経営第6627号農林水産事務次官依命通知。以下「要領」という。)が定められたところであるが、要領第3の2の(2)の規定に基づく農業経営総合対策事業の実施について、別紙のとおり定めたので、.....

別紙

第2 各事業別事項

- 1
- 2
- 3 経営支援情報化施設整備事業の実施について(別記3)

別記3

経営支援情報化施設整備事業の実施について

4 採択基準について

- (1) 要領別表2の事業種類欄の3の採択基準の経営支援情報化施設整備事業計画の承認要件について、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - ア
 - イ 次の事項をすべて満たすこと。
 - (ア)
 - ～
 - (エ) 利用計画に基づく施設等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、施設等の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。
 - ～
 - (キ)

3 地域情報化計画における到達目標等の明確化

| 勸告 | 説明図表番号 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| <p>国は、地域の情報化に係る指針として「地方公共団体における地域の情報化に関する指針」（平成2年1月12日付け自治情第1号各都道府県知事あて自治大臣官房総務審議官通知）を策定後、順次新たな指針を策定し、現時点の指針としては「電子自治体推進指針」（平成15年8月8日総務省自治行政局）を策定している。</p> <p>これらの指針においては、地域情報化の目的及びビジョンと戦略を明確にするとともに、アクションプラン（年次計画及び個別施策の推進スケジュール等）を明記した地域の情報化に係る計画（以下「地域情報化計画」という。）を策定していくことが望ましいとの考え方を示している。</p> <p>今回、地方公共団体の地域情報化計画及び地域情報化計画の推進のための各種事業の内容等について、市町村等が事業を実施している地域イントラネット事業等の9事業のいずれかを実施している77市町村等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> | <p>表3-1 表3-2 表3-3</p> |
| <p>(1) 地域情報化計画</p> <p>施設・設備の整備後、これらの事業について業務システムの利用が低調であるなどの課題等が発生しているところは41市町村等（53.2%）となっており、この課題等の発生状況を市町村等の地域情報化計画の策定状況との関連性からみると、①地域情報化計画を策定している57市町村においては、課題等が発生しているところが29市町村（50.9%）であるのに対し、②地域情報化計画を策定していない20市町村等においては、何らかの課題等が発生しているところが12市町村（60.0%）と、77市町村等全体の平均より高くなっている状況が認められる。</p> | <p>表3-(1)-1</p> |
| <p>地域情報化計画を策定していない20市町村等において、具体的には次のような事例が発生している。</p> <p>① システムにより提供する住民サービスの具体的内容についての検討が不十分であったことから、福祉情報システムのために地域イントラネット事業で整備した双方向画像伝送装置の利用が低調となっている事例</p> <p>② 高速のインターネット接続環境を整備するといった具体的ビジョンがなかったことから、平成15年度までADSL（電話の加入者線を利用した高速データ電送）が整備されておらず、住民から整備要望等を受けて、ようやく一部地域においてはADSLが整備されるなど、基盤整備が遅延している事例</p> | <p>表3-(1)-2</p> |
| <p>また、上記の地域情報化計画を策定していない20市町村等のうち、地域情報化計画を策定していない理由を把握できた18市町村では、①市町村合併（又は</p> | <p>表3-(1)-3</p> |

合併予定の解消)のため、②地域情報化計画策定の必要性を認識していなかったため、③予算・マンパワーが不足しているため等をその理由としている。

(2) 地域情報化のための各種事業

上記(1)と同様に地域イントラネット事業等の9事業を実施し、地域情報化計画を策定している57市町村について、地域情報化のための事業目標の設定状況とこれらの事業における業務システムの利用が低調であるなど何らかの課題等の発生の関連性をみると、①事業の目標を明確にしている32市町村においては、課題等が発生しているところが14市町村(43.8%)であるのに対し、②事業の目標を明確にしていない25市町村においては、課題等が発生しているところが15市町村(60.0%)と高くなっている状況が認められる。

事業目標を明確にしていない25市町村において、具体的には次のような事例が生じている。

- ① 地域情報化計画等においては事業をどのように実施し、どのような効果を得るのかといった事業の目標が明確になっておらず、地域イントラネット事業を利用して導入した教育コンテンツシステムの利用実績がなく、また、同システムの具体的な利用計画等もないことから、利用が低調な原因の把握・フィードバック等も行われていない事例
- ② 地域情報化計画においては、目標として実現すべきことが具体的に示されていないことから、地域イントラネット事業のための事業内容の検討においても事業により整備するテレビ会議システムについて、住民ニーズの把握や利用に関する目標値等の設定が行われておらず、同システムの利用実績が4年6か月の間に20回と低調なものとなっている事例
- ③ 住民ニーズ調査等を基に事業目標を定めた地域情報化計画が策定されていないことが一因となり、情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業、地域イントラネット事業により整備された施設、システムの利用が低調となっている事例

また、上記の25市町村のうち、その理由を把握できた17市町村では、①予算・マンパワーが不足しているため、②著しい技術進歩等の環境下では、事業目標を頻繁に更新する必要があるため、③事業目標を明確化する必要性についての認識がなかったため、④市町村合併のため等をその理由としている。特に、③の理由のように目標等を明確化する必要性について認識が不足していることが背景となって目標等を明確にしていないところは8市町村(47.1%)となっており、多数の市町村において事業の目標等を明確化する必要性についての認識が不足している状況であると考えられる。

なお、合併を予定している市町村においては、関係市町村間における地域情報化について十分な検討が必要であり、合併後の地域情報化施策の効果的な実

表3-(2)-1

表3-(1)-2

表3-(2)-2

施のためには、このような検討の中で事業の目標等を明確にすることが特に重要であると考えられる。

(3) 効果の上がっている事例

調査した市町村の中には、地域情報化計画を策定し、かつ、地域情報化のビジョン・目標を明確に定めていることから、以下のとおり、事業を効果的に実施するための措置を計画的に講じている事例がみられる。

- ① 市民会議室を設け、市民に市政情報を提供するとともに、市政に対する市民からの意見・提案を細かく吸収し、市政に反映させている事例
- ② 国の各種実証実験に積極的に参加し、先端技術の活用方法を吸収している事例

(4) 地域情報化に係る指針

地域情報化に係る現在の指針である「電子自治体推進指針」の内容をみると、地域情報化の目的及びビジョンと戦略を明確にするとともに、アクションプラン（年次計画及び個別施策の推進スケジュール等）を明記した地域情報化計画を策定し、住民・企業等の利用者に対して積極的に情報提供を行っていくことが望ましいとするにとどまっており、同計画の策定を必須のものとは位置付けていない。また、同計画に盛り込むべき内容についても、「同計画は中長期的な視点も踏まえつつ、適切な期間について、各施策の推進に関する実現目標、現状、課題、今後の取組、スケジュール等が具体的に提示されるものと考えられる」とするにとどまっており、事業の目標等を地域情報化計画に具体的に盛り込むことの必要性について十分に示したものはなっていない。

このため、前述のとおり、事業の目標等を明確にしていない市町村において、より多くの課題等がみられる状況となっていると考えられる。

したがって、総務省は、地域情報化を推進するための各種施策が効率的かつ効果的に実施される観点から、電子自治体推進指針に、具体的な各種施策の内容及び事業の目標等を地域情報化計画に盛り込むことの重要性を明記する必要がある。

表 3 - 3

表3-1 「地方公共団体における地域の情報化の推進に関する指針」（平成2年1月12日付け各都道府県知事あて自治大臣官房総務審議官通知） <抜粋>

.....、特に情報化への対応は今後21世紀に向けて地域住民の福祉の向上と地域の活性化を図る上で戦略的重要性を有するものと考えられる。

このため、地方公共団体は、地域における情報化の推進に関する基本方針を明確にするとともに、地域の情報化のための具体的な施策を体系的かつ網羅的に掲げた地域の情報化に関する計画（以下「地域情報化計画」という。）を早急に策定するなどにより、計画的かつ総合的に事業を推進する必要がある。

この指針は、.....

第1 地域情報化推進の意義

.....

第2 地域情報化計画の策定

地域の情報化を推進するためには、地域の特性、情報通信施設の整備状況及び活用状況等を踏まえて、情報化のビジョン、到達目標及びこれを実現するための具体的な施策等を総合的に定めた地域情報化計画を策定し、関係者をはじめ地域住民に周知する必要がある。

表3-2 「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」（平成12年8月28日情報通信技術（IT）革命に対応した地方公共団体における情報化推進本部決定） <抜粋>

.....このような中で、地方公共団体もIT革命に対応し、国と歩調を合わせた施策の推進が要請されている。

自治省では、これまでにも指針等を発出し、行政情報化及び地域情報化の推進をそれぞれ要請してきたところであるが、このような状況を踏まえ、来るべき21世紀において地方公共団体がIT革命に対応し、情報化施策を総合的に推進していくための新たな指針を示すこととした。.....

各地方公共団体においては、高度な情報通信技術の便益を最大限活用し、情報化施策を推進するに当たって、以下の点に留意する必要がある。

.....

第五 情報化施策を推進する上での留意点

1 総合的な推進計画の策定

情報化施策の推進に当たっては、取り組むべき課題が多岐にわたり、相互の整合性や進捗状況等を確認して総合的かつ戦略的に推進していくことが特に重要であるため、地域の実情に応じて、従来の行政情報化計画及び地域情報化計画を融合した総合的な情報化推進計画を策定することが望ましく、この計画に従って施策の計画的な推進に努める必要がある。

表3-3 「電子自治体推進指針」（平成15年8月総務省自治行政局） <抜粋>

電子自治体推進指針の策定のねらい

.....、それぞれの地方公共団体においては、電子自治体の構築に関するビジョンや戦略・目的等を明確にするとともに、電子自治体の構築に関するステップ（年次計画）や行政手続のオンライン化スケジュール等具体的なアクションプランを提示することが望ましい。.....

以上のことから、すべての地方公共団体が電子自治体の構築に関する計画（形式は問わない）を早期に策定することが望ましい。一つの目安としては同計画を平成15年度末を目途として策定（既に同様の計画を有している場合は必要に応じた見直しを行うことを含む）することが考えられる。

.....

なお、総務省では、これまで「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」（平成12年8月）、.....を公表してきたところであり、本指針はそれらの改訂版に当たるものである。

.....

第二 地方公共団体における当面の重要課題と取組みの方向性

1 電子自治体の基盤整備と行政手続オンライン化等の推進

(1) 電子自治体の構築を推進するための体制の整備等

③ 電子自治体構築計画の策定

電子自治体の構築に当たっては、目的及びビジョンと戦略を明確にするとともに、アクションプラン（年次計画及び個別施策の推進スケジュール等）を明記した電子自治体構築計画（形式は問わない）を策定し、住民・企業等の利用者に対して積極的に情報提供を行っていくことが望ましい。

同計画の策定に当たっては、「電子自治体の実現により住民・企業等から見てどのようなメリットがあるのか」「行政の簡素・効率化がどのような形で達成されることになるのか」等の実現イメージをできるだけ具体的に提示することが求められる。

.....

同計画は中長期的な視点も踏まえつつ、適切な期間について、各施策の推進に関する実現目標、現状、課題、今後の取組み、スケジュール等が具体的に提示されるものと考えられるが、計画期間中に内容が陳腐化するおそれがあることを考慮し、継続的に評価・見直し等のフォローアップを行っていくことが必要である。

表3-(1)-1 地域イントラネット基盤施設整備事業等を実施している市町村等における課題等発生状況（地域情報化計画の策定別）

(単位：市町村、%)

| 事業名 | | ①地域イントラネット基盤施設整備事業 | ②地域インターネット導入促進基盤整備事業 | ③新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業 | ④高度情報化拠点施設整備事業 | ⑤漁港漁村活性化対策事業等（情報基盤施設） | ⑥農村振興地域情報基盤整備事業等 | ⑦IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業等 | ⑧先進的通信モデル都市構築事業 | ⑨先導的都市整備事業 | 左記①から⑨までの事業のいずれかを実施している市町村 |
|------------|----------------|--------------------|----------------------|---------------------|----------------|-----------------------|------------------|---------------------------|-----------------|------------|----------------------------|
| 区分 | | | | | | | | | | | |
| 地域情報化計画策定済 | 実施市町村数 | 28 | 16 | 4 | 2 | 1 | 3 | 4 | 7 | 1 | 57 |
| | うち課題等がある市町村数 | 18 | 5 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 29 |
| | 課題等がある市町村数の割合 | (64.3) | (31.3) | (0.0) | (50.0) | (0.0) | (0.0) | (75.0) | (42.9) | (0.0) | (50.9) |
| 地域情報化計画未策定 | 実施市町村等数 | 7 | 10 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 20 |
| | うち課題等がある市町村等数 | 5 | 4 | 1 | — | 1 | — | — | 1 | — | 12 |
| | 課題等がある市町村等数の割合 | (71.4) | (40.0) | (100.0) | — | (50.0) | — | — | (100.0) | — | (60.0) |
| 合計 | 実施市町村等数 | 35 | 26 | 5 | 2 | 3 | 3 | 4 | 8 | 1 | 77 |
| | うち課題等がある市町村等数 | 23 | 9 | 1 | 1 | 1 | 0 | 3 | 4 | 0 | 41 |
| | 課題等がある市町村等数の割合 | (65.7) | (34.6) | (20.0) | — | (33.3) | — | — | (50.0) | — | (53.2) |

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 事業実施主体が市町村等以外のものを除いている。

表3-(1)-2 地域イントラネット基盤整備事業等9事業の何れかを実施している市町村における課題等の発生状況等

| 区分 | No. | 市町村等 | 課題等の内容 |
|--------------------|-----|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域情報化計画を策定していない市町村 | 1 | A5市 | 先進的情報通信システムモデル都市構築事業を実施し、携帯端末向けに施設予約状況、行政情報等を発信することを目的として携帯配信システムを整備したが、行政情報等は元来公式ホームページには掲載されず利用者の限られた公共端末のみに限定して発信していたものであり、提供機能はあるものの、提供が行われていない。 |
| | 2 | F1市 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、公民館等に來た住民が専門相談員と対面で資料・見本を提示しながら各種遠隔相談を行う福祉情報システムのために、双方向画像伝送装置を整備したが、地域情報化計画が未策定であり、住民向けサービスとして必要か否かの検討を十分に行わないまま同システムを構築したため、双方向画像伝送装置のほとんどが利用されていない。 |
| | 3 | F4村 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施し、蔵書情報、住民相談、公共施設予約のサービスを提供しているが、平成15年度において、これらのサービスの利用見込みに対する達成度はいずれも0%となっている。 |
| | 4 | O2町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、学校間において、教材の共有を図るマルチメディア教材配信システムとテレビ会議を行うための地域教育コミュニティ支援システムを整備したが、前者のシステムについては5校中4校でほとんど活用されておらず、後者のシステムについては利用実績無し |
| | 5 | Q1町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、地域住民の住民相談等のためにテレビ会議システムを整備したが利用実績無し |
| | 6 | Q2町 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施し、教育支援システムや公共施設予約のサービスを提供しているが、利用実績無し |
| | 7 | R1町 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施し、生涯学習情報システムによりインターネット経由で受講申込ができるようにしたが、インターネット経由での受講申込は平成14年度0人、平成15年度2人と低調であり、同システムの供用開始後3年間、町内の文化団体等の利用も無い。 |
| | 8 | S2町 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施し、行政目安箱システムによる住民相談のサービスを提供しているが、利用見込みに対する達成度が平成15年度10.7%、16年度(17年1月末現在) 11.4%と低調 |
| | 9 | S3市 | 合併による新市を構成している旧3町において具体的な計画を盛り込んだ地域情報化計画を策定しておらず、計画的に事業を実施していなかったことから、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を実施し、光ファイバーケーブルを敷設した区間の一部が、同事業の実施前年度に実施した広域的な地域情報通信ネットワーク基盤整備事業により光ファイバーケーブルを敷設した区間と重複しており、施設の重複整備がみられる。 |
| | 10 | T2町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、学校間において遠隔授業や意見交換を行う双方向会議システムを整備したが、ニーズ把握を行っていなかったため、平成16年度(12月末現在)の利用見込みに対する達成度は0%と低調 |
| | 11 | V1町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、メールによる健康相談の受付サービスを提供しているが平成15年3月から17年2月末までの同サービスによる受付件数は8件と低調。また、同様に公共施設の予約サービスも提供しているが、サービスを利用するための利用者登録の数は平成17年2月末現在25件と少ない。 |
| | 12 | V4村 | 漁港漁村活性化対策事業等(情報基盤施設)により整備した中継放送設備、スタジオ設備、保険医療設備の利用が、中継放送設備の場合2年間で8回、スタジオ設備の場合、現時点では音声放送にしか使用されていない、保険医療設備の場合平成16年中10回程度しか使用されていないというように低調 |

| 区分 | No. | 市町村等 | 課題等の内容 |
|-------------------|-----|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域情報化計画を策定している市町村 | 1 | B 1 町 | I T生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業を実施したが、テレワーク事業支援者、テレワーク従事者等の育成段階であるため、整備した施設の運営開始後1年近く経過した段階ではテレワーク事業の実績は無い。 |
| | 2 | C 1 町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、遠隔窓口相談支援システムを提供しているが、ほとんど利用実績が無い。 |
| | 3 | C 4 市 | 高度情報化拠点施設整備事業を実施したが、関係者間の協議が不十分なため、予定していた情報提供のメニューの一部が未実施等 |
| | 4 | H 1 市 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、学校教育支援システムによるテレビ会議システムを用いた学校教育支援のサービスを提供しているが、実績はほとんど無い。 |
| | 5 | H 3 町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、教育映像コンテンツの配信を行えるようになってきているが、配信は供用開始時に数回実施したのみ |
| | 6 | I 1 市 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施して運用しているシステムの利用見込みに対する達成度は、議会会議録検索システム平成15年度20.4%、16年度18.8%、学校交流支援システム15年度0%、16年度0.03%、図書館情報システム15年度6.0%、16年度5.4%と低調 |
| | 7 | J 5 市 | 情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業を実施したが、テレワーク事業の受注件数及び売上が年々減少している。 |
| | 8 | X 2 市 | 先進的情報通信システムモデル都市構築事業を実施して整備したTV会議システムの利用は月平均4件と低調であり、この実績の大部分が職員の利用によるものであって住民向けのシステムとしての目的が達成されていない。 |
| | 9 | K 1 市 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施して整備した生涯学習情報システムが提供情報の内容からみて利用低調 |
| | 10 | M 1 市 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施して導入した保険福祉情報システムのうちテレビ電話システムについては本格稼働していない。 |
| | 11 | O 3 市 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施して整備した公共端末が事務室に設置され事務用に転用されている。 |
| | 12 | O 4 町 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施し、公共施設案内予約のサービスを提供しているが利用実績無し |
| | 13 | P 1 市 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、Webカメラを用いた交流を学校間で行うための学校間交流システムを構築したが、同カメラ付きの端末を利用した学校間交流は未実施 |
| | 14 | W 2 市 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、公共施設予約案内のサービスを提供しているが、利用見込みに対する達成度は平成15年度6.9%と低調 |
| 事業目標等が不明確な市町村 | 1 | A 2 町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、観光情報の提供や住民相談のサービスを提供しているが、利用見込みに対する達成度は観光情報10.2%、住民相談15年度6.2%、16年12月末0.8%と低調 |
| | 2 | B 2 町 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施して整備した公共端末が事務室職員の机の上に設置され、主に職員の事務用として利用されるものとなっている。 |
| | 3 | B 3 村 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施し、公共施設の予約サービスを提供しているが利用実績無し 地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施して整備した公共端末が事務室職員の机の上に設置され、主に職員の事務用として利用されるものとなっている。 |
| | 4 | D 1 市 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、住民相談のサービスを提供しているが利用実績は0件と低調 |
| | 5 | E 1 市 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、住民相談のサービスを提供しているが利用見込みに対する達成度は平成14年度18.9%、15年度22.2%と低調 |
| | 6 | F 2 市 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、生涯学習システム、子育て相談システムを構築しているが、生涯学習システムのテレビ会議や子育て相談の利用は実績がほとんど無い。 |
| | 7 | G 1 市 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、テレビ会議による各種相談のサービスを提供しているが、利用実績は平成12年度2件、13年度14件、14年度1件、15年度1件、16年度2件と低調 |
| | 8 | G 4 市 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施し、生涯学習システムを整備したが同システムは未稼働 |

| 区分 | No. | 市町村等 | 課題等の内容 |
|----|-----|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 9 | G 2 町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施して導入した学校間交流システム及び教育コンテンツシステムは、利用できる場所が利用しやすい場所でないこと及び教育委員会と各学校との間で認識にずれがあったことから、利用が低調。また、同様に導入した町民高速インターネット体験システムについても、利用見込みに対する達成度は平成14年度14.0%、15年度7.3%と低調 |
| | 10 | J 1 町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、住民掲示板、住民カレンダー、公共施設予約のサービスを提供していたが、利用実績がないため何れもサービスの提供を中止 |
| | 11 | M 3 市 | 先進的情報通信システムモデル都市構築事業を実施したが、カメラを配備して遠隔学習を行うための教育支援ネットワークシステムの利用実績はほとんど無い。 |
| | 12 | N 2 町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、学校間交流支援システムを構築したが利用実績はほとんど無い。 |
| | 13 | S 1 町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、学校間等交流システム、学校教育支援システム、住民相談システムを整備したが、何れも利用実績無し 情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業を実施したが、テレワーク事業の受注件数及び売上高が年々減少 |
| | 14 | Y 2 市 | 先進的情報通信システムモデル都市構築事業を実施し、情報公開システムを構築したが文書整理未了のため平成14年度末の事業終了後現在まで未稼働 |
| | 15 | U 1 町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、学校間等交流システムを構築したが、平成17年1月までに1度も活用されていない。 |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 地域情報化計画未策定の20市町村等（3市、13町、3村、1広域行政組合）、地域情報化計画を策定済みであるが事業目標等が不明確な25市町村（11市、10町、4村）、地域情報化計画を定めており事業目標等も明確な32市町（20市、12町）について集計した。

表3-1)-3

地域情報化計画未策定の理由の分類

(単位：市町村等)

| 理由の類型 | 該当する市町村等の数 |
|--------------------------------------|------------|
| 合併（又は合併予定の解消）のため | 4 |
| 地域情報化計画策定の必要性を認識していなかったため | 4 |
| 予算・マンパワーが不足しているため | 4 |
| 総合計画で対応できるため | 4 |
| 補助事業で地域情報化計画等の策定が採択要件となっていないため | 1 |
| 地域情報化計画策定の必要性がない | 1 |
| 著しい技術進歩等の環境下で、地域情報化計画を策定することが困難であるため | 2 |
| 地域情報化計画策定のための合意取り付け等庁内調整が困難なため | 1 |
| 地域情報化の優先度が低い | 1 |
| 組合を構成する町から委託を受けて事業を行っているため | 1 |
| 目標年次の設定を含む具体的な計画は立て難いため | 1 |
| 計 | 24 |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 地域情報化計画未策定の20市町村等のうち、その理由を把握できた18市町村等について作成した。

表3-(2)-1 地域イントラネット基盤施設整備事業等を実施している地域情報化計画策定済市町村における課題等の発生状況（事業目標等の明確・不明確別）

(単位：市町村、%)

| 事業名 区分 | | ①地域 イントラ ネット基 盤施設 整備事 業 | ②地域 イン ター ネット 導入促 進基盤 整備事 業 | ③新世 代地域 ケーブ ルテレ ビ施設 整備事 業 | ④高度 情報化 拠点施 設整備 事業 | ⑤漁港 漁村活 性化対 策事業 等(情 報基盤 施設) | ⑥農村 振興地 域情報 基盤整 備事業 等 | ⑦IT 生きが い・ふ れあい 支援セ ンター 施設整 備事業 等 | ⑧先進 的信息 通信モ デル都 市構築 事業 | ⑨先導 的都市 整備事 業 | 左記① から⑨ までの 事業の いずれ かを実 施して いる市 町村 |
|----------------------|---------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------|------------------------------------------------------------|
| | | 実施市町村数 | うち課題等がある市町村数 | 課題等がある市町村数の割合 | 実施市町村数 | うち課題等がある市町村数 | 課題等がある市町村数の割合 | 実施市町村数 | うち課題等がある市町村数 | 課題等がある市町村数の割合 | 実施市町村数 |
| 事業 目標 等不 明確 | 実施市町村数 | 13 | 7 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 4 | 0 | 25 |
| | うち課題等がある市町村数 | 10 | 3 | — | 0 | 0 | — | 1 | 2 | — | 15 |
| | 課題等がある市町村数の割合 | (76.9) | (42.9) | — | (0.0) | (0.0) | — | (50.0) | (50.0) | — | (60.0) |
| 事業 目標 等明 確 | 実施市町村数 | 15 | 9 | 4 | 1 | 0 | 3 | 2 | 3 | 1 | 32 |
| | うち課題等がある市町村数 | 8 | 2 | 0 | 1 | — | 0 | 2 | 1 | 0 | 14 |
| | 課題等がある市町村数の割合 | (53.3) | (22.2) | (0.0) | (100.0) | — | (0.0) | (100.0) | (33.3) | (0.0) | (43.8) |

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 複数の事業において課題が発生している市町村があるため、「うち課題等がある市町村数」の合計欄は各欄の合計と一致しない。
 3 事業実施主体が市町村等以外ものを除いている。

表3-(2)-2

市町村等において事業目標等を明確にしている理由

(単位：市町村等)

| 理由の種類 | 該当する市町村等の数 |
|---------------------------------------|------------|
| 予算・マンパワーが不足しているため | 4 |
| 著しい技術進歩等の環境下で、事業目標を明確にすることが困難であるため | 2 |
| 地域情報化計画を未策定、急遽策定した、又は計画対象外事業であるため ※ | 2 |
| 目標としての指標設定のための手法がない、検討していない、又は分からないため | 2 |
| 合併のため | 1 |
| 地域情報化計画の目的が施策の方向性を示すことであるため ※ | 2 |
| 事業評価が未実施であり、必要がなかったため ※ | 2 |
| 事業目標を明確化する必要性についての認識がなかったため ※ | 2 |
| ハードウェアの整備状況に応じて事業内容が変化するため | 2 |
| 市議会審議事項であり、事業について具体的に示しづらいため ※ | 1 |
| 目標を明確にすると事務上不都合があるため ※ | 1 |
| その他 | 3 |
| 計 | 24 |

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 事業目標等を明確にしている理由を把握できたところは、17市町村である。
 3 上記類型のうち、事業の目標等を明確にすることの意義についての認識が不足していると思われる理由（※印を付したものを）を挙げているところについては、当該理由を複数挙げているところを1と数えた場合、17市町村のうち8市町村（47.1%）となっている。

3 地域情報化計画における到達目標等の明確化

| 勸告 | 説明図表番号 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| <p>国は、地域の情報化に係る指針として「地方公共団体における地域の情報化に関する指針」（平成2年1月12日付け自治情第1号各都道府県知事あて自治大臣官房総務審議官通知）を策定後、順次新たな指針を策定し、現時点の指針としては「電子自治体推進指針」（平成15年8月8日総務省自治行政局）を策定している。</p> <p>これらの指針においては、地域情報化の目的及びビジョンと戦略を明確にするとともに、アクションプラン（年次計画及び個別施策の推進スケジュール等）を明記した地域の情報化に係る計画（以下「地域情報化計画」という。）を策定していくことが望ましいとの考え方を示している。</p> <p>今回、地方公共団体の地域情報化計画及び地域情報化計画の推進のための各種事業の内容等について、市町村等が事業を実施している地域イントラネット事業等の9事業のいずれかを実施している77市町村等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> | <p>表3-1</p> <p>表3-2</p> <p>表3-3</p> |
| <p>(1) 地域情報化計画</p> <p>施設・設備の整備後、これらの事業について業務システムの利用が低調であるなどの課題等が発生しているところは41市町村等（53.2%）となっており、この課題等の発生状況を市町村等の地域情報化計画の策定状況との関連性からみると、①地域情報化計画を策定している57市町村においては、課題等が発生しているところが29市町村（50.9%）であるのに対し、②地域情報化計画を策定していない20市町村等においては、何らかの課題等が発生しているところが12市町村（60.0%）と、77市町村等全体の平均より高くなっている状況が認められる。</p> | <p>表3-(1)-1</p> |
| <p>地域情報化計画を策定していない20市町村等において、具体的には次のような事例が発生している。</p> <p>① システムにより提供する住民サービスの具体的内容についての検討が不十分であったことから、福祉情報システムのために地域イントラネット事業で整備した双方向画像伝送装置の利用が低調となっている事例</p> <p>② 高速のインターネット接続環境を整備するといった具体的ビジョンがなかったことから、平成15年度までADSL（電話の加入者線を利用した高速データ電送）が整備されておらず、住民から整備要望等を受けて、ようやく一部地域においてはADSLが整備されるなど、基盤整備が遅延している事例</p> | <p>表3-(1)-2</p> |
| <p>また、上記の地域情報化計画を策定していない20市町村等のうち、地域情報化計画を策定していない理由を把握できた18市町村では、①市町村合併（又は</p> | <p>表3-(1)-3</p> |

合併予定の解消)のため、②地域情報化計画策定の必要性を認識していなかったため、③予算・マンパワーが不足しているため等をその理由としている。

(2) 地域情報化のための各種事業

上記(1)と同様に地域イントラネット事業等の9事業を実施し、地域情報化計画を策定している57市町村について、地域情報化のための事業目標の設定状況とこれらの事業における業務システムの利用が低調であるなど何らかの課題等の発生の関連性をみると、①事業の目標を明確にしている32市町村においては、課題等が発生しているところが14市町村(43.8%)であるのに対し、②事業の目標を明確にしていない25市町村においては、課題等が発生しているところが15市町村(60.0%)と高くなっている状況が認められる。

事業目標を明確にしていない25市町村において、具体的には次のような事例が生じている。

- ① 地域情報化計画等においては事業をどのように実施し、どのような効果を得るのかといった事業の目標が明確になっておらず、地域イントラネット事業を利用して導入した教育コンテンツシステムの利用実績がなく、また、同システムの具体的な利用計画等もないことから、利用が低調な原因の把握・フィードバック等も行われていない事例
- ② 地域情報化計画においては、目標として実現すべきことが具体的に示されていないことから、地域イントラネット事業のための事業内容の検討においても事業により整備するテレビ会議システムについて、住民ニーズの把握や利用に関する目標値等の設定が行われておらず、同システムの利用実績が4年6か月の間に20回と低調なものとなっている事例
- ③ 住民ニーズ調査等を基に事業目標を定めた地域情報化計画が策定されていないことが一因となり、情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業、地域イントラネット事業により整備された施設、システムの利用が低調となっている事例

また、上記の25市町村のうち、その理由を把握できた17市町村では、①予算・マンパワーが不足しているため、②著しい技術進歩等の環境下では、事業目標を頻繁に更新する必要があるため、③事業目標を明確化する必要性についての認識がなかったため、④市町村合併のため等をその理由としている。特に、③の理由のように目標等を明確化する必要性について認識が不足していることが背景となって目標等を明確にしていないところは8市町村(47.1%)となっており、多数の市町村において事業の目標等を明確化する必要性についての認識が不足している状況であると考えられる。

なお、合併を予定している市町村においては、関係市町村間における地域情報化について十分な検討が必要であり、合併後の地域情報化施策の効果的な実

表3-(2)-1

表3-(1)-2

表3-(2)-2

施のためには、このような検討の中で事業の目標等を明確にすることが特に重要であると考えられる。

(3) 効果の上がっている事例

調査した市町村の中には、地域情報化計画を策定し、かつ、地域情報化のビジョン・目標を明確に定めていることから、以下のとおり、事業を効果的に実施するための措置を計画的に講じている事例がみられる。

- ① 市民会議室を設け、市民に市政情報を提供するとともに、市政に対する市民からの意見・提案を細かく吸収し、市政に反映させている事例
- ② 国の各種実証実験に積極的に参加し、先端技術の活用方法を吸収している事例

(4) 地域情報化に係る指針

地域情報化に係る現在の指針である「電子自治体推進指針」の内容をみると、地域情報化の目的及びビジョンと戦略を明確にするとともに、アクションプラン（年次計画及び個別施策の推進スケジュール等）を明記した地域情報化計画を策定し、住民・企業等の利用者に対して積極的に情報提供を行っていくことが望ましいとするにとどまっており、同計画の策定を必須のものとは位置付けていない。また、同計画に盛り込むべき内容についても、「同計画は中長期的な視点も踏まえつつ、適切な期間について、各施策の推進に関する実現目標、現状、課題、今後の取組、スケジュール等が具体的に提示されるものと考えられる」とするにとどまっており、事業の目標等を地域情報化計画に具体的に盛り込むことの必要性について十分に示したものはなっていない。

このため、前述のとおり、事業の目標等を明確にしていない市町村において、より多くの課題等がみられる状況となっていると考えられる。

したがって、総務省は、地域情報化を推進するための各種施策が効率的かつ効果的に実施される観点から、電子自治体推進指針に、具体的な各種施策の内容及び事業の目標等を地域情報化計画に盛り込むことの重要性を明記する必要がある。

表 3 - 3

表3-1 「地方公共団体における地域の情報化の推進に関する指針」（平成2年1月12日付け各都道府県知事あて自治大臣官房総務審議官通知） <抜粋>

.....、特に情報化への対応は今後21世紀に向けて地域住民の福祉の向上と地域の活性化を図る上で戦略的重要性を有するものと考えられる。

このため、地方公共団体は、地域における情報化の推進に関する基本方針を明確にするとともに、地域の情報化のための具体的な施策を体系的かつ網羅的に掲げた地域の情報化に関する計画（以下「地域情報化計画」という。）を早急に策定するなどにより、計画的かつ総合的に事業を推進する必要がある。

この指針は、.....

第1 地域情報化推進の意義

.....

第2 地域情報化計画の策定

地域の情報化を推進するためには、地域の特性、情報通信施設の整備状況及び活用状況等を踏まえて、情報化のビジョン、到達目標及びこれを実現するための具体的な施策等を総合的に定めた地域情報化計画を策定し、関係者をはじめ地域住民に周知する必要がある。

表3-2 「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」（平成12年8月28日情報通信技術（IT）革命に対応した地方公共団体における情報化推進本部決定） <抜粋>

.....このような中で、地方公共団体もIT革命に対応し、国と歩調を合わせた施策の推進が要請されている。

自治省では、これまでにも指針等を発出し、行政情報化及び地域情報化の推進をそれぞれ要請してきたところであるが、このような状況を踏まえ、来るべき21世紀において地方公共団体がIT革命に対応し、情報化施策を総合的に推進していくための新たな指針を示すこととした。.....

各地方公共団体においては、高度な情報通信技術の便益を最大限活用し、情報化施策を推進するに当たって、以下の点に留意する必要がある。

.....

第五 情報化施策を推進する上での留意点

1 総合的な推進計画の策定

情報化施策の推進に当たっては、取り組むべき課題が多岐にわたり、相互の整合性や進捗状況等を確認して総合的かつ戦略的に推進していくことが特に重要であるため、地域の実情に応じて、従来の行政情報化計画及び地域情報化計画を融合した総合的な情報化推進計画を策定することが望ましく、この計画に従って施策の計画的な推進に努める必要がある。

表3-3 「電子自治体推進指針」（平成15年8月総務省自治行政局） <抜粋>

電子自治体推進指針の策定のねらい

.....、それぞれの地方公共団体においては、電子自治体の構築に関するビジョンや戦略・目的等を明確にするとともに、電子自治体の構築に関するステップ（年次計画）や行政手続のオンライン化スケジュール等具体的なアクションプランを提示することが望ましい。.....

以上のことから、すべての地方公共団体が電子自治体の構築に関する計画（形式は問わない）を早期に策定することが望ましい。一つの目安としては同計画を平成15年度末を目途として策定（既に同様の計画を有している場合は必要に応じた見直しを行うことを含む）することが考えられる。

.....

なお、総務省では、これまで「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」（平成12年8月）、.....を公表してきたところであり、本指針はそれらの改訂版に当たるものである。

.....

第二 地方公共団体における当面の重要課題と取組みの方向性

1 電子自治体の基盤整備と行政手続オンライン化等の推進

(1) 電子自治体の構築を推進するための体制の整備等

③ 電子自治体構築計画の策定

電子自治体の構築に当たっては、目的及びビジョンと戦略を明確にするとともに、アクションプラン（年次計画及び個別施策の推進スケジュール等）を明記した電子自治体構築計画（形式は問わない）を策定し、住民・企業等の利用者に対して積極的に情報提供を行っていくことが望ましい。

同計画の策定に当たっては、「電子自治体の実現により住民・企業等から見てどのようなメリットがあるのか」「行政の簡素・効率化がどのような形で達成されることになるのか」等の実現イメージをできるだけ具体的に提示することが求められる。

.....

同計画は中長期的な視点も踏まえつつ、適切な期間について、各施策の推進に関する実現目標、現状、課題、今後の取組み、スケジュール等が具体的に提示されるものと考えられるが、計画期間中に内容が陳腐化するおそれがあることを考慮し、継続的に評価・見直し等のフォローアップを行っていくことが必要である。

表3-(1)-1 地域イントラネット基盤施設整備事業等を実施している市町村等における課題等発生状況（地域情報化計画の策定別）

(単位：市町村、%)

| 事業名 | | ①地域イントラネット基盤施設整備事業 | ②地域インターネット導入促進基盤整備事業 | ③新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業 | ④高度情報化拠点施設整備事業 | ⑤漁港漁村活性化対策事業等（情報基盤施設） | ⑥農村振興地域情報基盤整備事業等 | ⑦IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業等 | ⑧先進的通信モデル都市構築事業 | ⑨先導的都市整備事業 | 左記①から⑨までの事業のいずれかを実施している市町村 |
|------------|----------------|--------------------|----------------------|---------------------|----------------|-----------------------|------------------|---------------------------|-----------------|------------|----------------------------|
| 区分 | | | | | | | | | | | |
| 地域情報化計画策定済 | 実施市町村数 | 28 | 16 | 4 | 2 | 1 | 3 | 4 | 7 | 1 | 57 |
| | うち課題等がある市町村数 | 18 | 5 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 29 |
| | 課題等がある市町村数の割合 | (64.3) | (31.3) | (0.0) | (50.0) | (0.0) | (0.0) | (75.0) | (42.9) | (0.0) | (50.9) |
| 地域情報化計画未策定 | 実施市町村等数 | 7 | 10 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 20 |
| | うち課題等がある市町村等数 | 5 | 4 | 1 | — | 1 | — | — | 1 | — | 12 |
| | 課題等がある市町村等数の割合 | (71.4) | (40.0) | (100.0) | — | (50.0) | — | — | (100.0) | — | (60.0) |
| 合計 | 実施市町村等数 | 35 | 26 | 5 | 2 | 3 | 3 | 4 | 8 | 1 | 77 |
| | うち課題等がある市町村等数 | 23 | 9 | 1 | 1 | 1 | 0 | 3 | 4 | 0 | 41 |
| | 課題等がある市町村等数の割合 | (65.7) | (34.6) | (20.0) | — | (33.3) | — | — | (50.0) | — | (53.2) |

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 事業実施主体が市町村等以外のものを除いている。

表3-(1)-2 地域イントラネット基盤整備事業等9事業の何れかを実施している市町村における課題等の発生状況等

| 区分 | No. | 市町村等 | 課題等の内容 |
|--------------------|-----|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域情報化計画を策定していない市町村 | 1 | A5市 | 先進的情報通信システムモデル都市構築事業を実施し、携帯端末向けに施設予約状況、行政情報等を発信することを目的として携帯配信システムを整備したが、行政情報等は元来公式ホームページには掲載されず利用者の限られた公共端末のみに限定して発信していたものであり、提供機能はあるものの、提供が行われていない。 |
| | 2 | F1市 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、公民館等に來た住民が専門相談員と対面で資料・見本を提示しながら各種遠隔相談を行う福祉情報システムのために、双方向画像伝送装置を整備したが、地域情報化計画が未策定であり、住民向けサービスとして必要か否かの検討を十分に行わないまま同システムを構築したため、双方向画像伝送装置のほとんどが利用されていない。 |
| | 3 | F4村 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施し、蔵書情報、住民相談、公共施設予約のサービスを提供しているが、平成15年度において、これらのサービスの利用見込みに対する達成度はいずれも0%となっている。 |
| | 4 | O2町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、学校間において、教材の共有を図るマルチメディア教材配信システムとテレビ会議を行うための地域教育コミュニティ支援システムを整備したが、前者のシステムについては5校中4校でほとんど活用されておらず、後者のシステムについては利用実績無し |
| | 5 | Q1町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、地域住民の住民相談等のためにテレビ会議システムを整備したが利用実績無し |
| | 6 | Q2町 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施し、教育支援システムや公共施設予約のサービスを提供しているが、利用実績無し |
| | 7 | R1町 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施し、生涯学習情報システムによりインターネット経由で受講申込ができるようにしたが、インターネット経由での受講申込は平成14年度0人、平成15年度2人と低調であり、同システムの供用開始後3年間、町内の文化団体等の利用も無い。 |
| | 8 | S2町 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施し、行政目安箱システムによる住民相談のサービスを提供しているが、利用見込みに対する達成度が平成15年度10.7%、16年度(17年1月末現在) 11.4%と低調 |
| | 9 | S3市 | 合併による新市を構成している旧3町において具体的な計画を盛り込んだ地域情報化計画を策定しておらず、計画的に事業を実施していなかったことから、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を実施し、光ファイバーケーブルを敷設した区間の一部が、同事業の実施前年度に実施した広域的な地域情報通信ネットワーク基盤整備事業により光ファイバーケーブルを敷設した区間と重複しており、施設の重複整備がみられる。 |
| | 10 | T2町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、学校間において遠隔授業や意見交換を行う双方向会議システムを整備したが、ニーズ把握を行っていないため、平成16年度(12月末現在)の利用見込みに対する達成度は0%と低調 |
| | 11 | V1町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、メールによる健康相談の受付サービスを提供しているが平成15年3月から17年2月末までの同サービスによる受付件数は8件と低調。また、同様に公共施設の予約サービスも提供しているが、サービスを利用するための利用者登録の数は平成17年2月末現在25件と少ない。 |
| | 12 | V4村 | 漁港漁村活性化対策事業等(情報基盤施設)により整備した中継放送設備、スタジオ設備、保険医療設備の利用が、中継放送設備の場合2年間で8回、スタジオ設備の場合、現時点では音声放送にしか使用されていない、保険医療設備の場合平成16年中10回程度しか使用されていないというように低調 |

| 区分 | No. | 市町村等 | 課題等の内容 |
|-------------------|-----|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域情報化計画を策定している市町村 | 1 | B 1 町 | I T生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業を実施したが、テレワーク事業支援者、テレワーク従事者等の育成段階であるため、整備した施設の運営開始後1年近く経過した段階ではテレワーク事業の実績は無い。 |
| | 2 | C 1 町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、遠隔窓口相談支援システムを提供しているが、ほとんど利用実績が無い。 |
| | 3 | C 4 市 | 高度情報化拠点施設整備事業を実施したが、関係者間の協議が不十分なため、予定していた情報提供のメニューの一部が未実施等 |
| | 4 | H 1 市 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、学校教育支援システムによるテレビ会議システムを用いた学校教育支援のサービスを提供しているが、実績はほとんど無い。 |
| | 5 | H 3 町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、教育映像コンテンツの配信を行えるようになっているが、配信は供用開始時に数回実施したのみ |
| | 6 | I 1 市 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施して運用しているシステムの利用見込みに対する達成度は、議会会議録検索システム平成15年度20.4%、16年度18.8%、学校交流支援システム15年度0%、16年度0.03%、図書館情報システム15年度6.0%、16年度5.4%と低調 |
| | 7 | J 5 市 | 情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業を実施したが、テレワーク事業の受注件数及び売上が年々減少している。 |
| | 8 | X 2 市 | 先進的情報通信システムモデル都市構築事業を実施して整備したTV会議システムの利用は月平均4件と低調であり、この実績の大部分が職員の利用によるものであって住民向けのシステムとしての目的が達成されていない。 |
| | 9 | K 1 市 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施して整備した生涯学習情報システムが提供情報の内容からみて利用低調 |
| | 10 | M 1 市 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施して導入した保険福祉情報システムのうちテレビ電話システムについては本格稼働していない。 |
| | 11 | O 3 市 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施して整備した公共端末が事務室に設置され事務用に転用されている。 |
| | 12 | O 4 町 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施し、公共施設案内予約のサービスを提供しているが利用実績無し |
| | 13 | P 1 市 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、Webカメラを用いた交流を学校間で行うための学校間交流システムを構築したが、同カメラ付きの端末を利用した学校間交流は未実施 |
| | 14 | W 2 市 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、公共施設予約案内のサービスを提供しているが、利用見込みに対する達成度は平成15年度6.9%と低調 |
| 事業目標等が不明確な市町村 | 1 | A 2 町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、観光情報の提供や住民相談のサービスを提供しているが、利用見込みに対する達成度は観光情報10.2%、住民相談15年度6.2%、16年12月末0.8%と低調 |
| | 2 | B 2 町 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施して整備した公共端末が事務室職員の机の上に設置され、主に職員の事務用として利用されるものとなっている。 |
| | 3 | B 3 村 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施し、公共施設の予約サービスを提供しているが利用実績無し 地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施して整備した公共端末が事務室職員の机の上に設置され、主に職員の事務用として利用されるものとなっている。 |
| | 4 | D 1 市 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、住民相談のサービスを提供しているが利用実績は0件と低調 |
| | 5 | E 1 市 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、住民相談のサービスを提供しているが利用見込みに対する達成度は平成14年度18.9%、15年度22.2%と低調 |
| | 6 | F 2 市 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、生涯学習システム、子育て相談システムを構築しているが、生涯学習システムのテレビ会議や子育て相談の利用は実績がほとんど無い。 |
| | 7 | G 1 市 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、テレビ会議による各種相談のサービスを提供しているが、利用実績は平成12年度2件、13年度14件、14年度1件、15年度1件、16年度2件と低調 |
| | 8 | G 4 市 | 地域インターネット導入促進基盤整備事業を実施し、生涯学習システムを整備したが同システムは未稼働 |

| 区分 | No. | 市町村等 | 課題等の内容 |
|----|-----|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 9 | G 2 町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施して導入した学校間交流システム及び教育コンテンツシステムは、利用できる場所が利用しやすい場所でないこと及び教育委員会と各学校との間で認識にずれがあったことから、利用が低調。また、同様に導入した町民高速インターネット体験システムについても、利用見込みに対する達成度は平成14年度14.0%、15年度7.3%と低調 |
| | 10 | J 1 町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、住民掲示板、住民カレンダー、公共施設予約のサービスを提供していたが、利用実績がないため何れもサービスの提供を中止 |
| | 11 | M 3 市 | 先進的情報通信システムモデル都市構築事業を実施したが、カメラを配備して遠隔学習を行うための教育支援ネットワークシステムの利用実績はほとんど無い。 |
| | 12 | N 2 町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、学校間交流支援システムを構築したが利用実績はほとんど無い。 |
| | 13 | S 1 町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、学校間等交流システム、学校教育支援システム、住民相談システムを整備したが、何れも利用実績無し 情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業を実施したが、テレワーク事業の受注件数及び売上高が年々減少 |
| | 14 | Y 2 市 | 先進的情報通信システムモデル都市構築事業を実施し、情報公開システムを構築したが文書整理未了のため平成14年度末の事業終了後現在まで未稼働 |
| | 15 | U 1 町 | 地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、学校間等交流システムを構築したが、平成17年1月までに1度も活用されていない。 |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 地域情報化計画未策定の20市町村等（3市、13町、3村、1広域行政組合）、地域情報化計画を策定済みであるが事業目標等が不明確な25市町村（11市、10町、4村）、地域情報化計画を定めており事業目標等も明確な32市町（20市、12町）について集計した。

表3-(1)-3

地域情報化計画未策定の理由の分類

(単位：市町村等)

| 理由の類型 | 該当する市町村等の数 |
|--------------------------------------|------------|
| 合併（又は合併予定の解消）のため | 4 |
| 地域情報化計画策定の必要性を認識していなかったため | 4 |
| 予算・マンパワーが不足しているため | 4 |
| 総合計画で対応できるため | 4 |
| 補助事業で地域情報化計画等の策定が採択要件となっていないため | 1 |
| 地域情報化計画策定の必要性がない | 1 |
| 著しい技術進歩等の環境下で、地域情報化計画を策定することが困難であるため | 2 |
| 地域情報化計画策定のための合意取り付け等庁内調整が困難なため | 1 |
| 地域情報化の優先度が低い | 1 |
| 組合を構成する町から委託を受けて事業を行っているため | 1 |
| 目標年次の設定を含む具体的な計画は立て難いため | 1 |
| 計 | 24 |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 地域情報化計画未策定の20市町村等のうち、その理由を把握できた18市町村等について作成した。

表3-(2)-1 地域イントラネット基盤施設整備事業等を実施している地域情報化計画策定済市町村における課題等の発生状況（事業目標等の明確・不明確別）

(単位：市町村、%)

| 事業名 区分 | | ①地域 イントラ ネット基 盤施設 整備事 業 | ②地域 イン ター ネット 導入促 進基盤 整備事 業 | ③新世 代地域 ケーブ ルテレ ビ施設 整備事 業 | ④高度 情報化 拠点施 設整備 事業 | ⑤漁港 漁村活 性化対 策事業 等(情 報基盤 施設) | ⑥農村 振興地 域情報 基盤整 備事業 等 | ⑦IT 生きが い・ふ れあい 支援セ ンター 施設整 備事業 等 | ⑧先進 的信息 通信モ デル都 市構築 事業 | ⑨先導 的都市 整備事 業 | 左記① から⑨ までの 事業の いずれ かを実 施して いる市 町村 |
|----------------------|---------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------|------------------------------------------------------------|
| | | 実施市町村数 | うち課題等がある市町村数 | 課題等がある市町村数の割合 | 実施市町村数 | うち課題等がある市町村数 | 課題等がある市町村数の割合 | 実施市町村数 | うち課題等がある市町村数 | 課題等がある市町村数の割合 | |
| 事業 目標 等不 明確 | 実施市町村数 | 13 | 7 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 4 | 0 | 25 |
| | うち課題等がある市町村数 | 10 | 3 | — | 0 | 0 | — | 1 | 2 | — | 15 |
| | 課題等がある市町村数の割合 | (76.9) | (42.9) | — | (0.0) | (0.0) | — | (50.0) | (50.0) | — | (60.0) |
| 事業 目標 等明 確 | 実施市町村数 | 15 | 9 | 4 | 1 | 0 | 3 | 2 | 3 | 1 | 32 |
| | うち課題等がある市町村数 | 8 | 2 | 0 | 1 | — | 0 | 2 | 1 | 0 | 14 |
| | 課題等がある市町村数の割合 | (53.3) | (22.2) | (0.0) | (100.0) | — | (0.0) | (100.0) | (33.3) | (0.0) | (43.8) |

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 複数の事業において課題が発生している市町村があるため、「うち課題等がある市町村数」の合計欄は各欄の合計と一致しない。
 3 事業実施主体が市町村等以外ものを除いている。

表3-(2)-2

市町村等において事業目標等を明確にしている理由

(単位：市町村等)

| 理由の種類 | 該当する市町村等の数 |
|---------------------------------------|------------|
| 予算・マンパワーが不足しているため | 4 |
| 著しい技術進歩等の環境下で、事業目標を明確にすることが困難であるため | 2 |
| 地域情報化計画を未策定、急遽策定した、又は計画対象外事業であるため ※ | 2 |
| 目標としての指標設定のための手法がない、検討していない、又は分からないため | 2 |
| 合併のため | 1 |
| 地域情報化計画の目的が施策の方向性を示すことであるため ※ | 2 |
| 事業評価が未実施であり、必要がなかったため ※ | 2 |
| 事業目標を明確化する必要性についての認識がなかったため ※ | 2 |
| ハードウェアの整備状況に応じて事業内容が変化するため | 2 |
| 市議会審議事項であり、事業について具体的に示しづらいため ※ | 1 |
| 目標を明確にすると事務上不都合があるため ※ | 1 |
| その他 | 3 |
| 計 | 24 |

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 事業目標等を明確にしている理由を把握できたところは、17市町村である。
 3 上記類型のうち、事業の目標等を明確にすることの意義についての認識が不足していると思われる理由（※印を付したものを）を挙げているところについては、当該理由を複数挙げているところを1と数えた場合、17市町村のうち8市町村（47.1%）となっている。